第２次
佐野市総合計画
基本構想・前期基本計画

栃木県 佐野市

第２次 佐野市総合計画

基本構想・前期基本計画

栃木県 佐野市

水と緑にあふれる北関東のどまん中
支え合い、人と地域が輝く
交流拠点都市を目指して

平成 17 年２月 28 日、佐野市、田沼町及び葛生町の合併により新たな「佐野市」が誕生いたしました。合併後の平成 18 年度には、新市として最初の総合計画を策定し、将来像である「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」の実現に向け様々な取組を積極的に推進してまいりました。

しかしながら、本市を取りまく社会環境は変化し、急速に進行している人口減少や少子高齢化への対応、地方創生時代の到来、全国各地における大規模災害の発生による安全・安心に対する不安意識の高まりなど、対応すべき課題も大きく変化してきています。

そのため、平成 30 年度からの「第２次佐野市総合計画前期基本計画」は、これまでの総合計画の成果実績を十分に検証し、また、国の大きな政策である地方創生を基本とし、市民の皆様の意向と市政公約の内容を計画に盛り込み策定いたしました。

将来像を「水と緑にあふれる北関東のどまん中　支え合い、人と地域が輝く交流拠点都市」とし、新たに推進テーマとして「定住促進」を位置づけ、７つの基本目標、18 の政策、38 の施策に体系化することにより、各施策の現状と課題を明らかにし、課題の解決に向けた基本事業を設定いたしました。

また、リーディングプロジェクトとして推進してきました「観光立市」、「スポーツ立市」に、新たに「産業・文化立市」を加え、本市の高速交通の利便性を最大限に活用し、地域産業の発展と企業誘致による経済の活性化を図るとともに、市民文化の醸成と歴史・文化資源、文化芸術活動を本市の財産として保存・振興を図ることで、市勢の進展につなげていきたいと考えております。

結びに、本計画の策定に際し、ご意見、ご提言をいただきました多くの市民の皆様、市議会、策定懇談会、まちづくり会議をはじめ、関係の皆様に心からお礼申し上げますとともに、将来像の実現に向け、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 30（2018）年３月

佐野市長　岡　部　正　英

目　次

第１部　総論 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第１章　計画策定にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

1　計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第２章　基本目標・・・

基本目標５ 快適により安全で安心して暮らせるまちづくり ・・・・・・・・ 127
1 安全で安心して暮らせるまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・ 128
（1）消防・防災体制の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 128
（2）交通安全・防犯・消費者対策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・ 131
2 住みやすい快適なまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 134
（1）快適で質の高い住環境の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 134
（2）安全で安定した水の供給と生活排水の適正処理 ・・・・・・・・ 137
3 都市機能の充実したまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 141
（1）都市機能を高める幹線道路の整備と計画的な地域づくりの推進 ・・ 141
（2）公共交通網の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 144

基本目標６ 美しい自然、環境と調和するまちづくり ・・・・・・・・・・ 147
1 環境にやさしいまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 148
（1）ごみの発生抑制と資源の有効活用 ・・・・・・・・・・・・・・・ 148
（2）良好な生活環境の保全と創出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 151
2 地球環境に配慮したまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 154
（1）再生可能エネルギーの活用と省エネルギー対策の推進 ・・・・・ 154
（2）地球環境の保全 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 157

基本目標７ 市民参加による自立したまちづくり ・・・・・・・・・・・・ 161
1 人権を尊重した市民参加によるまちづくり ・・・・・・・・・・・・ 162
（1）市民と協働した地域づくりの推進 ・・・・・・・・・・・・・・・ 162
（2）個々の人権を尊重する地域社会の形成と男女共同参画社会の実現 ・・ 165
2 多彩な交流と情報共有によるまちづくり ・・・・・・・・・・・・・ 168
（1）国際交流・地域連携の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 168
（2）市政情報の共有と広聴活動の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・ 171

資料編 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 175
計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第１部

総　論

佐野ブランドキャラクター　さのまる
© 佐野市

「未来佐野市」こども絵画・標語コンクール　［ 絵画の部 ］最優秀賞（小学校　高学年）

【 飯田 晴人 】

「未来佐野市」こども絵画・標語コンクール　［ 標語の部 ］最優秀賞（中学校）

自然と産業と　うるおいと活気がみなぎる　我らの佐野市

【 島田 雄基 】

第１章

計画策定にあたって

1　計画策定の趣旨

本市では、平成 18 年度に「佐野市総合計画」（計画期間：平成 19 年度～平成 29 年度）を策定し、「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」という将来像の実現に向け、市民とともに、様々な取組を積極的に推進し、本市の発展と一体感の醸成に向けて、市民生活の全分野にわたる多くの施策を着実に進めてきました。

しかし、この間、地球規模での深刻な環境悪化や全国各地における大規模災害の発生による安全・安心に対する不安意識の高まり、情報化・国際化の一層の進展、さらには、急速に進行している人口減少や少子高齢社会への対応や地方創生※1の時代の到来など、本市を取り巻く社会環境は大きく変化してきています。

また、本市においては、平成２年をピークに加速する人口減少への対応や雇用の場の創出が大きな課題となっているほか、市民の意識は、“保健・医療・福祉の充実”や“安全・安心・快適な住環境の整備”、“子育て・保育・教育環境の充実”を重視する傾向が強くなっています。

こうした内外の動向に的確に対応するとともに、本市のまちづくりを市民とともに進め、次世代に誇りを持ってつないでいくため、今後のまちづくりの方向性とその実現に向けた取組を明らかにすることを目的に、全ての市民にわかりやすい新たなまちづくりの指針として、「第２次佐野市総合計画」を策定します。

2　計画の性格と役割

「総合計画」は、まちづくりの全ての分野における行財政運営の基本となる“最上位計画”であり、総合的かつ計画的な行財政運営を進めていくための指針となります。

本計画は、このような位置付けを踏まえ、今後の本市のまちづくりの方向性を示すとともに、次のような役割を持つ計画として策定しました。

● 役割１　行財政運営の総合的な指針

地方創生の時代にふさわしい、将来にわたって活力と魅力ある佐野市をつくり、持続していくため、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための行財政運営の総合的な指針となるものです。

● 役割２　参画・協働のまちづくりを進めるための共通の目標

今後のまちづくりの方向性や必要な取組を市民と行政が共有し、市民一人ひとりが主体的に参画・協働するまちづくりの共通の目標となるものです。

※１：人口減少の歯止めや東京圏への人口集中の是正などにより、将来にわたって活力と魅力ある地方をつくりだすこと。

3　計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の３つで構成します。

● 基本構想

本市が目指すべき将来像やそれを実現するための行政経営方針等を示すものです。

計画期間は、平成 30 年度から平成 41 年度までの 12 年間とします。

● 基本計画

基本構想に基づき、その実現を図るために推進すべき施策の内容を示すものです。

計画期間は、前期４年間、中期４年間、後期４年間とし、前期基本計画は平成 30 年度を初年度に、平成 33 年度を目標年度とします。

また、基本計画には施策ごとに成果指標を掲げ、行政評価による指標の定期的な点検により、常に時代の流れや市民の意向、施策の進捗状況等に応じて、市行政の総合的な管理及び運営を行います。

● 実施計画

基本計画に示した具体的な事業内容、財源等を示すことにより、優先的に実施する事業を定めるものです。

計画期間は、社会経済状況の変化に迅速に対応するため、２年間ごとにローリングを行い調整します。

■第２次佐野市総合計画の構成と期間

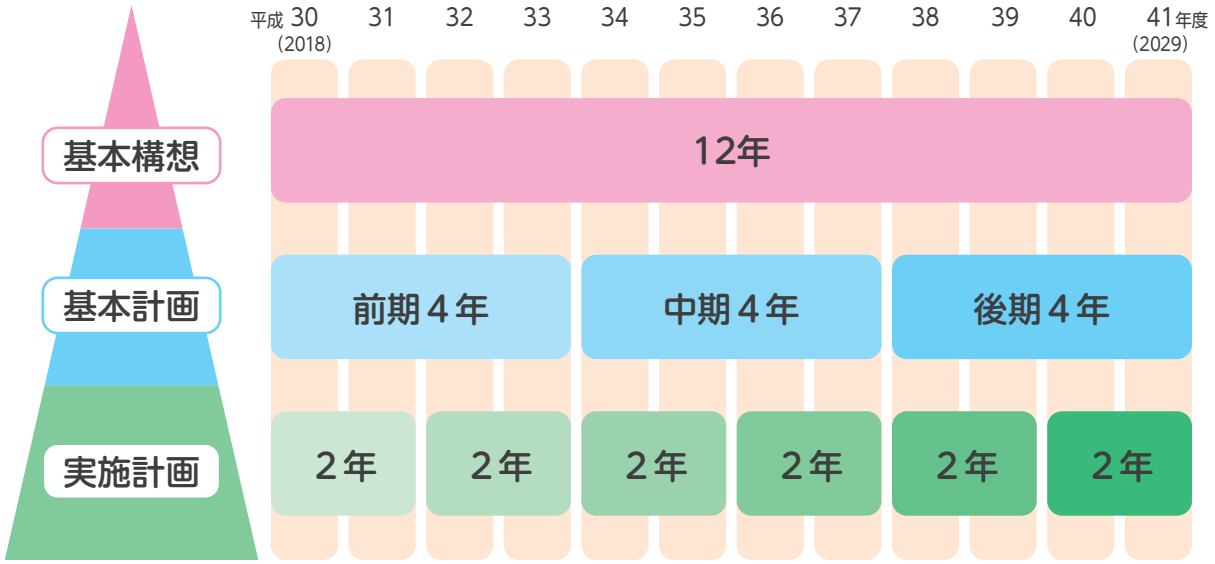

「未来佐野市」こども絵画・標語コンクール　［ 絵画の部 ］最優秀賞（小学校　中学年）

【 福田 悠人 】

第２章

佐野市の概要

1　位置・地勢・気候

本市は、東京中心部から 70km 圏内の距離にあり、関東平野の北端、栃木県の南西部に位置しています。

東は栃木市、西は足利市、群馬県桐生市、南は群馬県館林市、板倉町、北は氷室山や根本山をはじめとする 1,100m 級の広大な山岳地帯を経て、鹿沼市、群馬県みどり市と接しており、総面積は 356.04㎢です。

地形的には、北部から北東部、北西部にかけては、緑豊かな森林や美しい清流など自然環境に恵まれた中山間地域、南部と西部は、住宅や産業基盤が集積する都市的地域と農業が展開する地域となっています。

また、市域（赤見～戸室～葛生～白岩）には、約２億６千万年前に形成された石灰岩地帯が広がり、この地域の１万年以前の地層からは、日本サイなどの葛生動物群の多くの化石が出土することで有名です。

気候は、夏に降水量の多い太平洋気候区に属し、比較的温暖ですが、内陸部のため、気温の年較差・日較差が大きくなっています。

2　交通

北関東を東西に横断する国道 50 号が佐野地域の市街地の南端に沿って東西に延び、佐野地域の東端をかすめて南北に走る東北自動車道と佐野藤岡インターチェンジで連結しています。この国道 50 号は、羽田工業団地やアウトレットモール、大型ショッピングセンターなどの大型商業施設を結ぶ主要な産業道路として重要な役割を果たしています。また、北関東自動車道が本市の中央部を通り、東北自動車道と岩舟ジャンクションで連結しています。さらに、国道 293 号が佐野地域の北部市街地と田沼地域及び葛生地域の南部市街地を結び、本市の中央部を貫く幹線道路となっています。

近年では、東北自動車道の佐野藤岡インターチェンジに加え、平成 22 年４月には北関東自動車道の佐野田沼インターチェンジ、平成 23 年４月には東北自動車道の佐野サービスエリア・スマートインターチェンジが開通し、さらに今後、北関東自動車道の出流原パーキングエリア・スマートインターチェンジが設置されることから、高速交通の要衝として、より一層の発展が期待されています。

鉄道は、東西に走る JR 両毛線が本市と小山市方面、前橋市・高崎市方面とを結んでおり、また、東武鉄道が葛生駅を起点として田沼駅、佐野駅を通り、館林市を経て東京とを結び、通勤・通学の主要な交通手段となっています。

バス交通は、高速バス交通のハブ機能を有する新都市バスターミナルに JR バス関東の新宿便や東京便をはじめ、羽田空港や成田空港、仙台・郡山・名古屋・京都・大阪行きが乗り入れているほか、市内には、市営バス（さーのって号）や佐野市街地と新都市を循環する佐野新都市線（万葉浪漫バス）が走り、市民の身近な移動手段となっています。

■佐野市の位置図・市内交通網図

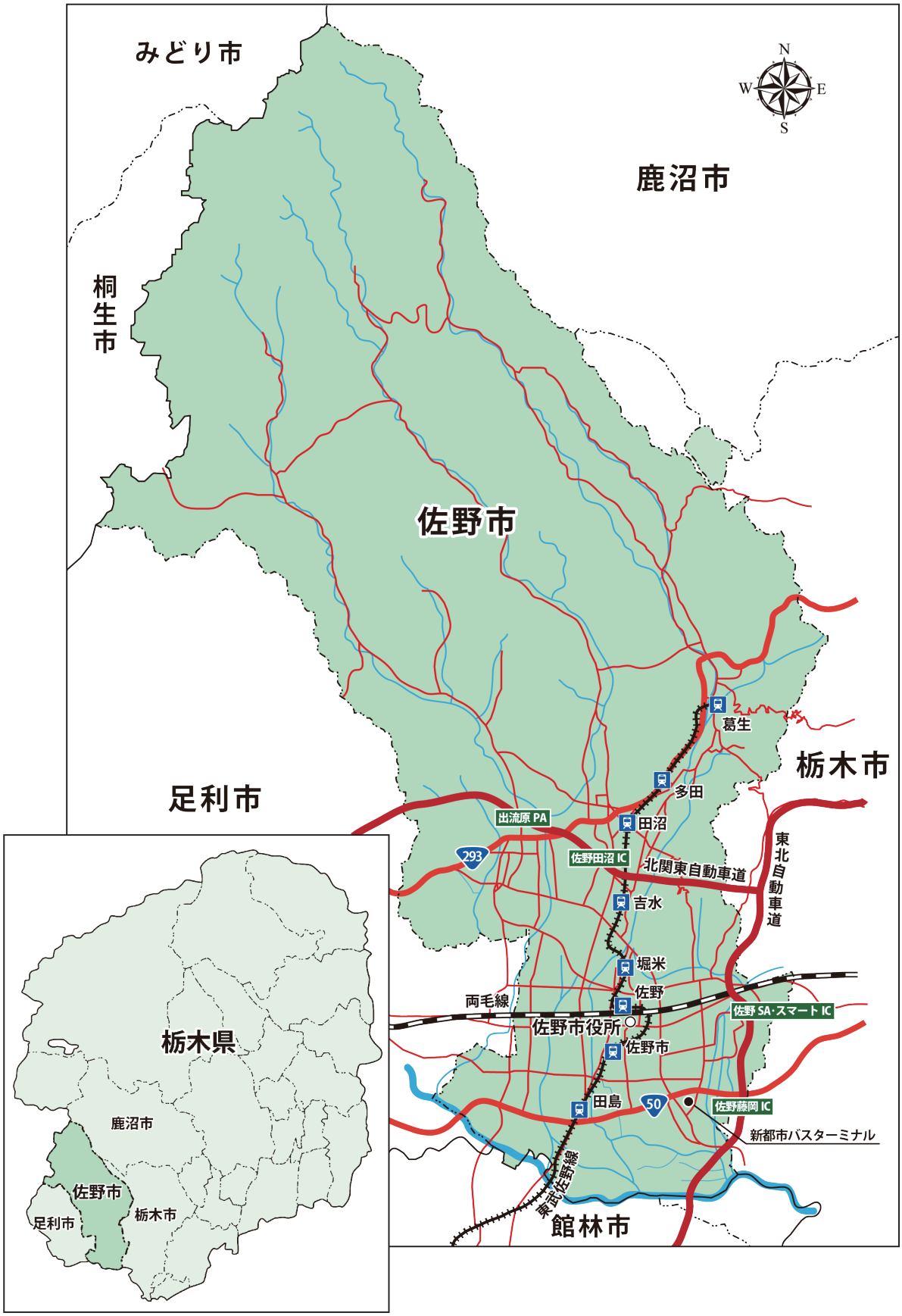

3　人口と世帯

平成 27 年の国勢調査結果によると、本市の総人口は 118,919 人となっています。

平成 12 年から平成 17 年においては 1,745 人が減少し、平成 17 年から平成 22 年においては 2,677 人の減少、さらに、平成 22 年から平成 27 年においては 2,330 人の減少となっており、総人口は減少傾向で推移しています。

年齢 3 区分別人口の推移をみると、年少人口（14 歳以下）は、平成 22 年の 15,402 人（12.7%）から平成 27 年には 14,364 人（12.1%）へと人数、構成比率ともに減少しています。

また、生産年齢人口（15 ～ 64 歳）についても、平成 22 年の 75,834 人（62.5%）から平成 27 年の 70,826 人（59.6%）へと人数、構成比率ともに減少しています。

一方、老年人口（65 歳以上）は、平成 22 年の 29,394 人（24.2 %）から平成 27 年の 33,079 人（27.8%）へと人数、構成比率ともに増加しています。

平成 27 年の高齢化率は 27.8%と、全国平均（26.6%）、栃木県平均（25.9%）を上回り、また、年少人口比率は 12.1%と、全国平均（12.6%）、栃木県平均（12.9%）をともに下回っていることから、本市における少子高齢化、特に高齢化が進んでいることがわかります。

世帯数は、平成 27 年には 46,390 世帯となっており、平成 12 年以降増加を続けていますが、核家族化の進行により、1 世帯当たりの人数は 2.56 人と減少しています。

■人口と世帯数の推移（資料：国勢調査）

項目＼年		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口(人)		125,671	123,926	121,249	118,919
年少人口(14歳以下)	人数(人)	18,396	16,710	15,402	14,364
	構成比率(%)	14.6	13.5	12.7	12.1
生産年齢人口(15～64歳)	人数(人)	82,726	80,143	75,834	70,826
	構成比率(%)	65.8	64.7	62.5	59.6
老年人口(65歳以上)	人数(人)	24,547	27,066	29,394	33,079
	構成比率(%)	19.5	21.8	24.2	27.8
世帯数(世帯)		42,122	43,888	45,178	46,390
1世帯当たり人数(人)		2.98	2.82	2.68	2.56

注：総人口には、年齢不詳を含むため、各年齢層の人数の合計と総人口は異なる。また、年齢不詳と端数処理の関係で構成比の合計は、100%にならない場合がある。

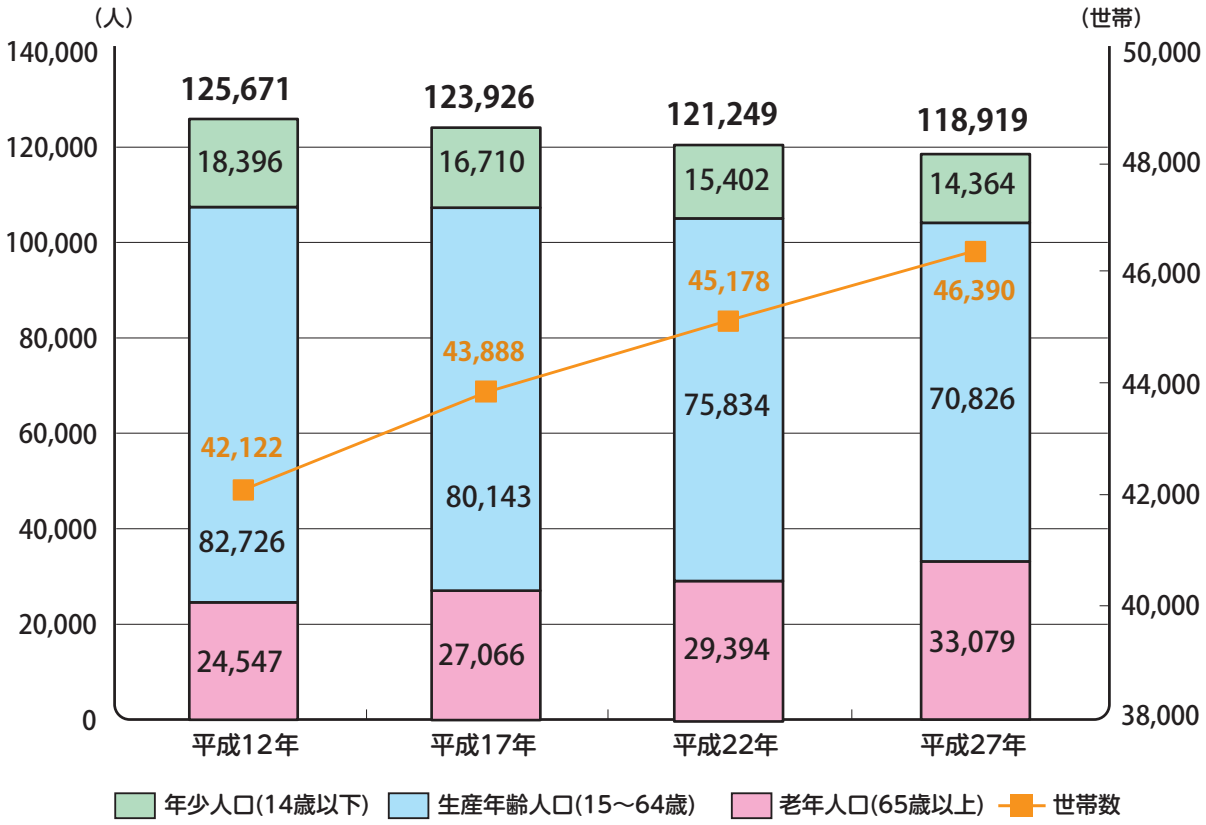

4　就業構造

平成 27 年の国勢調査結果によると、本市の就業者総数は 58,152 人となっており、人口の動向と同様に減少傾向にあります。

産業別では、第 1 次産業及び第 2 次産業の就業人口は減少傾向にあり、第 3 次産業の就業人口は 34,000 人台から 35,000 人台で推移しています。

■産業別就業者数の推移（資料：国勢調査）

項目＼年		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
就業者総数（人）		64,110	62,580	58,918	58,152
第１次産業	就業者数（人）	2,752	2,477	1,682	1,589
	構成比率（%）	4.3	4.0	2.9	2.7
第２次産業	就業者数（人）	26,995	23,820	20,401	20,743
	構成比率（%）	42.1	38.1	34.6	35.7
第３次産業	就業者数（人）	34,121	35,882	34,541	34,796
	構成比率（%）	53.2	57.3	58.6	59.8
分類不能	就業者数（人）	242	401	2,294	1,024
	構成比率（%）	0.4	0.6	3.9	1.8

注：端数処理の関係で構成比の合計は、100%にならない場合がある。

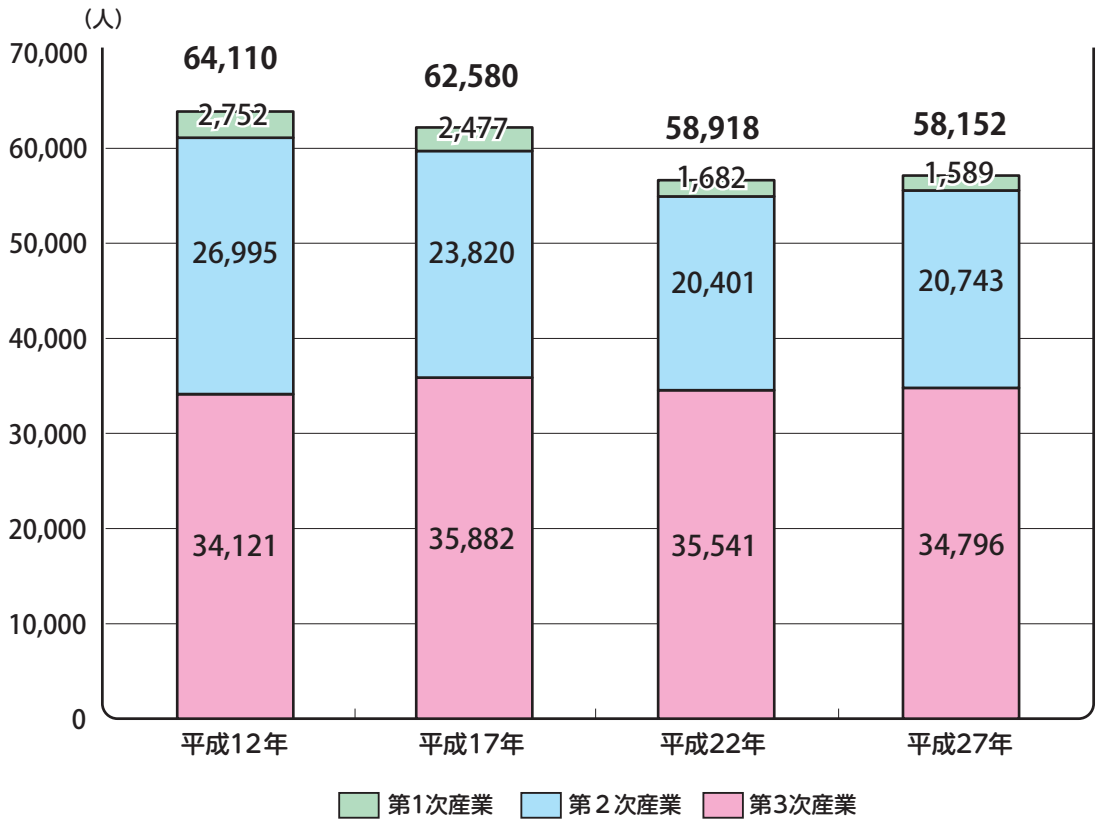

5　佐野市の特性・魅力

新しいまちづくりを進めるためには、市の特性・魅力を最大限に活かし、さらに磨き上げていく視点に立ち、あらためて捉えなおす必要があります。

本市の活かすべき代表的な特性・魅力は、次のとおりです。

● 特性・魅力１　交通の要衝として重要な位置を占めるまち

本市は、東京中心部から 70km 圏内に位置し、東北自動車道・佐野藤岡インターチェンジに加え、北関東自動車道･佐野田沼インターチェンジ、東北自動車道･佐野サービスエリアのスマートインターチェンジと、市内に３つのインターチェンジを有しています。さらに、市内４つ目のインターチェンジとして、北関東自動車道・出流原パーキングエリアのスマートインターチェンジ設置の事業化が決定するなど、北関東の中核的都市として、広域的な交通の要衝として重要な位置を占めています。

また、鉄道は、JR 両毛線と東武鉄道佐野線が乗り入れているほか、東京駅や新宿駅をはじめ、羽田空港や成田空港、東北・中京・近畿方面と結ばれる高速バスも運行されています。

● 特性・魅力２　総合物流拠点として発展可能性が期待されるまち

本市は、佐野工業団地、羽田工業団地、田沼工業団地、佐野インター産業団地、佐野みかも台産業団地、佐野田沼インター産業団地、佐野 AWS 産業団地の７つの工業団地を拠点に、産業活性化を推進しています。また、国道 50 号や国道 293 号をはじめとする道路網の整備がされており、北関東自動車道のインターチェンジ開設に伴う立地条件の良さから、周辺産業団地開発など、産業基盤整備の一層の向上が期待されています。

さらに、平成 29 年度には、佐野田沼インター産業団地内に佐野インランドポートが開設され、また、以前から検討してきた「出流原 PA 周辺総合物流開発整備構想」を進めることにより、総合物流拠点としての発展が期待されています。

● 特性・魅力３　水と緑に包まれた豊かな自然環境を誇るまち

本市は、足尾山地の山裾に広がる豊かな自然環境に恵まれ、未来に残すべき美しい自然環境を有しています。万葉の昔から歌に詠まれる三毳山、美しい自然の造形美と豊かな歴史を楽しめる唐沢山、日本名水百選の出流原弁天池湧水等があり、水と緑に包まれた自然環境を誇るまちです。

● 特性・魅力４　農業を地域産業とし観光と有機的に結びつけてきたまち

本市は、いちご、かき菜、梨、桃などの栽培が盛んで、いちご狩りやフルーツライン沿いの梨や桃の直売所には多くの人が訪れ、農業と観光が有機的に結びつき、地域産業の柱として発展してきたまちです。

近年では、ブルーベリーや梨、桃、いちごなどを加工した新たな商品開発にも取り組み、６次産業化を積極的に推進しています。

また、田沼地域及び葛生地域では、そばの生産が盛んで、地域の女性リーダーが中心となって営業している農村レストランには、市外から多くの人が訪れます。

● 特性・魅力５　人を集める観光資源があるまち

本市には、豊かで美しい山岳・渓谷等の自然資源、唐澤山神社、佐野厄よけ大師など関東一円に著名な神社・仏閣、天明鋳物など古くから知られた伝統工芸品、吉澤記念美術館をはじめとする各美術館に収集保存された多くの美術品、風光明媚な水辺と田園、佐野らーめん、仙波そばに代表される人気食品、ゴルフ場、道の駅どまんなかたぬま、アウトレットモールなど、良質で豊富な人を集める観光資源があります。

また、ゆるキャラ®グランプリ 2013 で優勝した佐野ブランドキャラクター「さのまる」を活用した積極的なシティプロモーションを展開し、佐野市及び佐野ブランド品の PR に取り組んでいます。

● 特性・魅力６　貴重な歴史・文化資源にあふれたまち

本市には、栃木・群馬両県にわたって勢力を誇っていた藤原秀郷、自由民権運動と足尾鉱毒問題に一生を捧げた田中正造など、歴史上重要な人物が名を連ねています。

また、天明鋳物、飛駒和紙、牧歌舞伎など、受け継がれてきた歴史とこれらにまつわる伝統工芸や伝統芸能、人間国宝田村耕一に代表される陶芸、国指定史跡唐沢山城跡など、有形・無形の貴重な歴史・文化遺産にあふれています。

● 特性・魅力７　子育て環境が充実したまち

本市では、子育て家庭への経済的支援をはじめ、多様な子育て支援サービスの提供や子育て関連施設の整備にも力を入れています。

経済的支援では、中学３年生修了時までのこども医療費助成の現物給付化や第３子以降の出産や子育てに対して、保育料の無料化や出産に対する「子宝祝金」の支給を行っています。

子育て関連施設では、毎年 10 万人以上が訪れる「こどもの国」や児童館、子育て支援まちなかプラザの運営を通じて、子育て支援サービスを提供しています。また、民間の認定こども園※2 の開設を支援するとともに、保育園や放課後こどもクラブを整備し、総合的な子育て支援を積極的に進めています。

● 特性・魅力８　スポーツツーリズム※3 を推進するまち

本市では、「観光立市・スポーツ立市」を掲げ、スポーツをキーワードにした交流人口の増加や地域コミュニティ、観光産業の活性化に力を入れています。

最近では、クリケットの国際大会やプロスポーツ公式戦の開催をはじめ、全国各地から参加者が集うマラソン大会、中学生・高校生を対象とした各種スポーツ大会、練習合宿などの誘致に積極的に取り組むほか、海外からの来訪者の受入環境の整備を検討するなど、佐野市の魅力を満喫できるスポーツツーリズムを推進しています。

※２：教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。
※３：プロスポーツの観戦者やスポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取組。

6　市民の声

本市では、第２次佐野市総合計画（平成 30 年度～平成 41 年度）を策定するにあたり、市民が市の現状をどのように感じ、これからどのようなまちづくりを考えているかなどについて、アンケート調査を実施しました。

調査の概要は、次のとおりです。

■ 調査の概要

名称	佐野市まちづくりアンケート調査
実施年月	平成 28 年８月
実施方法	郵送による配布・回収
調査対象	市民 2,000 人（18 歳以上）
有効回収数（有効回収率）	923（46.2%）

その中から、まちづくり全体にかかわる分析結果を抜粋すると、次のとおりです。

なお、比率は百分率（%）で表し、小数点以下第２位を四捨五入して算出していることから、各回答の合計比率が 100%にならない場合があります。

（1） まちへの愛着度

“愛着を感じている”が 77.3%　“愛着を感じていない”が 4.6%

市民のまちに対する愛着度を把握するため、「愛着を感じている」、「どちらかといえば愛着を感じている」、「どちらともいえない」、「どちらかといえば愛着を感じていない」、「愛着を感じていない」の中から１つを選んでもらいました。

その結果、「どちらかといえば愛着を感じている」と答えた人が 38.9%で最も多く、次いで「愛着を感じている」と答えた人が 38.4%で続き、これらを合わせた“愛着を感じている”という人が 77.3%と８割弱でした。

これに対し、“愛着を感じていない”という人（「どちらかといえば愛着を感じていない」（2.4%）と「愛着を感じていない」（2.2%）の合計）は 4.6%にとどまっており、まちへの愛着度はかなり高いといえます。

■まちへの愛着度（全体）

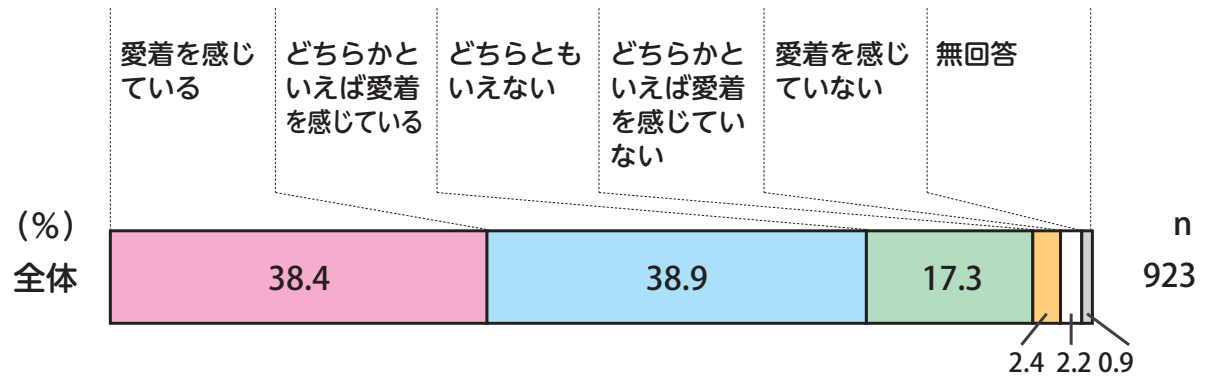

■まちへの愛着度（全体、性別、年齢、就業形態、業種、出身地、居住地区）

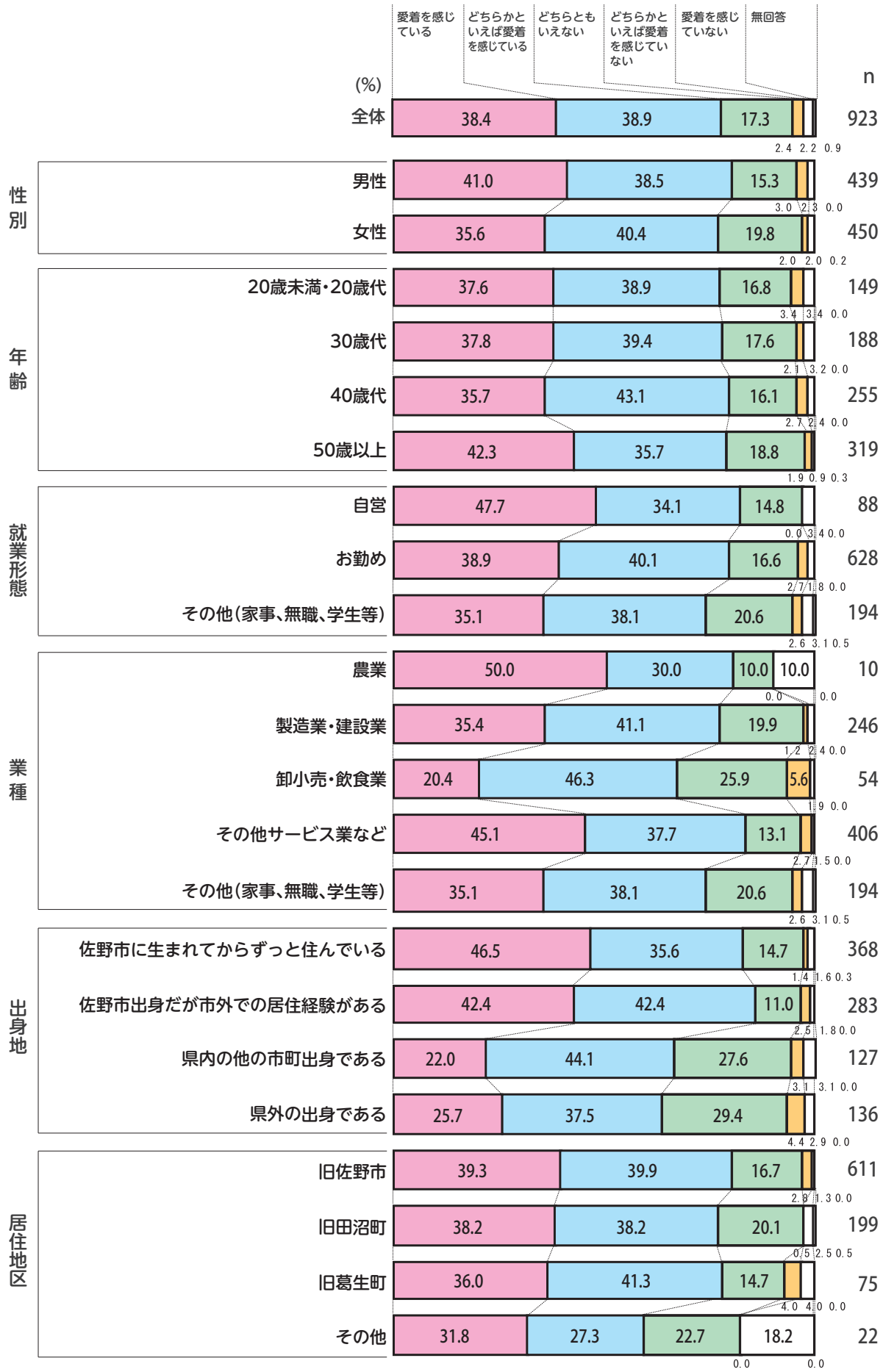

（2） 今後の定住意向

“住み続けたい”が 75.7%　“住みたくない”が 5.3%

今後の定住意向を把握するため、「住み続けたい」、「どちらかといえば住み続けたい」、「どちらともいえない」、「どちらかといえば住みたくない」、「住みたくない」の中から１つを選んでもらったところ、「住み続けたい」と答えた人が 48.2%と最も多く、これに「どちらかといえば住み続けたい」（27.5%）を合わせた 75.7%の人が“住み続けたい”という意向を示しています。

一方、「どちらかといえば住みたくない」（4.0%）、「住みたくない」（1.3%）と答えた“住みたくない”という人の合計は 5.3%にとどまり、（１）のまちへの愛着度と同様に定住意向も強いといえます。

■今後の定住意向（全体）

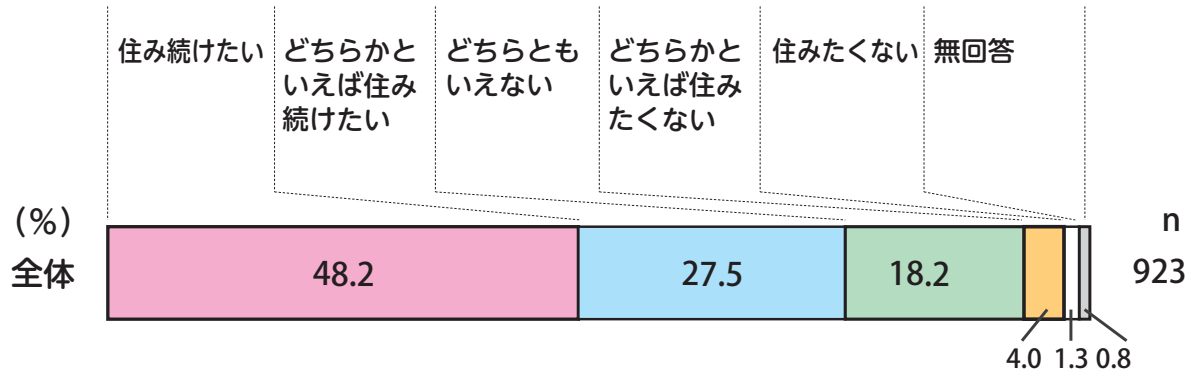

■今後の定住意向（全体、性別、年齢、就業形態、業種、出身地、居住地区）

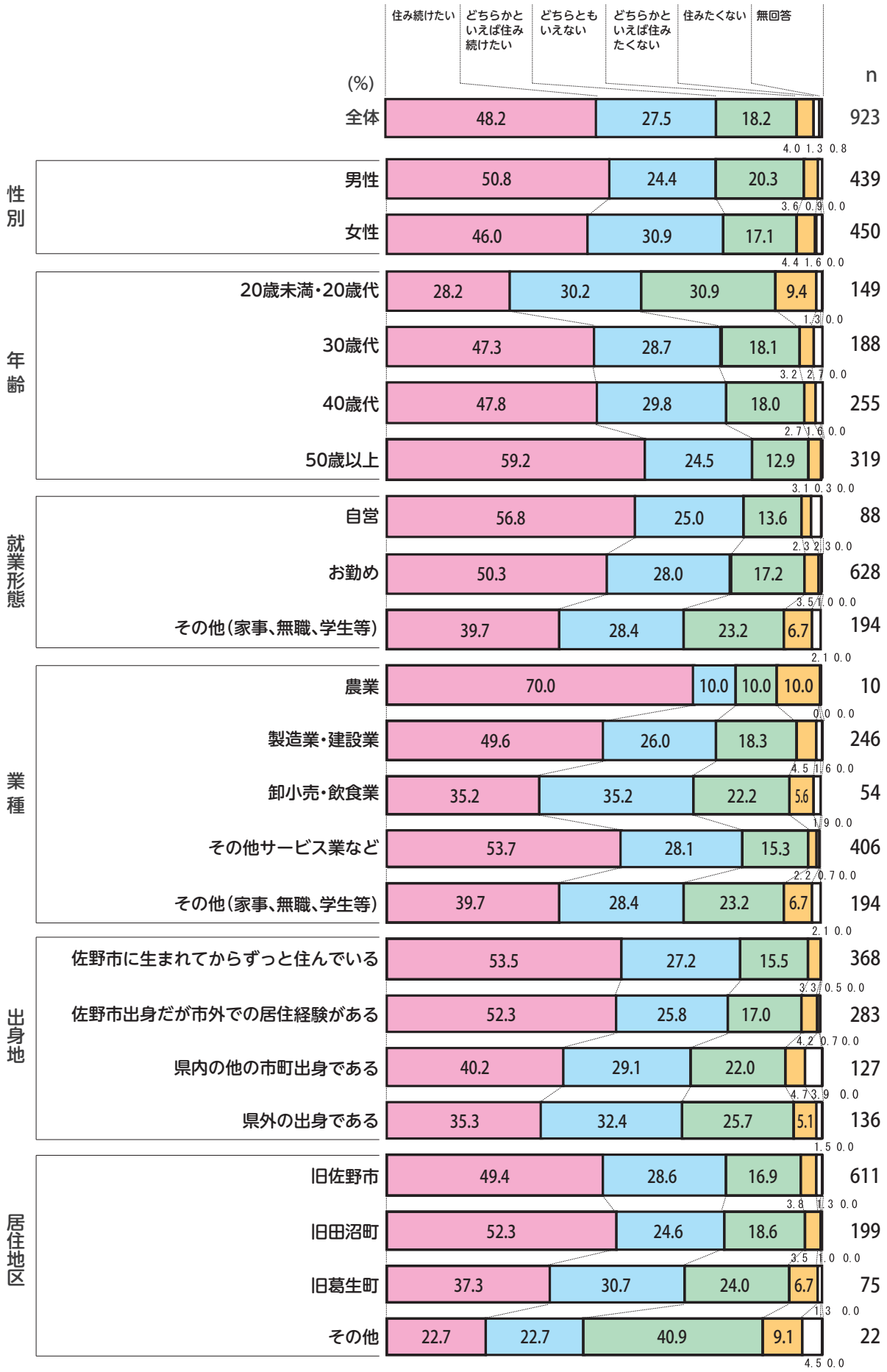

（3） まちの各環境に関する満足度

●満足度が高い項目

第１位　「上水道の整備状況」
第２位　「消防・救急体制」
第３位　「ごみ処理・リサイクル等の状況」
第４位　「下水道の整備状況」
第５位　「保健サービス提供体制」

●満足度が低い項目

第１位　「公共交通機関の状況」
第２位　「若い世代への支援対策の状況」
第３位　「中心市街地の整備状況」
第４位　「雇用対策の状況」
第５位　「行財政改革の状況」

まちの各環境について、どの程度満足しているかを把握するため、都市基盤整備･生活環境分野、健康・福祉分野、産業振興・観光分野、教育・文化分野、人権・市民参加分野の５分野 49 項目を設定し、項目ごとに「満足している」、「どちらかといえば満足している」、「どちらともいえない」、「どちらかといえば不満である」、「不満である」の５段階で評価してもらい、点数化しました。

その結果、満足度評価が最も高い項目は、「上水道の整備状況」（3.12 点）となり、次いで「消防･救急体制」（2.14 点）、「ごみ処理・リサイクル等の状況」（1.97 点）と続き、以下、「下水道の整備状況」（1.69 点）、「保健サービス提供体制」（1.42 点）などの順となりました。

一方、満足度評価が低い項目をみると、「公共交通機関の状況」（-1.28 点）が最も低く、次いで「若い世代への支援対策の状況」（-0.88 点）、「中心市街地の整備状況」（-0.86 点）、「雇用対策の状況」（-0.83 点）、「行財政改革の状況」（-0.29 点）と続いています。

■まちの各環境に関する満足度（全体）

（単位：評価点）

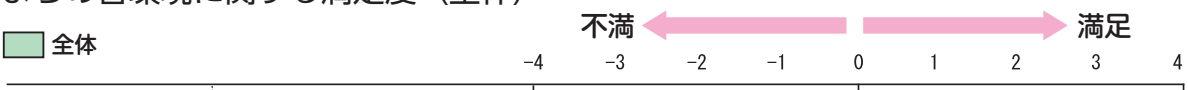

1 都市基盤整備・生活環境分野	防災体制	1.36
	消防・救急体制	2.14
	治山・治水対策	1.09
	交通安全体制	1.10
	防犯体制	0.38
	消費者対策の状況	0.70
	道路の整備状況	0.20
	土地利用の状況	−0.09
	景観形成の状況	0.66
	中心市街地の整備状況	−0.86
	公共交通機関の状況	−1.28
	住宅施策の状況	0.39
	定住促進対策の状況	−0.22
	公園・緑地の整備状況	0.05
	上水道の整備状況	3.12
	下水道の整備状況	1.69
	ごみ処理・リサイクル等の状況	1.97
	環境保全の状況	1.26
	再生可能エネルギー導入の状況	0.49
2 健康・福祉分野	保健サービス提供体制	1.42
	医療体制	0.16
	子育て支援体制	0.08
	若い世代への支援対策の状況	−0.88
	高齢者支援体制	0.30
	障がい者支援体制	0.18
	地域福祉体制	0.25
	社会保障の状況	−0.12
3 産業振興・観光分野	農業振興の状況	0.21
	林業振興の状況	−0.20
	商業振興の状況	−0.12
	雇用対策の状況	−0.83
	鉱工業振興・企業誘致の状況	0.18
	観光振興の状況	0.56
4 教育・文化分野	幼児教育環境	0.01
	小・中学校教育環境	−0.20
	学校教育施設の状況	0.16
	青少年の健全育成環境	0.37
	生涯学習環境	0.56
	文化財の保存・活用状況	1.06
	文化芸術環境	0.53
	スポーツ環境	0.69
	スポーツツーリズムの状況	0.46
5 人権・市民参加分野	市民参画・協働の状況	0.60
	国際交流活動の状況	0.53
	人権尊重のまちづくりの状況	0.62
	男女共同参画の状況	0.19
	情報環境	0.27
	行財政改革の状況	−0.29
	広域連携によるまちづくりの状況	0.11

（4） まちの各環境に関する重要度

●重要度が高い項目

第１位　「医療体制」
第２位　「消防・救急体制」
第３位　「防犯体制」
第４位　「小・中学校教育環境」
第５位　「防災体制」

まちの各環境について、どの程度重要視しているかを把握するため、満足度と同じ５分野 49 項目について、「重視している」、「やや重視している」、「どちらともいえない」、「あまり重視していない」、「重視していない」の５段階で評価してもらい、点数化しました。

その結果、重要度評価が最も高い項目は、「医療体制」（5.76 点）となり、次いで「消防・救急体制」（5.31 点）、「防犯体制」（5.20 点）と続き、以下、「小・中学校教育環境」（4.95 点）、「防災体制」（4.80 点）などの順となりました。

■まちの各環境に関する重要度（全体）

（単位：評価点）

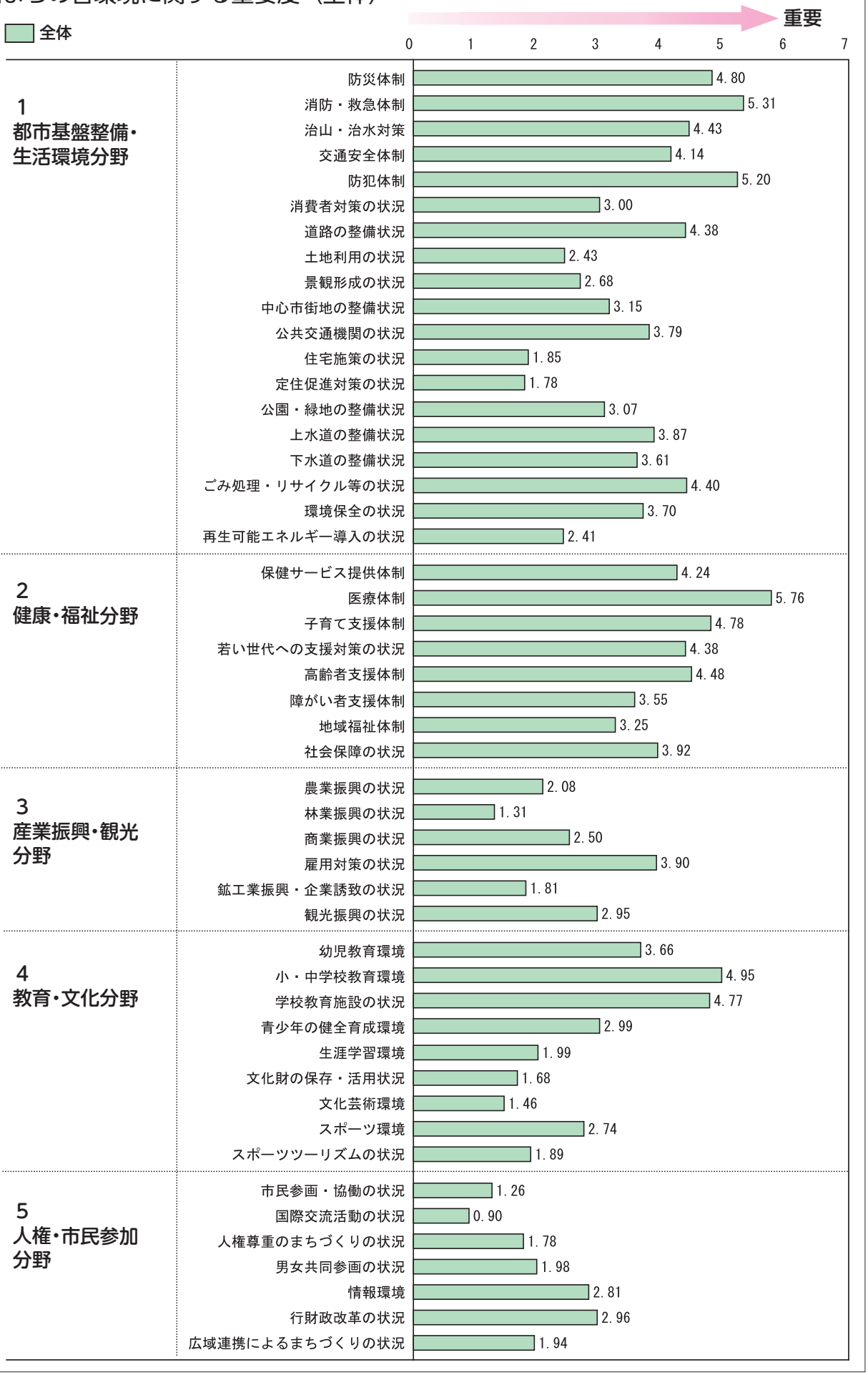

7　時代の潮流

本市の将来像の実現にあたっては、現状を把握することに加え、社会環境の変化、すなわち時代の潮流をしっかりと捉え、先を見据えたまちづくりを進める必要があります。

これからのまちづくりにおいて対応すべき主な社会環境の変化は、次のとおりです。

● 潮流１　人口減少の進行、地方創生の推進

我が国では、世界に例をみない速度で高齢化が進行し、人口減少･超高齢社会を迎えている中、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持・創造するため、地方創生の取組が進められています。

このため、本市においても、戦略的な人口減少対策をはじめ、市有施設の適正な配置や民間活力の導入などによる新たな価値観を創生しながら、地方創生の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

● 潮流２　急速に高まる安全・安心への意識

東日本大震災以降、熊本地震などの大規模地震や集中豪雨等による大規模災害が多発しており、また、首都直下型地震、南海トラフ地震の発生も危惧されています。特に、平成 27 年９月に発生した関東・東北豪雨では、観測史上最多雨量を記録し、堤防の決壊などの被害が発生したことから、自然災害に対する安全性の確保への人々の意識が急速に高まっています。

また、子どもや高齢者を狙った悪質な犯罪の発生や悪徳商法によるトラブルの急増などを背景に、安全で安心して暮らせる社会づくりが強く求められています。

このため、本市においても、防災・減災対策の強化をはじめ、あらゆる分野において、安全・安心の視点を重視した取組を進めていく必要があります。

● 潮流３　求められる環境の保全と創造

世界的に深刻な問題となっている地球温暖化をはじめ、様々な環境問題の発生を背景に、地球規模で環境保全の重要性が叫ばれており、我が国も、国際社会の一員として、地球環境の保全に向けた具体的な取組が強く求められています。

したがって、身近な自然環境から地域環境に至るまで、人と環境との共生の重要性を認識することが必要となっています。

このため、本市においても、環境への負荷を低減する低炭素社会※4・循環型社会※5への移行など、総合的な環境面での対策を進めていく必要があります。

※４：地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの１つである二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会。
※５：環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会。

● 潮流４　厳しい状況が続く地方の産業・経済

我が国の近年の景気動向は、回復の兆しにあるといわれていますが、地方経済への波及は実感に乏しく、地方における産業・経済は、少子高齢化や人口減少とも相まって、依然として厳しい状況が続いています。

農林業における担い手の減少や高齢化の進行、農地や森林の荒廃等の問題が一層深刻化しているほか、商工業においても、商店数の減少や企業の撤退などの状況がみられ、これらに伴う雇用の場の不足や人口の流出等が大きな問題となっており、産業の再生が強く求められています。

このため、本市においても、農林業や商工業の振興、企業誘致などに向けた取組を進めていく必要があります。

● 潮流５　教育再生への取組

我が国では、少子高齢化による社会活力の低下をはじめ、直面する様々な危機的状況を踏まえ、第２期教育振興基本計画を策定し、「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」を重視した教育政策を展開しながら、教育の再生を進めています。

このため、本市においても、こうした動向を踏まえるとともに、地域の教育資源を活かしながら、特色ある教育行政を進めていく必要があります。

● 潮流６　情報化、グローバル化の進展

インターネットの普及などにより、世界中の情報を手軽にかつ瞬時に入手し、自ら情報を世界に発信することができる環境が実現したほか、近年においては、スマートフォン※6 やタブレット※7 などの普及により、社会経済活動の幅広い分野で ICT※8 の利活用が進められています。

また、人・物・情報の地球規模での交流が活発化し、幅広い分野でグローバル※9 化が進展しています。

このため、本市においても、まちづくりのあらゆる分野で情報化・グローバル化への積極的な取組を進めていく必要があります。

● 潮流７　地方の自立と参画・協働のさらなる推進

地方創生の時代が到来し、地方分権は今まさに実行段階を迎え、今後、自治体には、地域の発展に向けた独自の政策を自ら考え、実行していくことが、これまで以上に強く求められます。そのためには、地域における多様な主体がまちづくりの担い手として、行政に参画・協働することが欠かせない要素となります。

このため、本市においても、市民や市民団体、民間企業等の多様な主体の参画・協働をより一層促進し、あらゆる面で自立したまちづくりを進めていく必要があります。

※６：従来の携帯電話に比べてパソコンに近い性質を持った情報端末。
※７：スマートフォンよりも大きな画面の携帯用端末。
※８：Information and Communication Technology の略。情報通信技術。
※９：個人、企業、団体などが国内の範囲を超えて、広く国際的な市場やネットワークが進展し、その影響を受けるようになること。

8　佐野市の発展課題

本市の特性･魅力や市民の声、時代の潮流を踏まえ、本市の発展課題を次のとおり整理しました。

● 課題１　市経済の活性化、雇用の場の拡充に向けた産業振興の推進

地方の産業・経済が依然として厳しい状況にある中、企業誘致などによる産業振興や雇用対策が強く求められています。

このため、市の経済の活性化と雇用の場の創出に向け、豊かな自然資源を活かした農業の一層の推進、また、広域交通・立地条件を活かした企業誘致や鉱工業の振興、さらには、中心市街地をはじめとする商業の振興を図り、若者にも魅力があり、活力のある産業基盤整備を進めていく必要があります。

● 課題２　移住・定住対策の促進とブランド戦略の推進

人口減少に歯止めをかけ、今後も本市が持続的に発展していくためには、定住人口の確保が引き続き重要な課題となります。

このため、移住・定住希望者に対しては、空き家情報などの情報提供を行うなど、ニーズに合った支援策を展開し、住みたくなる魅力あるまちづくりを進めていくとともに、保健･福祉･医療体制の整備充実や企業誘致による雇用の場の創出など、住み続けたくなる魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

さらに、積極的なシティプロモーションによる佐野ブランドの PR やスポーツツーリズムの推進による来訪者の受入体制の整備、また、本市の特徴である良質で豊富な観光資源を活かし、市全体の魅力づくりを進めていく必要があります。

● 課題３　急速に進む少子高齢化に対応した高齢者福祉・子育て支援体制の充実と女性の活躍推進

保健･福祉･医療体制の整備充実や急速に進む少子高齢社会への対策が強く求められています。

このため、これまで整備してきた保健・福祉環境や積極的に整備してきた子育て環境を活かし、保健・福祉・医療体制や総合的な子育て支援体制の一層の充実を図り、全ての市民が健康で安心して暮らすことができ、また、子どもを安心して生み育てることができる環境を整備する必要があります。

さらに、女性の社会進出を支える環境づくりを進めるとともに、意欲のある高齢者に対し、働く機会の提供や地域社会の担い手として活動する場をつくるなど、健やかで元気に暮らせる環境づくりを進めていく必要があります。

● 課題４　明日を担う子ども・人材の育成と生涯学習環境の形成

教育行政への取組が進められ、教育に対する人々の関心が一層高まる中、本市においても、子どもの教育環境の充実が強く求められています。

また、市民一人ひとりが生涯にわたり生きがいを持ち続け、地域活動への参加と連帯ができるよう、誰もが自発的に学び、活動できる生涯学習環境の形成が必要となっています。

このため、本市ならではの特色ある教育行政を推進し、市の明日を担う子どもたちや人材の育成に取り組んでいく必要があります。

● 課題５　便利で快適、安全・安心なまちづくりの推進

全国各地で大規模災害が発生し、人々の安全・安心に対する意識が一層高まる中、本市においても、消防・防災体制の一層の充実が強く求められています。

このため、自然災害が少ないまちとしての特性を活かし、消防･防災･防犯体制の充実を図り、自然災害や悪質な犯罪などから市民を守る安全・安心なまちづくりに取り組んでいく必要があります。

また、公共交通機関の状況や中心市街地の整備状況に対する市民の満足度が低くなっていることから、市の主要施設や集落間のアクセス向上を図る道路・交通網をはじめ、コンパクトに都市機能が集積された中心市街地形成や住宅・宅地基盤など、今後も本市が持続的に発展していくためには、便利で快適な生活基盤の整備が必要です。

このため、交通の要衝のまちとしての特性を活かす視点に立ち、計画的な土地利用のもと、コンパクトシティ構想※10 による道路網の整備や公共交通機関の充実、住宅の整備、公共下水道の整備、情報化の推進など、便利で快適な生活基盤の整備を進めていく必要があります。

● 課題６　豊かな自然環境の保全と低炭素・循環型まちづくりの推進

緑豊かな山々や清らかな河川等を背景に広がる豊かな自然や景観、田園風景は市民の誇りであり、未来に残すべき財産です。今に生きる私たちには、この素晴らしい自然環境、そして地球環境を次世代に引き継いでいく使命があります。

また、地球温暖化が深刻化する中、環境保全や資源・エネルギーの循環に向けた取組が求められています。

これまでも、ごみの適正処理やリサイクル※11 、エネルギーの有効活用や低炭素化などに積極的に取り組んできましたが、今後も豊かな自然環境を保全していくとともに、地球温暖化の防止につながる生活スタイルの普及を促進するなど、低炭素・循環型まちづくりの形成・確立に取り組んでいく必要があります。

● 課題７　自立可能なまちづくりに向けた行財政改革の推進と協働体制の確立

地方創生の時代を迎え、自立可能な自治体経営が求められている中、今後一層厳しさを増すことが予想される財政状況において、多様化する市民ニーズに対応していくためには、市民の参画を図りながら、協働を基本に、市全体の自立力を強化していくことが必要です。

このため、市有施設の適正配置などによる行財政改革を今後とも積極的に推進するとともに、活発な市民活動やボランティア活動を一層促進し、さらには、NPO※12 等の団体育成を図り、活動を支援しながら、市民と行政との協働体制の確立に努め、市民と行政が共に汗をかき、知恵を出し合いながら､協働のまちづくり･地域づくりに積極的に取り組んでいく必要があります。

※ 10：公共施設や商業施設、住宅などを特定の区域に集めるまちづくり。
※ 11：資源の節約や環境汚染の防止のため、不用品や廃物を再生して利用すること。
※ 12：Non Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体や組織。

第２部

基本構想

「未来佐野市」こども絵画・標語コンクール　［ 絵画の部 ］最優秀賞（小学校　低学年）

【 千葉 優芽 】

第１章

佐野市の将来像

1　将来像

将来像は、本市が目指す姿を市内外に示すものであり、今後のまちづくりの象徴となるものです。

「第１部　総論」に掲げた市の発展課題を総合的に勘案し、また、前総合計画のもと、計画的に取り組んできたこれまでのまちづくりの成果を引き継ぎながら、本市のまちづくりの第２ステージに向けて、さらに発展させていくという視点に立ち、将来像を次のとおり定めます。

■ 佐野市の将来像

水と緑にあふれる北関東のどまん中
支え合い、人と地域が輝く交流拠点都市

キーワード	目指す姿
水と緑にあふれる	・水と緑に包まれた豊かで美しい自然環境の佐野
北関東のどまん中	・北関東３県の中心、北関東自動車道、東北自動車道の結節点であり、交通の要衝として重要な位置を占める佐野
支え合い	・市民と行政が協働し、力を合わせて取り組むまちづくり
人と地域が輝く	・市民一人ひとり（子どもから高齢者まで）が地域でいきいきと生活し、地域も輝くまちづくり
交流拠点都市	・日本の緯度経度の中心、交通の要衝としての立地条件を活かし、国内外との観光、スポーツ、産業・文化等を通じた交流拠点として、まちの発展を目指す佐野

2　推進テーマ

本市では、平成 27 年度に「佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）を策定し、将来にわたって活力ある社会を維持・創造するため、地方創生の取組を推進しています。

少子化と転出増による人口減少を抑制し、今後も本市が持続的に発展していくためには、出生率の向上と転入増を図り、定住人口を確保することが重要な課題となっています。

このため、本計画で定めた将来像「水と緑にあふれる北関東のどまん中　支え合い、人と地域が輝く交流拠点都市」の実現に向けては、移住・定住対策が必要不可欠であることから、本計画の推進テーマを次のとおり定めます。

■ 推進テーマ

定 住 促 進

市役所（庁舎）

3　将来像の実現に向けた行政経営方針

将来像を実現するためには、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、これまでの「あれも･これも」から「あれか・これか」（選択と集中）の視点に立った施策や事業への取組が必要となります。

このため、本計画においては、「効率的な行政経営」、「持続可能な財政運営」、「職員の能力向上」、そして「市民との協働」を将来像の実現に向けた行政経営方針と位置付け、これらの視点に基づき、全ての施策や事業を推進していくことを基本とします。

● 方針１　「効率的な行政経営」の視点

効率的かつ効果的な施策や事業を実施するため、行政評価による事業の見直しや民間活力の活用を積極的に行うとともに、市有施設の適正配置を行い、これからのまちづくりに向けた施策や事業を推進します。

● 方針２　「持続可能な財政運営」の視点

自治体の財政運営は、財源の安定的な確保を図りながら「選択と集中」によって限られた財源を有効活用し、最大限の効果を発揮することが必要なことから、こうした視点に立って、これからのまちづくりに向けた施策や事業を推進します。

● 方針３　「職員の能力向上」の視点

地方分権の進展に伴う職員の基礎能力と地方創生の時代に即した企画力・提案力の向上に向けた人材育成や、職員の持つ能力を最大限に発揮することができる職場環境づくりに努め、これからのまちづくりに向けた施策や事業を推進します。

● 方針４　「市民との協働」の視点

市民と行政が信頼関係を深め、夢と行政課題を共有し、責任と役割を分担しながらまちづくりに取り組んでいく地域協働の視点に立って、これからのまちづくりに向けた施策や事業を推進します。

4　基本目標

将来像の実現に向け、基本目標を次のとおり定めます。

● 基本目標１　魅力ある産業で賑わう活力あるまちづくり

高速交通に恵まれている地理的優位性を活かし、産業団地の造成を進め、企業誘致による産業の振興を図ります。

また､商業･工業団体との連携による地域に密着した魅力ある商工業活動を促進するとともに、既存企業への支援を行います。

さらに、中山間地域に適した施策を展開するほか、農業生産基盤の充実や担い手の育成をはじめとする多様な施策を農業団体との連携のもと一体的に推進し、基幹産業である農業の一層の振興や林業においても生産基盤の整備などによる振興を図り、魅力ある産業で賑わう活力あるまちづくりを進めます。

● 基本目標２　新たな流れの創造による賑わうまちづくり

人口減少の抑制に向け、移住・定住を直接的にサポートする施策を推進します。

また、観光イベントなどによる国内外との交流活動の推進、農業資源等を活かした観光・交流機能の拡充、クリケットや他のスポーツ大会の開催、合宿の誘致によるスポーツツーリズムの推進に努めます。

さらに、市民文化の醸成と各地域に伝わる歴史・文化資源、文化芸術活動を本市の財産として保存・振興を図り、全国から選ばれる佐野市を目指し、積極的なシティセールスにより、新たな流れの創造による賑わうまちづくりを進めます。

● 基本目標３　健やかで元気に暮らせるまちづくり

子どもから高齢者まで、全ての市民がいきいきと暮らし、活力あるまちをつくるための基本は健康であることから、疾病・介護予防や健康寿命の延伸を重視した取組を行います。

また､地域医療体制の充実に努めるとともに､支え合いの精神に基づく地域福祉体制づくりや、豊かな自然環境の中で、安心して子育てができる環境整備、女性や高齢者の社会進出を促す環境づくりなど、健やかで元気に暮らせるまちづくりを進めます。

● 基本目標４　豊かな心を育み、学び合うまちづくり

生涯にわたって学び続け、自己を高めていくことができる生涯学習環境の充実を図るとともに、生涯スポーツ活動を行うことができる環境づくりを進めます。

また、「社会を生き抜く力」の育成を重視した幼児教育・学校教育の充実や次代を担う青少年の健全育成に努め、豊かな心を育み、学び合うまちづくりを進めます。

● 基本目標５　快適により安全で安心して暮らせるまちづくり

コンパクトシティ構想に基づく住宅地を含めた市街地の形成や道路・交通網の整備を進めるとともに、交通安全・防犯体制や消防・救急体制の一層の充実を図るほか、近年増加する自然災害等に適切に対応できるよう防災体制の充実に努めます。

また、健康で快適な暮らしに欠かせない上水道･下水道の整備及び適正な維持管理に努めます。

さらに、市民生活の質的向上に向けた情報化の推進や消費者問題に対応した消費者行政の充実に努め、快適により安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

● 基本目標６　美しい自然、環境と調和するまちづくり

環境負荷の少ない持続可能なまちづくりに向けた環境保全活動を推進するとともに、低炭素社会・循環型社会の形成に向けた地球温暖化対策の推進や、ごみ・し尿等の廃棄物処理対策の充実を図ります。

また、地域資源を活用した公園・緑地・水辺の整備や景観重視のまちづくりを推進し、美しい自然、環境と調和するまちづくりを進めます。

● 基本目標７　市民参加による自立したまちづくり

少子高齢化の進展に伴い地域の基盤が弱くなっていることから、地域力の維持向上を目指し、市民や町会をはじめとする各種団体等と行政との協働によるまちづくりを推進し、市民参加の機会やコミュニティ活動の充実を図ります。

また、男女共同参画や人権尊重社会の形成に向けた取組を進め、地方創生の時代にふさわしい、自治基本条例や市民活動推進条例に基づく市民参加による自立したまちづくりを進めます。

5　人口の見通し

人口の見通し（予測と目標）は、平成 27 年度に策定した「佐野市人口ビジョン」における新たな予測と目標を踏まえ、次のとおりとします。

なお、「佐野市人口ビジョン」では、本市の人口の将来展望として、「平成 72（2060）年の人口 85,000 人を確保」と定めており、本計画の目標年度である平成 41 年度の人口の予測値・目標値については、その過程の数値を算出しています。

■平成 41 年度の人口の予測値と目標値（資料：佐野市人口ビジョン）

予測値：102,920人 → **目標値：107,060人**

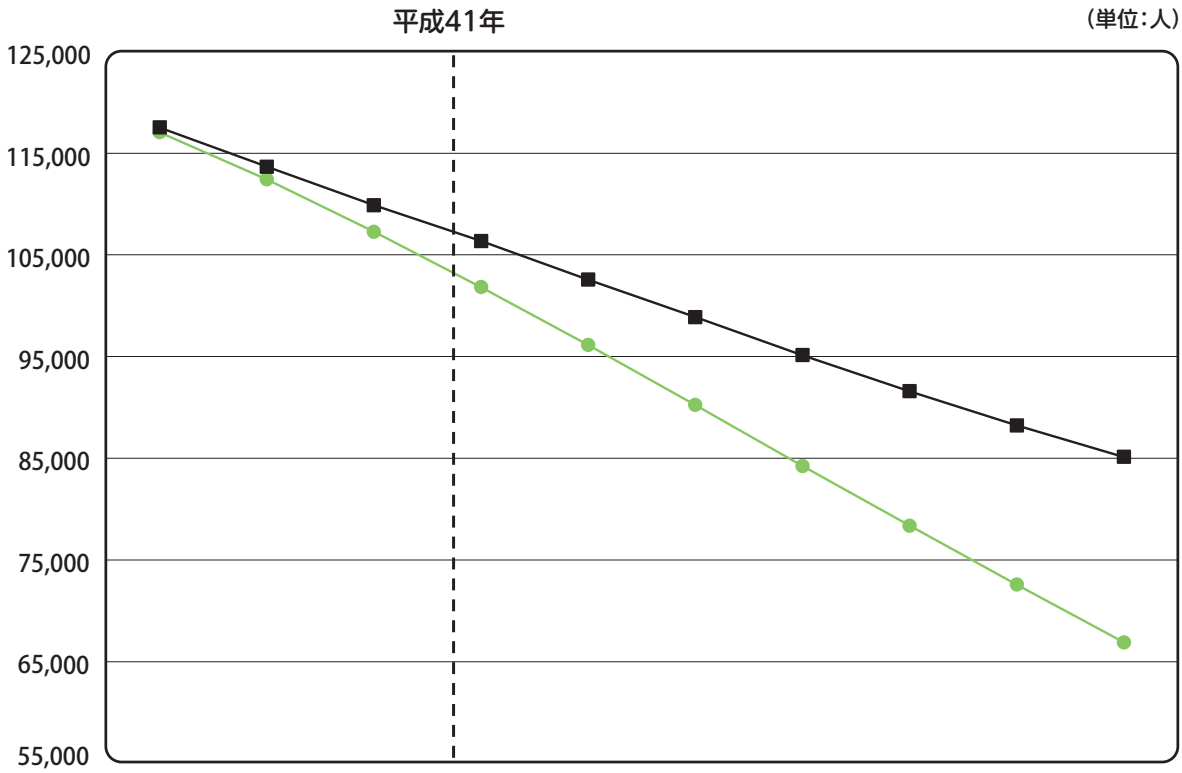

	平成27年（2015年）	平成32年（2020年）	平成37年（2025年）	平成42年（2030年）	平成47年（2035年）	平成52年（2040年）	平成57年（2045年）	平成62年（2050年）	平成67年（2055年）	平成72年（2060年）
予測値	117,052	112,418	107,270	101,830	96,135	90,229	84,234	78,361	72,566	66,891
目標値	117,524	113,667	109,878	106,357	102,555	98,876	95,130	91,579	88,220	85,125

注１：予測値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した推計結果。
注２：目標値は、合計特殊出生率と転入出数を望ましい値に設定した市独自の推計結果。
注３：「佐野市人口ビジョン」では、予測値・目標値ともに、５年ごと（国勢調査年）の数値となっているため、平成41年度の数値は、案分して算出のうえ、下一桁を四捨五入し、10人単位としている。

6　就業人口の見通し

就業人口は、今後も減少傾向で推移することが予測され、平成 41 年の就業者総数は 52,320 人（就業率 50.8%）と想定されます。

産業別では、第 1 次産業の就業人口については、高齢化の進行や後継者不足等により 880 人（就業率 1.7%）に減少し、第 2 次産業の就業人口についても、15,540 人（就業率 29.7%）に減少することが想定されます。第 3 次産業の就業人口については、35,900 人（就業率 68.6%）と平成 30 年からほぼ横ばいで推移することが想定されます。

■産業別就業者数の見通し（資料：国勢調査）

項目＼年		平成27年	平成30年	平成34年	平成38年	平成41年
就業者総数（人）		58,152	56,530	54,970	53,440	52,320
第１次産業	就業者数（人）	1,589	1,380	1,180	1,000	880
	構成比率（%）	2.7	2.4	2.1	1.9	1.7
第２次産業	就業者数（人）	20,743	19,230	17,820	16,490	15,540
	構成比率（%）	35.7	34.0	32.4	30.9	29.7
第３次産業	就業者数（人）	34,796	35,920	35,970	35,950	35,900
	構成比率（%）	59.8	63.5	65.4	67.3	68.6
就業率（%）		48.9	48.0	48.5	49.3	50.8

注１：平成27年は実績値。予測値は、下一桁を四捨五入し、10人単位としている。
注２：端数処理の関係で構成比の合計は、100%にならない場合がある。
注３：過去４回の国勢調査結果に基づくトレンド法による予測結果。

7　土地利用の基本方針

土地は限られた資源であるとともに、現在及び将来にわたって市民の生活や生産等のあらゆる活動の共通の基盤となるものです。そして、その利用のあり方は、市の発展や市民生活と密接に結びついています。

したがって、土地利用については、公共の福祉を優先させながら自然環境との調和を図り、地域の社会的、経済的、文化的、歴史的な諸条件に配慮し、健康で文化的な生活環境の確保と各地域の特色ある発展を図ることを基本とします。

また、地域整備においても、長期的な人口減少を見据えた、都市構造のコンパクト化なども視野に入れ、地域の特性を活かした土地利用を進めることも重要です。

豊かな自然と暮らし、そして産業活動とが調和した良好な地域環境の形成を図るため、土地利用の基本方針を次のとおり定めます。

■ 土地利用の基本方針

① 地域の特性を活かした土地利用を推進します。
② 新たな産業基盤の整備を図ります。
③ 賑わいと魅力のある中心市街地及び周辺地域のコミュニティ拠点の整備を図ります。
④ 貴重な歴史資源・景観を大切にし、それらを活用して文化的風土を高め育てます。
⑤ 定住と子育てのできる基盤の整備・確保を図ります。
⑥ うるおいのある住環境・生活空間を確保します。
⑦ コンパクトシティ構想による全市・広域的にネットワーク化された道路・交通体系を確立します。
⑧ 山や河川の豊かな自然を大切にし、緑と水に親しむ空間を確保します。

「水と緑にあふれる北関東のどまん中　支え合い、人と地域が輝く交流拠点都市」の実現に向け、市の均衡ある発展を目指すため、土地利用の基本方針に基づき、市域を、市街ゾーン、田園・集落ゾーン、森林ゾーンに区分し、計画的に整備を進めていきます。

■土地利用構想図

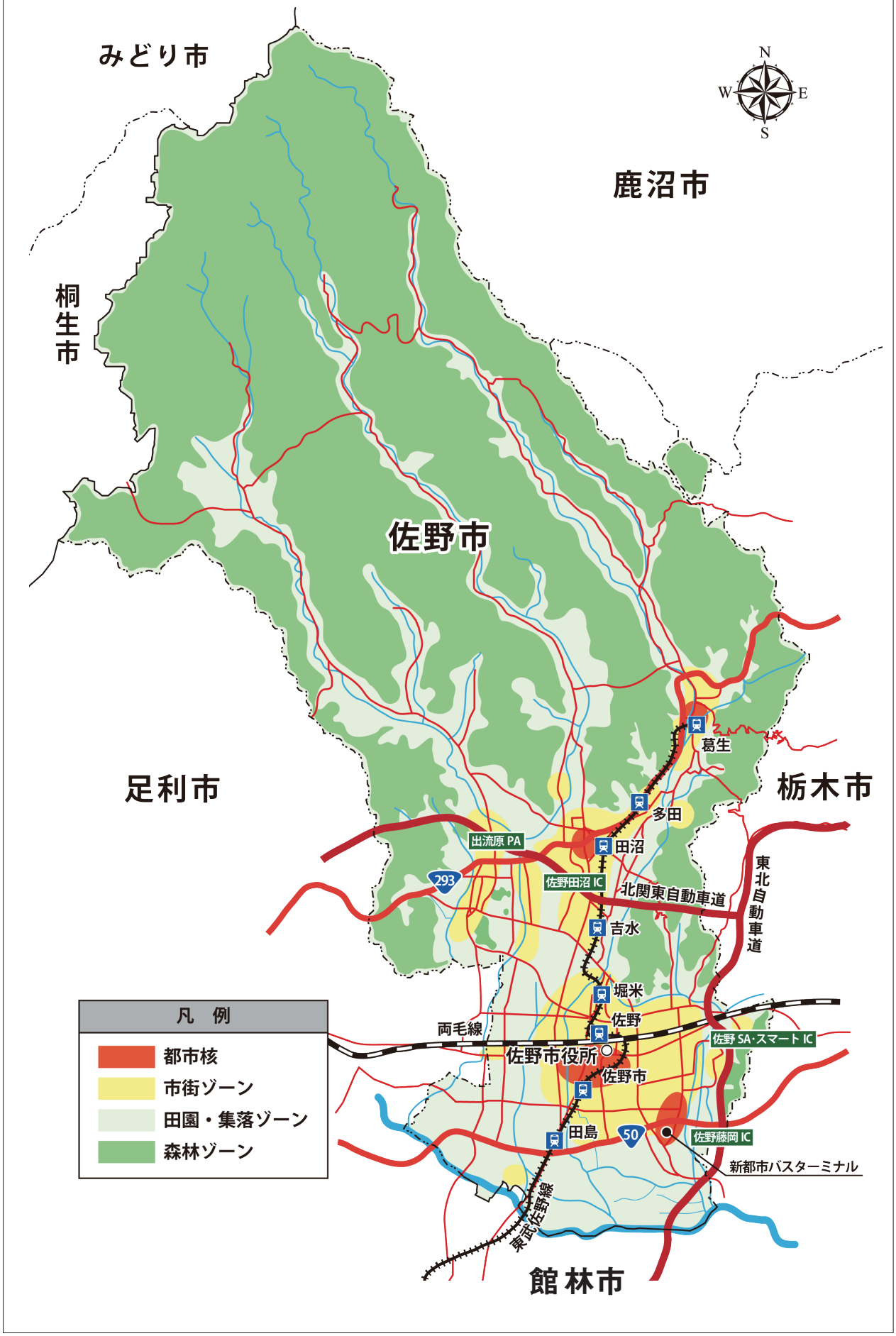
みどり市
鹿沼市
桐生市
佐野市
足利市
栃木市
館林市
N
W
E
S
葛生
多田
田沼
吉水
堀米
佐野
佐野市役所
佐野市
田島
出流原 PA
293
佐野田沼 IC
北関東自動車道
東北自動車道
両毛線
佐野 SA・スマート IC
50
佐野藤岡 IC
新都市バスターミナル
東武佐野線
凡　例
都市核
市街ゾーン
田園・集落ゾーン
森林ゾーン

（1） 市街ゾーン

道路や公園・緑地、下水道等の整備及び維持管理に努め、居住環境や産業機能の整備充実を図ります。

中心市街地活性化事業、佐野新都市地区の整備や国道 50 号沿線の新たな開発、北関東自動車道出流原 PA 周辺の開発等を促進し、定住機能、商業･業務機能、行政機能、交通拠点機能、余暇･レジャー機能、教養文化機能、物流・流通機能等都市機能を分担配置します。

特に、佐野駅周辺、佐野新都市周辺、田沼駅周辺、葛生駅周辺の４箇所を都市核と位置付け、都市機能を集約します。

（2） 田園・集落ゾーン

首都圏に位置する立地優位性を活かして、消費者ニーズに即した農業の展開を図ることを基本に、優良農地の保全及び確保を図ります。

また、田園と集落が共存する地域には、生活排水処理設備の設置を進めるなど、生活環境の改善を図るとともに、活力ある農業地域づくりを進めます。

なお、一定の条件を満たす地域においては、周辺環境と調和し、無秩序な市街化を促進しない範囲で、地域の活性化につながる土地の有効利用について、調整を図ります。

（3） 森林ゾーン

自然環境の保全、森林資源の維持・造成を図り、また、適正な管理に努め、土砂災害防止、水源かん養、地域環境・生物多様性の保全等の森林の有する多面的機能の維持を推進します。また、地域住民の生活や林業の振興を図ります。

国指定史跡唐沢山城跡の存する唐沢山県立自然公園や根古屋森林公園、あきやま学寮等、多くの自然景観の優れた地域については、その保全に努めるとともに、その特性を活かして、市民や首都圏住民等への観光・文化・レクリエーションの場として活用を図ります。

第３部

前期基本計画

第１章

政策体系・
リーディングプロジェクト

1 政策体系

将来像	推進テーマ	基本目標（7）	政策（18）	施策（38）	リーディングプロジェクト
水と緑にあふれる北関東のどまん中　支え合い、人と地域が輝く交流拠点都市	定住促進	1 魅力ある産業で賑わう活力あるまちづくり	1 産業振興で活力あるまちづくり	1 活力ある商業・鉱工業の振興と企業誘致の促進 2 出流原 PA 周辺開発の推進	観光立市、スポーツ立市、産業・文化立市
			2 地域資源を活かしたまちづくり	1 中心市街地及び地域市街地の活性化 2 都市型農業の推進 3 中山間地域の活性化	
		2 新たな流れの創造による賑わうまちづくり	1 観光とコンベンションによる賑わいと活力あるまちづくり	1 ひとを集める観光戦略の展開 2 魅力ある観光資源の開発と整備	
			2 スポーツを軸とした人々が集まるまちづくり	1 スポーツツーリズムの推進 2 生涯スポーツ・競技スポーツの振興とスポーツ環境の整備	
			3 歴史・文化を守り育てるまちづくり	1 文化芸術活動の推進 2 歴史・文化資源の継承と保存	
			4 誰もが住みたいと思う魅力あるまちづくり	1 都市ブランド戦略の推進 2 移住・定住の促進	
		3 健やかで元気に暮らせるまちづくり	1 健康で安心して暮らせるまちづくり	1 心と体の健康づくりの推進 2 地域医療体制の充実	
			2 安心して子育てのできるまちづくり	1 こどもの健やかな成長と子育て支援 2 子育てと仕事の両立支援	
			3 助け合い生きがいを実感できるまちづくり	1 豊かで健やかな長寿社会の実現 2 障がい者の社会参加と自立の推進 3 地域福祉の推進と生活保障の確保	
		4 豊かな心を育み、学び合うまちづくり	1 豊かな心と確かな学力を育むまちづくり	1 特色ある教育と心の教育の推進 2 安全で安心して学べる教育環境の整備	
			2 地域とともに学び育てるまちづくり	1 生活を豊かにする生涯学習の推進 2 学校・家庭・地域連携による教育力の向上	
		5 快適により安全で安心して暮らせるまちづくり	1 安全で安心して暮らせるまちづくり	1 消防・防災体制の充実 2 交通安全・防犯・消費者対策の推進	
			2 住みやすい快適なまちづくり	1 快適で質の高い住環境の整備 2 安全で安定した水の供給と生活排水の適正処理	
			3 都市機能の充実したまちづくり	1 都市機能を高める幹線道路の整備と計画的な地域づくりの推進 2 公共交通網の整備	
		6 美しい自然、環境と調和するまちづくり	1 環境にやさしいまちづくり	1 ごみの発生抑制と資源の有効活用 2 良好な生活環境の保全と創出	
			2 地球環境に配慮したまちづくり	1 再生可能エネルギーの活用と省エネルギー対策の推進 2 地球環境の保全	
		7 市民参加による自立したまちづくり	1 人権を尊重した市民参加によるまちづくり	1 市民と協働した地域づくりの推進 2 個々の人権を尊重する地域社会の形成と男女共同参画社会の実現	
			2 多彩な交流と情報共有によるまちづくり	1 国際交流・地域連携の推進 2 市政情報の共有と広聴活動の充実	

2 リーディングプロジェクト

本市では、まちづくりを推進するうえで核となり、特に重要かつ先導的な役割を持つ施策横断的な取組を、リーディングプロジェクトとして位置付けています。

第１次総合計画では、「観光立市の推進」及び「スポーツ立市の推進」に重点を置いて取り組んできましたが、これに加え、第２次総合計画前期基本計画では「産業･文化立市の推進」をリーディングプロジェクトとして位置付け、人と地域が輝く「交流拠点都市」の実現を目指します。

● 観光立市の推進

観光立市の目的は、「住んでよし、訪れてよし」の佐野市を築きあげていくことです。市民が「住んでよかった、これからも住み続けたい」というまちづくりを、そして、来訪者が「訪れてよかった、住んでみたい」と実感できる満足度の高い地域づくりをすることです。

住みやすいところに人は集まり、人の活動そのものが地域発展の原動力となることから、観光振興による経済の活性化、雇用機会の増大、国際相互理解の増進などを図り、全国から選ばれる魅力あるまちづくりを推進します。

● スポーツ立市の推進

スポーツ立市の目的は、健康増進や生涯スポーツにとどまらず、競技力の底上げによる選手の育成を見据えた「するスポーツ」、トップ選手が競技する姿が見る者に勇気と感動をもたらす「観るスポーツ」、スポーツ大会等の運営を支援することで感動を分かち合う「支えるスポーツ」など、様々な形で市民がスポーツに親しみ、スポーツに対する愛着と情熱を醸成することです。

明るく活力に満ちたスポーツの特性を活かし、スポーツを基盤に市民が豊かに暮らし、スポーツツーリズムとの調和によって人が行き交い賑わうまちづくりを推進します。

● 産業・文化立市の推進

産業・文化立市の目的は、本市の高速交通の利便性を最大限に活用し、地域産業の発展と企業誘致による経済の活性化を図るとともに、市民文化の醸成と歴史・文化資源、文化芸術活動を本市の財産として保存・振興を図り、積極的なシティセールスにより、潤いのある豊かな生活環境の創造と全国に誇れる地域づくりを推進することです。

佐野インランドポートの活用や新たな産業基盤の整備のほか、千年の歴史を持つ天明鋳物や各種伝統・芸術文化、並びに唐沢山城跡などの歴史文化の魅力を積極的に発信し、人と物の流れの創造による活力溢れるまちづくりを推進します。

第２章

基本目標

基本目標１

魅力ある産業で賑わう活力あるまちづくり

1 産業振興で活力あるまちづくり

（1）活力ある商業・鉱工業の振興と企業誘致の促進

【施策の目的】

- 商業・鉱工業事業者の経営の安定を図ります。
- 勤労者世代の就労機会の確保と職場環境の改善を図ります。
- 起業活動を促進します。
- 企業の誘致を促進します。

【これまでの取組】

- 市制度融資や各種補助制度等により、事業者の経営安定を図りました。
- 佐野地区雇用協会への支援を通じ、雇用情報の提供や就労支援を行いました。
- 勤労者の福利厚生に取り組む一般財団法人両毛地区勤労者福祉共済会（両毛メート）※1の運営支援を行うとともに、会員の加入促進を図る周知活動を行いました。
- 創業支援事業計画※2に基づき、関係者でネットワークを構築・推進し、創業支援に取り組みました。
- 佐野田沼インター産業団地の分譲地は完売となりました。佐野インター産業団地（第２期）の分譲も順調に進んでいます。

【現状と課題】

- 消費増税による消費動向への影響を踏まえ、経営安定及び産業活性化のための企業等への支援や消費喚起の取組が必要です。
- 市制度融資の利用件数が減少傾向にあるため、中小企業の資金ニーズに合った制度への見直しが必要です。
- 中小企業の人材確保が難しい状況であるため、中小企業の福利厚生を推進する一般財団法人両毛地区勤労者福祉共済会（両毛メート）とのさらなる連携や就職面接会の開催等による、市民と企業がマッチングできる場を提供することが必要です。
- 地場産業である伝統工芸品について、事業を発展させることが必要です。
- 産業団地の分譲が順調に進んでいるため、新たな分譲地が必要です。

※１：佐野市及び足利市内の中小企業で働く方に対して福利厚生事業を行い、勤労者の福利と雇用の安定、中小企業の振興を図ることを目的とした団体
※２：産業競争力強化法に基づき、地域における創業の促進を目的として、市が創業支援事業者と連携して策定する計画

【施策の体系】

施策	基本事業
活力ある商業・鉱工業の振興と企業誘致の促進	**①事業者に対する支援の充実** **②雇用機会の提供と就労支援** **③勤労者福祉制度の充実** **④起業活動の支援** **⑤企業誘致の促進**

【施策の基本方針】

①事業者に対する支援の充実

- 中小企業の資金ニーズに合うよう市制度融資を見直し、事業資金の円滑な借り入れを支援します。
- 各種補助制度の実施により、中小企業の事業拡大や経営基盤の強化を支援します。

②雇用機会の提供と就労支援

- 佐野地区雇用協会と連携し、雇用情報の提供と UIJ ターン就職の促進を図ります。
- 求人面接会等を開催し、誘致した企業や市内中小企業への市民の雇用促進を図ります。

③勤労者福祉制度の充実

- 勤労者の福利厚生の充実を図るため、一般財団法人両毛地区勤労者福祉共済会（両毛メート）に対する支援を行います。

④起業活動の支援

- 創業支援事業計画に基づき、関係者間でのネットワークを利用した、創業支援を行います。

⑤企業誘致の促進

- 工場用地バンク※3 を推進し、工場用地等への企業誘致を促進します。

節句人形

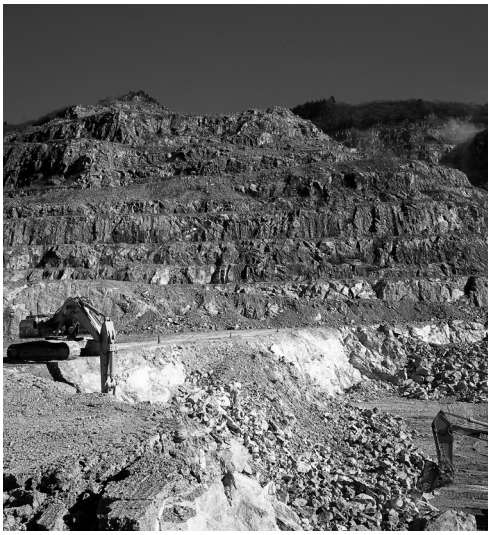

石灰の採掘現場

※3：企業立地を促進するため、市内の空き工場、工場用地などの物件情報を物件所有者や不動産業者等に登録してもらい、その情報を市のホームページ等に公開し、工場等の立地を希望する企業に紹介する仕組み

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
有効求人倍率	倍	0.91	1.00
福利厚生対策に満足している勤労者の割合	%	28.2	34.0
起業届出件数（本社市内）	件	85	115
起業届出件数（本社市外）	件	92	110

■有効求人倍率

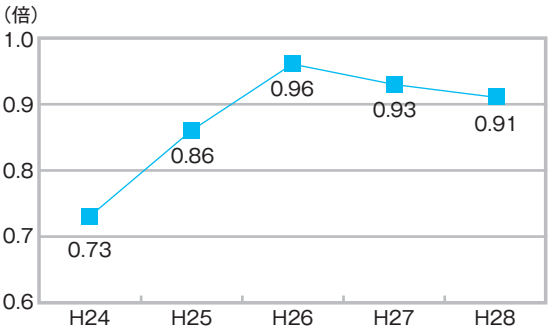

■福利厚生対策に満足している勤労者の割合

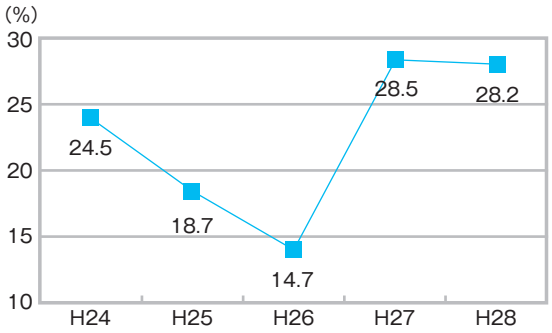

【役割分担】

市民　事業所	• 職場環境の改善に努めます。 • 雇用機会の創出に努めます。 • 経営基盤の強化、経営革新等に努めます。
行政	• 商業・鉱工業の振興を促進します。 • 就労機会の拡大を図る取組を行います。 • 勤労者の福利厚生の充実を支援します。 • 新規起業者の創業を支援します。 • 企業誘致を行います。

【関連する個別計画】

- 創業支援事業計画
- （仮称）佐野市産業立市推進基本計画

（2）出流原 PA 周辺開発の推進

【施策の目的】

- （仮称）出流原 PA スマートインターチェンジの設置及びインランドポート※1 を核とした物流拠点の開発整備を推進します。

【これまでの取組】

- 出流原 PA 周辺総合物流開発整備の事業化に向けた調査・検討を実施しました。
- （仮称）出流原 PA スマートインターチェンジ設置に向けた取組として、「（仮称）出流原 PA スマート IC 準備会」を設立し、事業化に向けた整備効果等の協議、調整を実施しました。
- 佐野インランドポートは、スケジュールどおり整備を行うとともに、指定管理者を決定し、供用を開始しました。

【現状と課題】

- 出流原 PA 周辺総合物流開発整備については、早期開発の可能な区域を決定し、基本計画に基づき、速やかに整備を進める必要があります。
- （仮称）出流原 PA スマートインターチェンジの設置が、国の新規事業化箇所に採択されたことから、計画的な整備の推進を図ることが必要です。
- 佐野インランドポートは、平成 29（2017）年度内の工事完了及び供用開始となったが、今後は安定した運営が必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
出流原 PA 周辺開発の推進	**①出流原 PA 周辺総合物流開発整備の推進** **②(仮称)出流原 PA スマートインターチェンジ整備の推進** **③佐野インランドポートの安定した運営**

【施策の基本方針】

①出流原 PA 周辺総合物流開発整備の推進

- 早期着手区域（第 1 段階）の事業の推進を図ります。

②（仮称）出流原 PA スマートインターチェンジ整備の推進

- 国土交通省等の関係機関と協議、調整を図り、スマートインターチェンジの計画的な整備を推進します。

③佐野インランドポートの安定した運営

- 安定運営の推進と拡張整備の検討を行います。

※ 1：複数の船社がコンテナの集配・保管等の場所として港湾内にあるデポと同様の指定をして、あたかも港湾が内陸部にあるかのように機能し、共同でコンテナを利用することができる内陸部の物流拠点

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
開発整備着手面積（第 1 段階）	ha	－	14.1
（仮称）出流原 PA スマートインターチェンジ整備の進捗率	%	－	100.0
佐野インランドポート年間取扱貨物量	ＴＥＵ※2	－	12,284

【役割分担】

行政	• 出流原 PA 周辺総合物流開発整備を実現することにより、新たな雇用の創出と経済の進展による地域の振興を図ります。

【関連する個別計画】

- 国土利用計画佐野市計画
- 佐野市都市計画マスタープラン
- 佐野農業振興地域整備計画

佐野インランドポート

リーチスタッカー

※ 2：Twenty-foot Equivalent Units の略で、20 フィートコンテナ 1 個分の換算値。40 フィートコンテナは 1 本で 2TEU に換算される。

2 地域資源を活かしたまちづくり

（1）中心市街地及び地域市街地の活性化

【施策の目的】

- 商業を中心とした魅力ある中心市街地（佐野駅周辺地区）を創出します。
- 地域市街地（田沼駅及び葛生駅周辺地区）の活性化のため、地域特性に応じた生活機能の充実を図ります。

【これまでの取組】

- 市営高砂町駐車場は、株式会社足利銀行佐野支店との土地交換が終了し、残地の利活用について関係部署等による協議、検討を行いました。
- さのまちづくり株式会社※1と連携し、空き店舗や空き家、空き地の利活用をするためのコーディネート等の取組を行いました。
- 中心市街地活性化の推進策として、集客のためのイベントを開催し、賑わいの創出につなげました。

【現状と課題】

- 居住人口の減少や高齢化の進行に伴い、各市街地において空き店舗や空き家が増加していることから、それらの有効活用の検討と新たな事業者の育成・支援を進めることが必要です。
- 株式会社足利銀行佐野支店跡地について、中心市街地活性化の拠点として活用するために具体的な検討が必要です。
- 魅力ある中心市街地を創出するため、遊休地（駐車場含む）の積極的な活用が必要です。
- 自動車利用による行動範囲の広域化により、郊外に立地している新しい商業集積地に人が流れていることから、各市街地が持続的に商業や観光、生活エリアとして発展できるような取組が必要です。
- 中心市街地の東部から市役所方面へのアクセスが脆弱であり、また、木造住宅が密集していることから、市役所方面へのアクセスを向上させるとともに、住環境の改善を進めることが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
中心市街地及び地域市街地の活性化	**①中心市街地の賑わい創出** **②地域市街地の特色ある発展**

※1：民間と行政が一体となったまちづくりを進めるため、民間の力を活用して中心部に残る未利用地や遊休化した建物に新たな機能を誘導することにより、「コンパクトで賑わいのあふれる街」という、中心部の本来持つべき姿を取り戻し、地域活性化に寄与することを目的として設立された第三セクター

【施策の基本方針】

①中心市街地の賑わい創出

- さのまちづくり株式会社と連携した商業振興を推進し、集客力を高める中心市街地の創出に取り組みます。
- 中心市街地の空き店舗対策を積極的に進めます。
- 歩行者の安全性や市役所方面へのアクセスを向上させるため、市道佐野 57 号線等の整備を行います。
- まちなか活性化の拠点を充実させるとともに、新たな市民交流の場を提供します。

②地域市街地の特色ある発展

- 生活拠点として、商業・居住等の都市機能の集約を図り、定住を促進します。
- 地域市街地の空き店舗対策を積極的に進めます。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
中心市街地のメイン通り沿いの店舗数	軒	321	323
田沼駅周辺が以前と比べて賑わっている、生活しやすくなったと感じている市民の割合	%	12.1	16.5
葛生駅周辺が以前と比べて賑わっている、生活しやすくなったと感じている市民の割合	%	11.1	16.5

ぱるぽーとマルシェ

まちなか楽市

■中心市街地のメイン通り沿いの店舗数

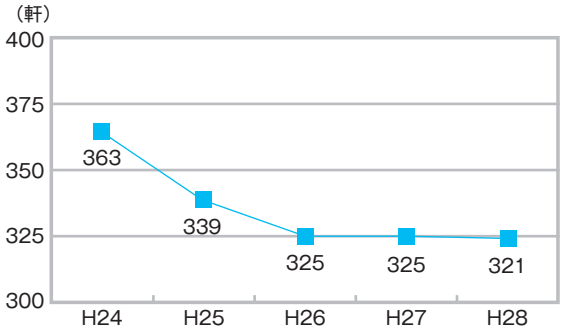

■田沼駅周辺が以前と比べて賑わっている、生活しやすくなったと感じている市民の割合

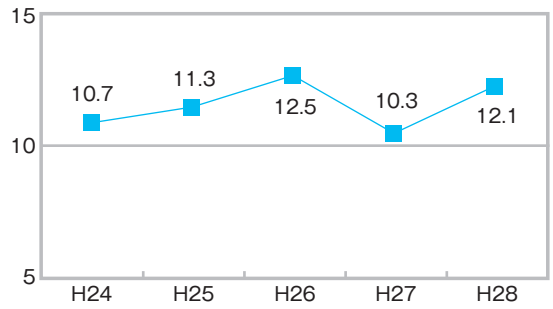

■葛生駅周辺が以前と比べて賑わっている、生活しやすくなったと感じている市民の割合

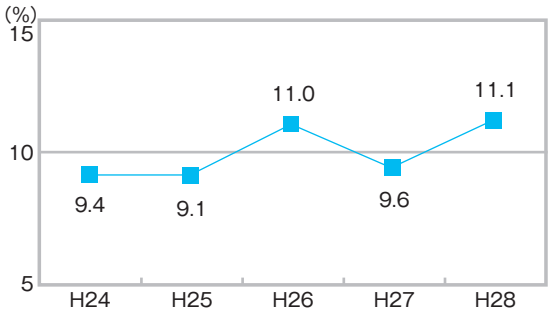

【役割分担】

市民	• 各市街地内の有効な土地利用に努めます。 • 各地域の特色を活かしたまちづくりに積極的に参加します。
事業所	• 魅力ある店舗となるため創意工夫や空き店舗の活用を積極的に行います。 • 各店舗等で取り扱う商品の独自性を高めるとともに、他業種との連携に取り組み、地域の活性化につなげます。
行政	• 中心市街地内のインフラ整備を計画的に進めます。 • 地域市街地内の既存ストックを十分活用しつつ、生活拠点として必要な住環境を確保します。 • さのまちづくり株式会社や地域おこし協力隊と連携し、各市街地の活性化につながる効果的な事業を展開します。 • 空き店舗の有効活用を推進します。

【関連する個別計画】

- 佐野市都市計画マスタープラン
- 佐野市中心市街地活性化基本計画
- 佐野市総合交通マスタープラン
- （仮称）佐野市立地適正化計画

（2）都市型農業の推進

【施策の目的】

- スカイベリーなどの高収益作物の生産振興を図ります。
- 担い手農家※1へ農地を集積・集約し、経営規模の拡大と農業経営の安定を図ります。

【これまでの取組】

- 施設園芸作物・果樹栽培を推進しました。
- 担い手の確保に努めたことにより、認定農業者※2数は伸びています。
- 栃木県農地中間管理機構※3や公益財団法人佐野市農業公社を通じた貸借により、担い手への農地集積が進みました。
- 耕作放棄地を解消するための事業を実施しました。

【現状と課題】

- スカイベリーの産地化、イチジク等の有望品種の導入、露地野菜の作付面積の拡大等による、高収益作物の生産振興を図ることが必要です。
- 高齢化等により農業従事者が減少しているため、農業後継者や新規就農者の育成・確保が必要です。
- 農地の大区画化や集積・集約を通じて、生産性の向上を図ることが必要です。
- 増加する耕作放棄地の解消に努めることが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
都市型農業の推進	**①農産物の生産振興** **②農業の担い手の育成・確保** **③農業生産基盤の整備**

※1：農業経営への意欲や能力のある農業者のうち、農業経営基盤強化促進法にもとづく経営改善計画の市町村認定を受けた認定農業者など
※2：農業経営基盤強化促進法において、経営改善を図ろうとする農業者が自主的に「農業経営改善計画」を作成し、市町村から認定を受けた農業者をいう。地域農業の担い手として、農地利用・資金・税制面などにおいて、国の支援が、認定農業者に対して重点的に行われる。
※3：高齢化や後継者不足などで耕作することが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織などの地域の担い手に貸し付ける公的機関である。各都道府県に一か所ずつ設置され、本県では、公益財団法人栃木県農業振興公社が知事の指定を受けており、農地の集約や耕作放棄地の解消を推進している。

【施策の基本方針】

①農産物の生産振興

- 施設園芸、果樹栽培の作付拡大等を進めるとともに、新たな有望品種の導入を促進し、農業所得の向上を図ります。
- 栃木県や佐野農業協同組合等の関係機関と連携し、農産物の６次産業※4化を推進します。
- 農産物のブランド化や海外を含めた販路拡大を推進します。

②農業の担い手の育成・確保

- 認定農業者、新規就農者を育成・確保します。
- 栃木県農地中間管理機構等の活用により、担い手農家への農地の集積・集約を推進し、生産性の向上、低コスト化を図ります。

③農業生産基盤の整備

- 農地の再整備により、農地の大区画化、集約を推進します。
- 農地の有効利用を図るため、用排水施設の補修・改修を支援します。
- 農業委員会や公益財団法人佐野市農業公社と連携し、耕作放棄地の解消に努めます。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
農産物出荷額	億円	19.6	21.0
農地整備実施面積（区画 50a 以上）	ha	22.0	60.4
耕作放棄地面積	ha	141.1	125.0

■耕作放棄地面積

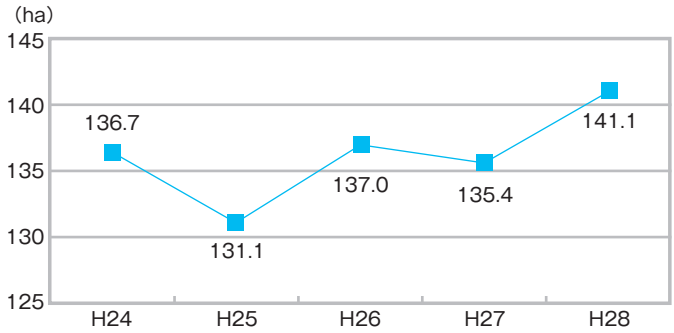

※４：農業などの第一次産業が食品の加工や流通販売にも業務を展開している経営形態

【役割分担】

市民　事業所	• 地場農産物を購入し、地産地消を実践します。 • 農商工が連携し、農産物の６次産業化に取り組みます。 • 情報の発信（本市の農産物の PR 等）に努めます。
行政	• 農業の技術指導や経営指導を行います。 • 担い手の育成、新規就農者への支援を行います。 • ６次産業化を支援します。

【関連する個別計画】

- 佐野農業振興地域整備計画
- 人・農地プラン

いちごのハウス栽培

（3）中山間地域の活性化

【施策の目的】

- 特色ある中山間地域※1 づくりを推進します。
- 森林の適正管理の促進を図ります。

【これまでの取組】

- 有害鳥獣による被害防止対策を継続的に実施しました。
- 「佐野市内の公共建築物における木材の利用促進に関する方針」に基づき、市庁舎、よねやま保育園、葛生行政センター整備における木材利用を促進しました。
- 栃木県と連携して、林道秋山線や林道作原沢入線等の整備を進めました。
- 栃木県と連携して、林業の担い手、新規就林者の育成・確保とともに、木材の多様な活用法を検討しました。
- むらづくり推進協議会※2 等の関係団体の活動を支援しました。

【現状と課題】

- 地域の特色を活かした中山間地域の活性化を図ることが必要です。
- 国内産木材の消費低迷が続いているため、県産木材の利用の促進など、林業振興を図ることが必要です。
- 野生鳥獣による農作物の農業被害が増大しているため、今後も継続した鳥獣被害対策が必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
中山間地域の活性化	**①特色ある中山間地域づくりの推進** **②林業の活性化** **③中山間地域の豊かな環境づくり**

※1：主に農業分野で使用される用語で、平地の周辺部から山間地に至るまとまった平坦な耕地の少ない地域を指す。ここでは、新合、飛駒、三好、野上、常盤、氷室地区とする。
※2：豊かな地域社会づくり、農業の振興を核として、生活、文化等を含む幅広い地域活動を展開する組織

【施策の基本方針】

①特色ある中山間地域づくりの推進

- 「佐野暮らし」制度を活用した地域おこしや、むらづくり団体への支援により中山間地域の活性化を推進します。
- 地域づくりのための市有施設の有効的な活用を検討します。
- 地域住民が生活し続けることができる中山間地域づくりを行います。

②林業の活性化

- 「佐野市内の公共建築物における木材の利用促進に関する方針」に基づき、公共施設における県産木材の利用を促進します。
- 国や栃木県の補助制度も活用し、森林の適正な整備と維持管理に取り組みます。

③中山間地域の豊かな環境づくり

- 住みやすい環境や農林産物の生産を確保するため、地域内の道路整備及び鳥獣被害対策を行います。
- 木材伐採後は、鳥獣の餌となるような実のなる木の植樹を推進します。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
中山間地域の人口	人	11,774	11,300
中山間地域の木材伐採面積	ha	400.4	574.0
保安林指定面積	ha	6,502.0	6,675.0

■中山間地域の人口

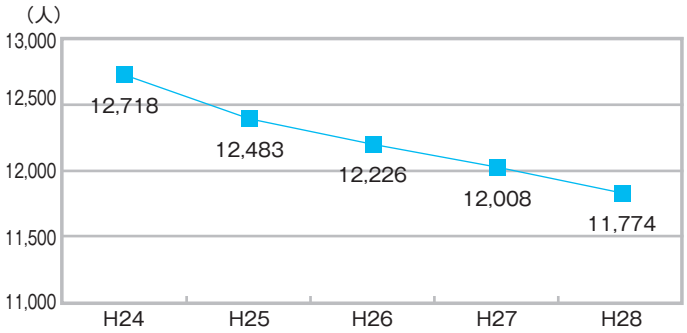

【役割分担】

市民　事業所	• 中山間地域の自然や環境の良さ、魅力を伝えます。 • 地域課題への対応など、自らの活動による地域づくりに取り組みます。 • 有害鳥獣等が住みにくい環境づくりを行います。
行政	• 栃木県と連携し、担い手の育成や新規就農者・新規就林者の支援を行います。 • 農業、林業の経営合理化や規模拡大を推進します。 • 地域おこしのため、むらづくり推進協議会等の関係団体を支援します。 • 公共施設における木材の利用を促進します。 • 有害鳥獣被害対策を継続します。

【関連する個別計画】

- 佐野市山村振興計画
- 佐野市森林整備計画
- 佐野市内の公共建築物における木材の利用促進に関する方針
- 佐野市鳥獣被害防止計画

飛駒鯉来い祭り

そば祭り

基本目標２

新たな流れの創造による賑わうまちづくり

1 観光とコンベンションによる賑わいと活力あるまちづくり

（1）ひとを集める観光戦略の展開

【施策の目的】

- 本市の特性を活かした観光戦略を立て、国内（関東地方）・国外（アジア）からの観光入込客数及び観光宿泊客数の増加を図ります。
- 市民のおもてなしの心を醸成し、観光客の受入体制を整備します。

【これまでの取組】

- ジェイアールバス関東株式会社、東武鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本）や近隣市町と連携し、「駅からハイキング」等企画イベントと観光キャンペーンを実施しました。
- 株式会社はとバスと連携した市内回遊ツアーを年 10 回以上実施し、観光誘客につなげました。
- フィルムコミッション※1 の積極的な事業展開により、多くのロケ誘致に成功し、地域経済の活性化につながりました。
- 平成 32（2020）年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されることにより、インバウンド※2 関連の事業を推進する機運が高まっていることから、ムスリムインバウンド※3 に取り組みました。

【現状と課題】

- 栃木県や近隣市町及び観光協会と連携し、効果的かつ広域的な観光 PR 活動を実施することが必要です。
- フィルムコミッション事業には、さらに積極的な誘致を行い、観光資源としての本市の魅力を全国に発信していくことが必要です。
- ムスリムインバウンド事業を中心に、外国人観光客の受入体制の充実を図ることが必要です。
- 平成 30（2018）年に行われる栃木デスティネーションキャンペーン※4 を活用し、本市の観光情報・魅力を全国に発信することが必要です。
- 観光ボランティアガイドの育成・確保や「まちの駅※5」のさらなる設置により、観光客の受入体制の充実を図ることが必要です。

※１：映画やテレビなど各種映像作品の撮影を誘致し、ロケーション撮影がスムーズに行えるよう、支援を行う非営利の組織及び業務
※２：訪日外国人観光者
※３：インバウンドの内ムスリム（イスラム教徒）を対象
※４：地域（地方公共団体や企業など）とＪＲグループ６社（北海道・東日本・東海・西日本・四国・九州）が協働で取り組む、国内最大規模の観光キャンペーン。栃木県では２０１８年４月から６月にかけて実施され、１９年ぶり２回目となる。
※５：地域住民や来訪者が求める地域情報を提供する機能を備え、人と人との出会いと交流を促進する空間施設

【施策の体系】

施策	基本事業
ひとを集める観光戦略の展開	**①積極的な誘客を図る観光戦略の推進** **②インバウンド誘客の強化** **③コンベンション※6事業の推進** **④おもてなしの心の醸成**

【施策の基本方針】

①積極的な誘客を図る観光戦略の推進

- 本市の観光入込客数・宿泊客数増加を図るための方策を展開します。
- 首都圏を中心に、近隣市町等と連携した広域的な観光キャンペーン等の推進により、本市の観光情報・魅力を発信します。
- JR グループ6社や栃木県、観光事業者と連携し、栃木デスティネーションキャンペーン関連イベントを開催し、本市の観光情報を全国に発信します。

②インバウンド誘客の強化

- 両毛ムスリムインバウンド推進協議会や企業等と連携し、ムスリム受入体制の充実を図ります。
- 飲食業、宿泊施設等の外国語対応を推進し、ターゲットに合わせた情報発信をします。

③コンベンション事業の推進

- コンベンション協会を設立し、コンベンション事業の誘致を推進します。

④おもてなしの心の醸成

- 観光ボランティアガイドの育成と利用促進を図ります。
- 「まちの駅」のさらなる設置と連携強化を図り、観光客と市民との交流を促進します。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成28年度 2016年度）	目標値（平成33年度 2021年度）
市の観光入込客数	万人	870	1,000
市の観光宿泊客数	人	46,171	50,000
外国人宿泊客数	人	674	1,000
観光ボランティアガイド協会の登録人数	人	24	70

※6：学会、会議、各種大会、見本市等の人が多く集まる会議、集会、大会など

■観光入込客数

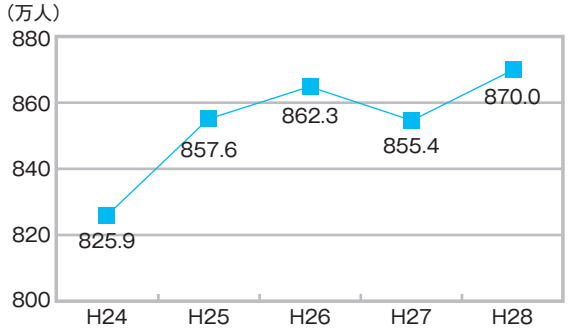

■観光宿泊客数

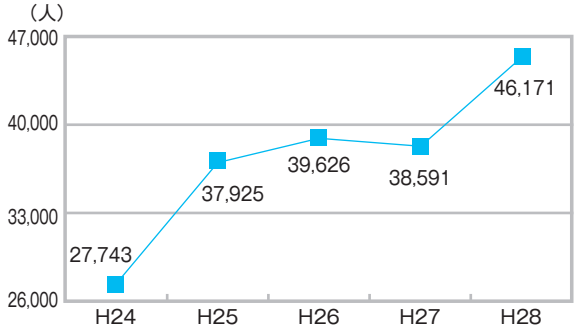

【役割分担】

市民	• 佐野市の魅力を伝えます。 • おもてなしの心を持って、観光客を受け入れます。 • 観光ボランティアとして協力します。
事業所	• ロケ地の提供などを通じ、フィルムコミッション事業に協力します。 • 観光客のニーズに対応した産品、サービスの開発・提供を行います。 • 「まちの駅」に登録します。
行政	• 市内の観光資源を効果的に結び付け、総合的な観光PR活動を展開します。 • 事業者や関連機関と連携し、観光 PR を行います。 • 観光客の満足度向上につながる受入環境を整備します。 • コンベンション事業の誘致を推進します。 • おもてなしの心の普及啓発を図ります。

【関連する個別計画】

- 佐野市観光立市推進基本計画
- 佐野市シティプロモーション推進基本計画
- 佐野市スポーツ立市推進基本計画
- 佐野市天明鋳物のまちづくり推進計画

観光ボランティア

観光キャラバン

（2）魅力ある観光資源の開発と整備

【施策の目的】

- 観光資源（観光スポット、自然、特産品、観光企画商品）を発掘し、観光資源の整備を進めます。
- 観光施設を時代のニーズに合わせて、適切に管理します。

【これまでの取組】

- 新たな観光資源として、さのまるの家、犬伏薬師堂、あわしま堂（工場見学）、遠藤食品（工場見学）が観光スポットとなりました。
- 観光施設の整備を行い、観光客の利便性の向上、安全性の確保に努めました。
- 観光客のニーズに合った体験メニューの充実を図りました。

【現状と課題】

- 新たな観光資源の開発と PR が必要です。
- 新たな観光資源となり得る特産品・名産品等の掘り起こしが必要です。
- 国際化対応看板を含む案内看板を整備することが必要です。
- 体験型宿泊施設の体験メニュー等の内容の充実と効果的な PR を行うことが必要です。
- 安全で快適な観光施設の維持管理を行うことが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
魅力ある観光資源の開発と整備	**①新しい観光資源の開発と整備** **②利便性の高い観光施設の整備・維持管理** **③宿泊、体験型観光の推進**

【施策の基本方針】

①新しい観光資源の開発と整備

- 地域の文化・伝統等やスポーツとの連携も考慮した、新たな観光資源や観光ルートの開発に取り組みます。

②利便性の高い観光施設の整備・維持管理

- 安全で安心して利用できる観光施設の維持管理や公衆無線 LAN の整備を促進するとともに、観光案内看板の改修や国際化対応看板の設置を進め、観光客の利便性の向上を図ります。

③宿泊、体験型観光の推進

- 時代のニーズに合った改修を行い、何度も訪れたくなるような宿泊施設にします。
- 観光客のニーズに合った体験メニューの充実を図ります。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 （平成 28 年度 2016 年度）	目標値 （平成 33 年度 2021年度）
開発・整備した観光資源数	箇所	2	3
観光施設等改修箇所数	箇所	9	6

【役割分担】

市民　事業所	• 観光情報を PR します。 • 観光客の利便性の向上につながる環境整備に努めます。 • 外国人観光客へ分かりやすい商品表示をします。
行政	• 観光資源の活用と観光施設の整備に努めます。 • 観光スポットへのアクセス等の利便性の向上に努めます。 • 観光案内看板の国際化対応を推進します。

【関連する個別計画】

- 佐野市観光立市推進基本計画
- 佐野市シティプロモーション推進基本計画
- 佐野市スポーツ立市推進基本計画
- 佐野市天明鋳物のまちづくり推進計画

道の駅どまんなかたぬま

2 スポーツを軸とした人々が集まるまちづくり

（1）スポーツツーリズムの推進

【施策の目的】

- スポーツ大会やイベント、合宿等の本市での開催を推進します。
- スポーツを目的に本市を訪れる人の増加を図ります。
- スポーツ大会等の運営に多くの人から協力を得られる体制を整えます。

【これまでの取組】

- スポーツツーリズムの推進母体となる佐野市スポーツツーリズム協会を設立しました。
- 栃木県から旧田沼高校跡地の譲渡を受け、クリケット場としてグラウンド整備に着手するなど、クリケットを核としたスポーツツーリズム※1を進めるための施設整備に段階的に取り組んでいます。
- プロスポーツ団体の誘致としては、ベースボール・チャレンジリーグ（BC リーグ）に所属する栃木ゴールデンブレーブスが、佐野市運動公園野球場をホーム球場の１つとしました。

【現状と課題】

- 佐野市スポーツツーリズム協会と連携し、スポーツを目的とした誘客促進を図ることが必要です。
- スポーツの会場を安定的に確保するため、稼働率の低いスポーツ施設や閉校となった小・中学校等の有効活用の検討が必要です。
- 国内外からクリケットプレイヤーやファンが佐野市国際クリケット場に訪れるように、スポーツツーリズムの拠点として集客・増客に努めることが必要です。
- スポーツツーリズムを支える環境づくりを行うため、スポーツボランティアの増員を図ることが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
スポーツツーリズムの推進	**①スポーツツーリズムによる誘客促進** **②スポーツを支える環境づくり** **③クリケットタウン佐野の推進**

※１：スポーツを「観る」「する」ための旅行そのものや、周辺地域観光に加え、スポーツを「支える」人々との交流、あるいは生涯スポーツの観点からビジネスなどの多目的での旅行者に対し、旅行先の地域でも主体的にスポーツに親しむことのできる環境の整備など、複合的な「豊かな旅行スタイルの創造」を目指すもの。

【施策の基本方針】

①スポーツツーリズムによる誘客促進

- 佐野市スポーツツーリズム協会の活性化を図り、協会とともにスポーツ大会等の誘致を促進します。
- 稼働率の低いスポーツ施設や閉校となった小・中学校等の有効活用を検討し、スポーツツーリズムの会場とすることで大会や合宿等の誘致を図ります。
- プロスポーツ団体が行う試合や地域貢献を目的としたイベントを誘致することにより、スポーツツーリズムによる誘客を促進します。

②スポーツを支える環境づくり

- スポーツボランティア登録者数の増加を図り、スポーツ大会等をはじめとしたスポーツ事業の運営に協力が得られる体制を整えます。

③クリケットタウン佐野の推進

- 「クリケットタウン佐野」創造プロジェクト※2を推進し、クリケットを介した集客活動に取り組み、市内での消費拡大につなげることで、地域の活性化を図ります。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
宿泊を伴うスポーツ大会又は合宿の数	件	9	15
市外からのスポーツ大会又は合宿への参加者数	人	6,950	8,500
スポーツ大会又はスポーツ合宿に協力するボランティア数	人	310	450

※2：クリケットを活用したスポーツによる地方創生を目的とした事業

【役割分担】

市民	• おもてなしの心を持って、来訪者を受け入れます。 • スポーツボランティアの活動に参加します。
事業所	• 佐野市スポーツツーリズム協会に協力し、来訪者のためのサービスを提供します。 • クリケットタウン佐野創造プロジェクトに協力し、プロジェクトを活用した地域経済活動を行います。
行政	• スポーツツーリズムで活用するスポーツ施設を確保し、快適に利用できるよう管理します。 • 佐野市スポーツツーリズム協会の自立を促進します。 • クリケットを核としたスポーツツーリズムを推進します。

【関連する個別計画】

- 佐野市スポーツ立市推進基本計画
- 佐野市観光立市推進基本計画

クリケット

さのマラソン

（2）生涯スポーツ・競技スポーツの振興とスポーツ環境の整備

【施策の目的】

- 生涯スポーツの普及啓発を図ります。
- 国民体育大会など全国レベルの競技会で活躍できるスポーツ選手の育成に取り組みます。
- スポーツに親しむことができる環境を整備します。

【これまでの取組】

- レクリエーション大会において、目の不自由な方や知的障がい者の方も楽しめる種目を実施しました。
- 競技スポーツの取組としては、宝くじ協会等の助成や指定管理者の指導者らを活用し、競技スポーツにおけるトップレベルの指導を受けられる機会を持つことができました。また、関東大会や全国大会等への出場者数が増加しています。
- 旧田沼高校跡地を佐野市国際クリケット場とする方針を決定し、練習用ピッチや管理用重機を整備するなど、国際クリケット場としての整備に着手しました。
- 平成 34（2022）年に栃木県で行われる国民体育大会でのラグビー開催に向け、運動公園内に多目的に使用できるラグビー場を整備するため、基本構想を策定しました。

【現状と課題】

- 「週に 1 回以上スポーツ・レクリエーションに親しんでいる市民の割合」が伸びていないことから、市民がスポーツ・レクリエーションを行うきっかけづくりを行うことが必要です。
- 中学校の運動部を指導できる指導者を増やすことが必要です。
- 地域スポーツ団体の指導者や活動場所の確保と活動の活性化を図るため、総合型地域スポーツクラブ※1 の継続的な活動支援を行うことが必要です。
- 市民ニーズを踏まえ、魅力的で安心して使用できるスポーツ施設の維持管理を行うことが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
生涯スポーツ・競技スポーツの振興とスポーツ環境の整備	**①生涯スポーツの推進** **②競技スポーツの推進** **③スポーツ施設の整備と運営**

※ 1：こどもから高齢者まで、誰もがいつでも参加できる、地域住民によって自主的に運営・活動するスポーツクラブ

【施策の基本方針】

①生涯スポーツの推進

- スポーツ教室をはじめとしたスポーツ・レクリエーション事業を、スポーツ団体や指定管理者、事業所と連携して内容の充実を図り、参加しやすい事業を実施します。
- 指導者の育成促進や団体活動の PR 支援などにより、団体活動の活性化を図ります。
- 指導者講習会等への参加を奨励し、指導者の指導力向上に努めます。

②競技スポーツの推進

- 公益財団法人日本体育協会が公認するスポーツ指導者の資格取得を推進し、指導力の強化を図ります。
- 優れた外部指導者を招いた練習会を開催し、高度な指導により選手の能力を伸ばす環境の整備に努めます。

③スポーツ施設の整備と運営

- 佐野市国際クリケット場やラグビー場を計画的に整備するとともに、既存スポーツ施設については点検と計画的な修繕により長寿命化を図り、安全で円滑に使用できる施設の維持管理に努めます。
- ヨガやダンス講座などの市民ニーズに合った多様なスポーツ事業を実施し、施設の利用を促進します。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
週に 1 回以上スポーツ・レクリエーションに親しんでいる市民の割合	%	40.5	50.0
関東大会、全国大会等に出場する個人と団体	組	117	165
安全に使用できる市有スポーツ施設数	施設	33	33

■週に１回以上スポーツ・レクリエーションに親しんでいる市民の割合

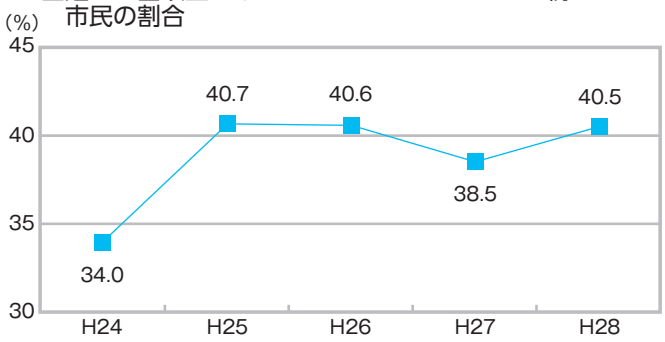

【役割分担】

市民	• スポーツやレクリエーションに親しみ、心身の発達と健康・体力の増進に努めます。 • スポーツ団体は、自らの活動を活性化させます。
事業所	• スポーツ関連事業の支援に努めます。 • スポーツやレクリエーションに取り組みやすい環境整備に努めます。
行政	• 市民がスポーツやレクリエーションに親しむ意識を高めます。 • スポーツ団体の活動が活発となるための支援をします。 • スポーツ選手や指導者を育成する施策を推進します。 • スポーツ施設を安全で円滑に使用できるよう整備・管理します。

【関連する個別計画】

- 佐野市スポーツ立市推進基本計画
- 佐野市アスリート育成プラン
- （仮称）佐野市運動公園等施設長寿命化計画

タグラグビー

市民体育祭

3 歴史・文化を守り育てるまちづくり

（1）文化芸術活動の推進

【施策の目的】

- 文化芸術に触れる機会の提供や文化芸術活動団体への支援を通じて、市民の文化芸術活動の活性化を図ります。
- 安全で安心して利用できるよう、文化芸術活動の拠点となる施設の適切な維持管理に努めます。

【これまでの取組】

- 文化会館は、耐震改修工事や屋上防水改修工事に加え、バリアフリー対策として、エレベーターを設置しました。
- 市立中学校２年生全員を対象とした演劇鑑賞事業や、学校へアーティストを派遣し、ワークショップやミニコンサート等を行うアウトリーチ事業※1 等を実施しました。
- 佐野市天明鋳物のまちづくり推進計画を策定しました。
- 吉澤記念美術館において、企画展や講座を実施しました。
- 佐野市文化協会は自立化に向けた取組を進め、公益財団法人佐野市民文化振興事業団は、事業内容の見直しを図るなど、改善に向けた支援を行いました。

【現状と課題】

- 市民が本物の文化芸術を体験する機会を提供するとともに、本市が有する貴重な文化資源を活用したまちづくりを推進していくことが必要です。
- 文化芸術活動団体が減少傾向にあることから、市民が文化芸術に関心を持ち、文化芸術活動に参加を促すことが必要です。
- 老朽化が進んでいる文化芸術施設については、市民が安全で安心して利用できるよう、適切な維持管理が必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
文化芸術活動の推進	**①文化芸術活動の推進** **②文化芸術活動団体との連携・支援** **③文化芸術施設の環境整備**

※１：アーティストを学校等へ派遣し、ミニコンサートや参加体験型事業などを行う文化芸術の普及活動

【施策の基本方針】

①文化芸術活動の推進

- 幅広いジャンルの事業、特に、次代を担う子どもたちのための事業を開催し、本物の文化芸術を体験する機会を提供します。
- 吉澤記念美術館において、菜蟲譜やフレスコ画等の魅力ある企画展や講座を開催し、施設の利用の促進を図ります。
- 鋳物事業者等と連携した天明鋳物の歴史・体験講座等の開催をはじめ、天明鋳物の新たな魅力を SNS 等により全国へ PR します。

②文化芸術活動団体との連携・支援

- 文化芸術活動団体の増加や佐野市文化協会の自立化へ向け、引き続き団体への支援を行います。
- 郷土芸能保存会連絡協議会を支援し、活動の発表の場を提供します。

③文化芸術施設の環境整備

- 文化芸術施設を安全で安心して利用できるよう、施設の改修及び設備の更新を計画的に行い、適切な維持管理に努めます。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
何らかの文化活動を行うか、美術館等での講演・展示会などに参加・鑑賞している人の割合	%	52.7	57.7
文化祭等への参加団体数	団体	95	100
施設利用者の満足度が高い割合	%	－	72.0

■何らかの文化活動を行うか、美術館等での講演・展示会などに参加・鑑賞している人の割合

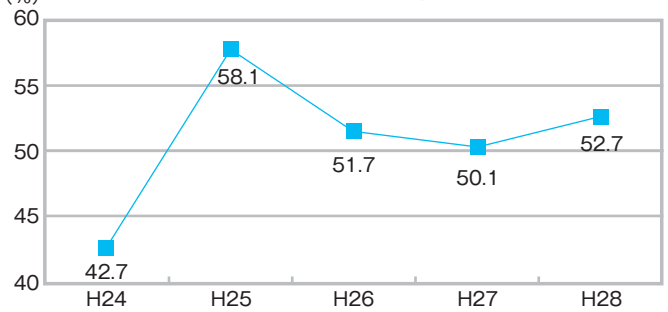

【役割分担】

市民	• 文化芸術に親しみます。 • 郷土芸能の次世代への継承に努めます。
事業所	• 地域の文化芸術活動への支援や協力に努めます。 • 郷土の文化芸術を活用した、事業活動（商品開発など）をします。
行政	• 文化芸術の鑑賞機会や活動の場を提供します。 • 文化芸術活動を担う市民、特に次代を担う子どもたちや団体の育成を図ります。

【関連する個別計画】

- 佐野市天明鋳物のまちづくり推進計画
- 佐野市シティプロモーション推進基本計画
- 佐野市観光立市推進基本計画

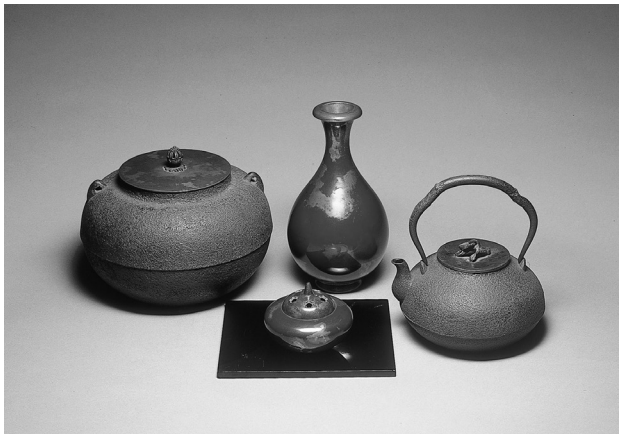

天明鋳物

牧歌舞伎

（2）歴史・文化資源の継承と保存

【施策の目的】

- 文化財を適切に保存・継承し、後世に残します。
- 貴重な歴史・文化資源への理解を深めるとともに、郷土の歴史・文化への関心を醸成します。

【これまでの取組】

- 唐沢山城跡の国指定史跡化記念事業として、フォーラムをはじめ、史跡化記念企画展、講演会、シンポジウム、写真展、ウォーキング等を実施しました。
- 唐沢山城跡で各種調査や航空写真撮影を実施し、唐沢山城跡保存活用計画、唐沢山城跡整備基本計画を策定しました。
- 郷土博物館、葛生化石館、葛生伝承館において、企画展や講座を実施し、多くの入場者や参加者を集めました。
- 郷土博物館の空調設備改修工事を実施し、収蔵資料の適切な保存環境の維持に努めました。

【現状と課題】

- 国指定史跡の唐沢山城跡は、多くの来訪者が訪れることから、本丸周辺の石垣を含む史跡の適切な保存対策を施し、計画的な整備を行いながら有効な活用を図ることが必要です。
- 民間団体との協議を継続し、天明鋳物生産用具を国指定重要文化財にする支援等を検討することが必要です。
- 市内各所に残る登録文化財としての価値を有する建造物の保存と活用を検討することが必要です。
- 歴史・文化資源の継承と保存に係る人材・団体を育成することが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
歴史・文化資源の継承と保存	**①歴史・文化資源の調査と適切な保存・継承** **②歴史・文化資源の理解の促進と地域づくりの推進**

【施策の基本方針】

①歴史・文化資源の調査と適切な保存・継承

- 指定・登録文化財候補物件の調査を実施します。
- 天明鋳物生産用具の記録化に向けた調査等を実施します。
- 「歴史文化基本構想※1」に向けた文化財総合調査の計画策定を検討します。
- 唐沢山城跡における石垣等をはじめとする史跡の適切な保存と整備を進めます。
- 指定文化財を継承するため、保存修復を支援します。

※1：地域に存在する文化財を指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための構想

②歴史・文化資源の理解の促進と地域づくりの推進

- 文化財要覧を作成し、歴史・文化資源の理解促進を図ります。
- 郷土の歴史や文化への関心を醸成し、理解を促進するため、企画展や各種講座の充実を図ります。
- 郷土博物館等の見学を通して、児童生徒の学習効果を高めるとともに、郷土に対する理解促進を図ります。
- 田中正造関連資料の充実を図ります。
- 唐沢山城跡や田中正造旧宅をはじめとする史跡等の保存活用に向けた民間団体等の育成を図ります。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
適切に継承・保存されている指定等文化財件数	件	255	259
歴史・文化資源に関するボランティア養成や活動等の参加人数	人	1,021	1,200

■適切に継承・保存されている指定等文化財件数

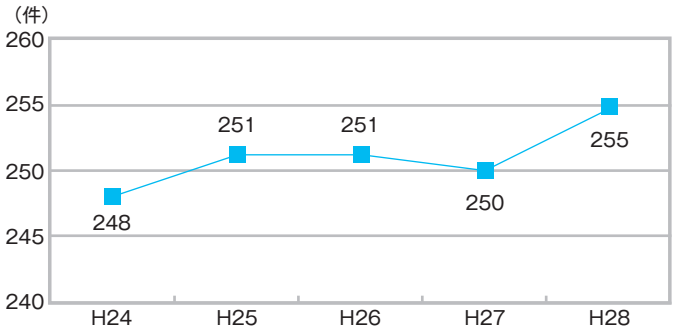

唐沢山城跡発掘現場

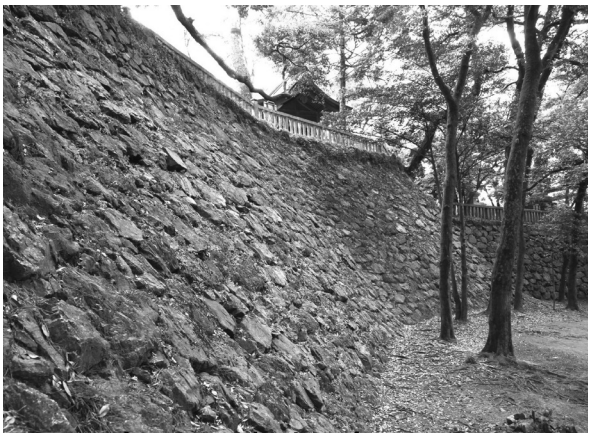

唐沢山城跡（高石垣）

【役割分担】

市民	・歴史・文化への関心と理解を深め、継承に努めます。
事業所	・歴史・文化資源の保存と継承に努めます。
行政	・史跡や文化財等の適正な保存・活用のため、調査研究を行います。 ・地域の歴史や文化について、情報を発信するとともに、施設が所蔵する歴史的遺産や収蔵品の公開に努めます。 ・歴史・文化資源の保存、継承、活用のための支援を行います。 ・歴史・文化資源の継承に係る人材・民間団体等の育成と支援を行います。

【関連する個別計画】

- 佐野市唐沢山城跡保存活用計画
- 佐野市唐沢山城跡整備基本計画

4 誰もが住みたいと思う魅力あるまちづくり

（1）都市ブランド戦略の推進

【施策の目的】

- 佐野市の魅力を高めるとともに、認知度を向上させ、訪れたい・暮らしてみたいまちを目指します。
- 佐野市に住み続けたいと思うとともに、まちに対する誇りや愛着を醸成します。

【これまでの取組】

- 佐野市の魅力を発信・醸成するために、市ホームページや SNS などの情報発信ツールを充実させるとともに、公共交通機関等と連携した広告戦略の展開や国内外での PR 活動を行いました。
- 「佐野ブランド大使」・「佐野ブランド姫」・「佐野ブランド応援団長」を活用し、テレビやイベントへの出演などで佐野市の PR を図りました。
- ゆるキャラ®グランプリ 2013 で優勝した「さのまる」を積極的に活用し、「さのまる」を冠したイベント開催や香港等海外でのプロモーション活動により、佐野市の認知度の向上を図りました。
- 「さのまる」の認知度向上を図るため、「さのまる」出演のテレビ番組を作成・放映しました。
- 佐野ブランド認証品の認知度向上を図るため、佐野ブランドフェアの開催やパンフレットの作成を行うとともに、認証事業者同士による意見交換会を実施しました。
- 民間企業からの職員派遣により、民間ノウハウを活かしたシティプロモーションを推進しました。
- 「さのまる」や「佐野ブランド姫」の活動を通して生まれた自治体間等の交流を活用し、相互でのプロモーション活動を行いました。

【現状と課題】

- 目的やターゲットを絞った情報発信を行うため、広告媒体やコンセプトを研究する必要があります。
- ご当地キャラクターブームの勢いが下降している中、今後のシティプロモーションにおける「さのまる」の効果的な活用方法について検討が必要です。
- 佐野ブランド認証品の数・ジャンルが多岐にわたってきていることから、効果的な PR 方法や認証制度のあり方について検討することが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
都市ブランド※1 戦略の推進	**①積極的なシティプロモーション※2 の推進** **②「佐野ブランド」の価値の向上** **③推進体制の整備と連携強化**

【施策の基本方針】

①積極的なシティプロモーションの推進

- マスメディアや市ホームページ、SNS など、各種広告媒体を研究し、目的やターゲットを絞った効果的な情報発信を図ります。
- イベントやメディアを通じて、「佐野ブランド大使」等を活用した効果的な PR を行い、佐野市の魅力度と認知度の向上を図ります。
- 「さのまる」を活用した佐野市の PR のため、市外のイベントに積極的に参加するとともに、市民により身近に感じてもらうための演出や市内での出演を計画的に行います。
- さのまるの家の運営、「さのまる」の運用方法、開催イベント及び新たな活動拠点等について研究し、より効果的な PR を図ります。

②「佐野ブランド」の価値の向上

- 佐野ブランド認証品を活用した PR を行い、佐野市のイメージアップを図ります。
- 効果的な佐野ブランド認証制度を研究し、新たな制度のあり方を検討・実施します。
- 認証事業者と協力し、地域資源の掘り起こしと新たな佐野ブランド認証品の開発に取り組みます。
- 市民と協力し、新たな名物を発掘・開発し、販売事業化に向けた仕組みづくりを行います。

③推進体制の整備と連携強化

- 「さのまる」サポーターズの会員増と支援体制の強化を行います。
- 「さのまる」や「佐野ブランド姫」の活動を通して生まれた自治体間等の交流を活用し、相互でのプロモーション活動を実施します。
- 民間からの職員派遣により、民間のノウハウを活かしたシティプロモーションを推進します。
- 市民、企業、団体、大学等が連携を強化するとともに、それぞれが当事者として佐野市の魅力を発信します。

※1：他の都市と区別されるその都市固有の良質なイメージ
※2：地域の魅力を、地域内外に効果的に発信すること。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
市区町村の全国認知度ランキング順位（全国 1,000 市区町村）	位	415	50
市区町村の全国魅力度ランキング順位（全国 1,000 市区町村）	位	609	150
佐野市に住み続けたいと思う市民の割合	%	79.2	86.0

■市区町村の全国認知度ランキング順位（全国 1,000 市区町村）

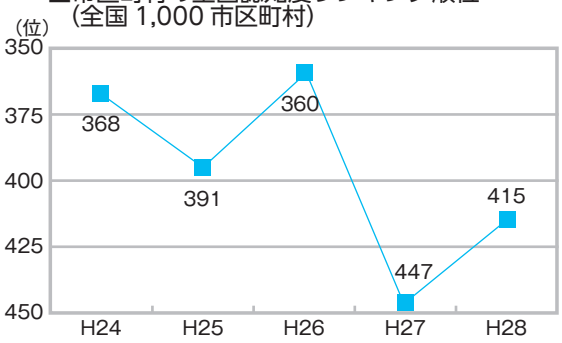

■市区町村の全国魅力度ランキング順位（全国 1,000 市区町村）

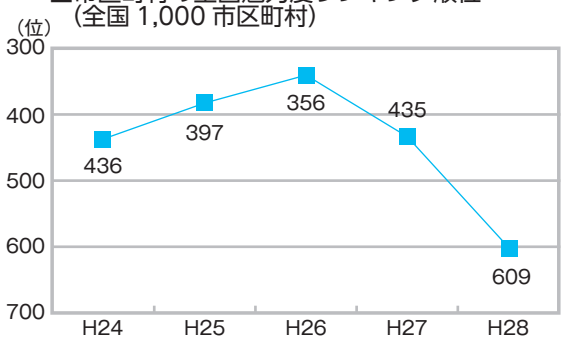

【役割分担】

市民	• 佐野市の魅力を市外へ伝えます。
事業所	• 佐野市の個性と魅力にあふれた商品開発・販売等により、積極的に魅力を発信します。
行政	• 積極的に佐野市の魅力を発信します。

【関連する個別計画】

- 佐野市観光立市推進基本計画
- 佐野市シティプロモーション推進基本計画
- 佐野市スポーツ立市推進基本計画
- 佐野市天明鋳物のまちづくり推進計画

さのまる郷土愛デザインマーク　佐野ブランドネーム・ロゴマーク　ブランドキャラクターさのまる

さのまるの日イベント

（2）移住・定住の促進

【施策の目的】

- 住んでみたい、住み続けたいと思われる魅力あるまちづくりを進めていきます。

【これまでの取組】

- まち・ひと・しごと創生法の制定を受け、地方創生や人口減少克服に効果のある取組を定めた「佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。
- 「佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けた事業を推進しました。
- 移住・定住を促進するため、本市の魅力を発信するポータルサイト※1の立ち上げ及びリーフレットの作成等を行いました。

【現状と課題】

- 人口減少の抑制に向け、移住・定住を直接的にサポートする施策の推進をはじめ、組織横断的な情報提供に取り組むことが必要です。
- 首都圏への若年層の転出超過が起きている状況を踏まえ、企業等の誘致による雇用の創出や起業支援の仕組みづくりに取り組むことが必要です。
- 定住の促進を図るため、「住んでみたい」「住み続けたい」と感じる魅力あるまちづくりを進めるとともに、住宅の持ち家率を高める取組を検討することが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
移住・定住の促進	**①移住対策の推進** **②定住化の促進** **③戦略的な PR の推進と情報の収集**

【施策の基本方針】

①移住対策の推進

- 様々な暮らしや UIJ ターン※2に関する相談に対し、総合的に対応するため、窓口機能の充実、ワンストップ化に取り組みます。
- 産官学金労言※3の関係機関と連携・協力し、移住者への支援体制を構築します。

②定住化の促進

- 既存の補助制度を充実させるとともに、新たな事業の展開を図ります。
- 定住を促進するため、総合的な支援を推進します。

※1：インターネットの玄関口となる Web サイト
※2：大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。U ターンは出身地に戻る形態、J ターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、I ターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。
※3：産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディアの総称

③戦略的な PR の推進と情報の収集

- 移住を検討している人が、佐野市の魅力を知り、移住先として選ぶようにするため、多様な広報媒体を通じて、効果的な情報発信を行います。
- 移住・定住に関する分析を行います。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
佐野市の人口	人	120,683	112,909
社会増減人数（転入者－転出者）	人	92	△ 30

■佐野市の人口

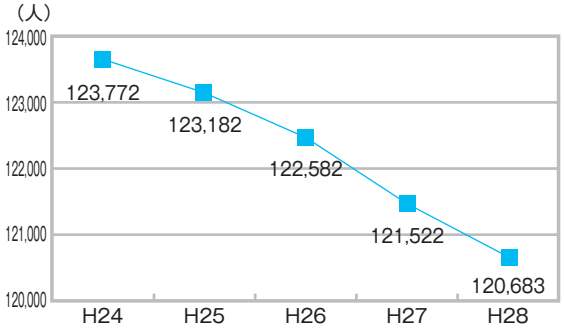

■社会増減人数（転入者－転出者）

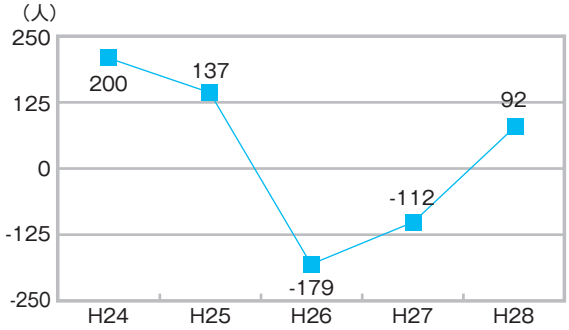

【役割分担】

市民	• 転入者との交流を深め、新たな人材を地域で受け入れます。
事業所	• 移住・定住に向け、市が進める事業に協力します。
行政	• 移住者に対する情報及び相談体制（窓口の一本化等）の充実を図ります。 • 住む場所として選ばれるよう、情報の提供や支援を行います。 • ふるさと回帰支援センター等関係機関と連携した移住情報の提供を行います。

基本目標３

健やかで元気に暮らせる
まちづくり

1 健康で安心して暮らせるまちづくり

（1）心と体の健康づくりの推進

【施策の目的】

- 心身ともに健康でいきいきと生活できるようにします。
- 特定健康診査の受診率向上を図ります。

【これまでの取組】

- 「さの健康 21 プラン（第 2 期計画）」の最終目標である「すべての市民の健康寿命の延伸」に向け、各事業の評価・改善を行うとともに、健康サポートさのの活動を支援しました。
- 市民の健康づくりに対する意識の向上を図るため、健康教室や健康相談、広報さのや市ホームページ等で啓発を行いました。
- 特定健康診査受診率向上のため、健診スタートブック※1 により、市民の意識啓発を図りました。
- 市民の心の健康を守るため、心の健康相談や電話相談、講演会等の啓発活動を行いました。

【現状と課題】

- 「健康づくりに取り組んでいる市民の割合」が減少していることから、健康づくりに対する意識の高揚を図る方法について検討することが必要です。
- 地域での健康づくり活動への参加者を増やすため、取組内容の検討を行うことが必要です。
- 特定健診の受診率が低い層への効果的な意識啓発を図ることが必要です。
- 心の健康を守るため、相談事業を継続的に実施することが必要です。
- 新型インフルエンザ対策として、計画的な防護服の確保を図ることが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
心と体の健康づくりの推進	**①健康づくりの推進** **②健診（検診）の受診率向上**

※ 1：受診の際に必要な受診券及び健診（検診）案内が掲載された冊子

【施策の基本方針】

①健康づくりの推進

- 「さの健康 21 プラン」の進捗状況に合わせた事業展開を行います。
- 健康サポートさのの活動や人材育成の支援を推進します。
- 健康教室、健康大学、健康相談等の様々な機会を通じて、疾病予防、食生活の改善、運動の促進など健康づくりに関する啓発に努めます。
- 心の健康相談や講演会等の意識啓発事業を実施し、心の健康の保持に努めます。
- 高齢者の健康寿命を延ばすため、予防接種や健康教室への参加等を促します。

②健診（検診）の受診率向上

- 未受診者の分析を行い、健診（検診）に対する意識改革や関心が持てる効果的な啓発を行います。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
健康づくりに取り組んでいる市民の割合	%	72.7	76.5
特定健康診査（国保 40 歳以上）受診率	%	21.6	36.0

■健康づくりに取り組んでいる市民の割合

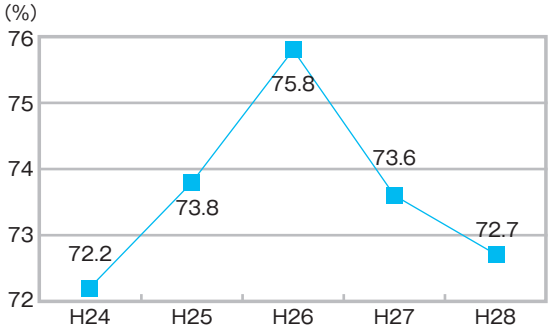

■特定健康診査（国保 40 歳以上）受診率

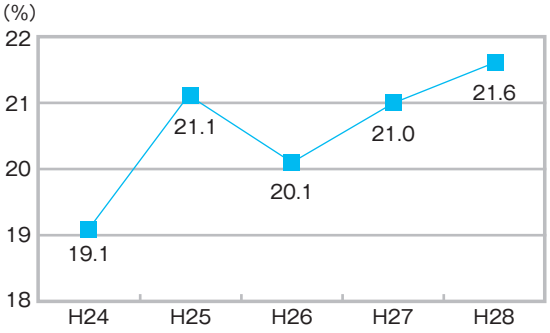

【役割分担】

市民	・特定健診を定期的に受診します。 ・健康教室や介護予防教室に参加します。
事業所	・従業員の健康管理に努め、健康診査の定期的な受診を促します。 ・メンタルヘルス対策の職場研修を実施します。
行政	・市民の健康意識の向上を図ります。 ・健診（検診）の受診率向上を図ります。 ・新型インフルエンザ等の発生時には、業務継続計画に基づき、速やかな対応を行います。

【関連する個別計画】

- さの健康 21 プラン
- 佐野市新型インフルエンザ等対策行動計画
- 佐野市国民健康保険特定健康診査等実施計画
- 佐野市国民健康保険保健事業実施計画

（2）地域医療体制の充実

【施策の目的】

- 必要なときに、安心して医療を受けることができるようにします。

【これまでの取組】

- かかりつけ医を持つことについて、様々な啓発を行いました。
- 医師会、歯科医師会、医療機関等との連携による医療体制の整備に努めました。
- 市民病院の安定的な運営を図るため、医療機器や施設の整備に努めるとともに、医師や看護師の確保に努めました。
- 救急医療体制の維持を図るため、休日・夜間緊急診療所及び二次救急医療※1病院群輪番制病院※2並びに公的病院※3に対し、支援を行いました。
- 国民健康保険診療所の運営について、医師、看護師等を交えた検討を行い、改善に努めました。

【現状と課題】

- かかりつけ医を持つことにより、病気の早期発見・早期治療につながるため、普及啓発を推進することが必要です。
- 「栃木県地域医療構想」をもとに、地域医療体制の確保について、医師会、歯科医師会、医療機関等との連携をさらに進めていくことが必要です。
- 国民健康保険診療所は、経営改善や医師の確保等により、住民が身近な地域で医療機会を持てるよう、地域医療に対する役割を構築していくことが必要です。
- 市民病院は、地域医療の安定を図るため、民設民営により医療サービスの向上を目指していくことが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
地域医療体制の充実	**①医療機会の充実** **②救急・高度医療体制の充実** **③地域医療体制の確保**

※1：入院を要する救急医療を担う医療機関
※2：輪番制により休日夜間等に重症救急患者の受入れをしている病院
※3：地方公共団体や厚生労働省の定める者が開設する病院

【施策の基本方針】

①医療機会の充実

- 気軽に受診、健康相談のできる「かかりつけ医」を持つよう普及啓発を行います。
- 国民健康保険診療所の健全経営を図るとともに、どこに住んでいても身近に医療機会を持てるようにします。

②救急・高度医療体制の充実

- 救急医療体制を確保するため、救急医療機関の運営を支援します。

③地域医療体制の確保

- 地域医療体制を維持するため、病院・診療所等の機能分担や連携を推進します。
- 在宅医療を提供できる体制整備を図ります。
- 民営化された市民病院が、より効率的で安定的な病院運営が可能となり、市民のニーズに合った医療サービスが提供できるよう支援します。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
かかりつけの医者を持っている市民の割合	%	75.8	82.0
市内の医療体制に満足している市民の割合	%	55.6	63.0

■かかりつけの医者を持っている市民の割合

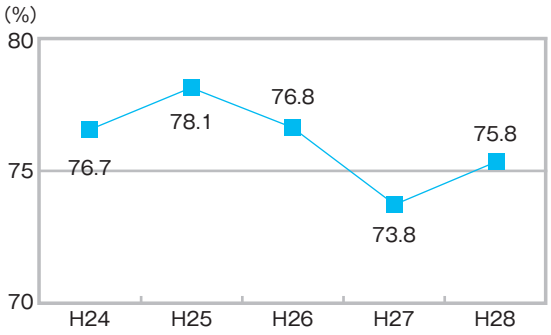

■市内の医療体制に満足している市民の割合

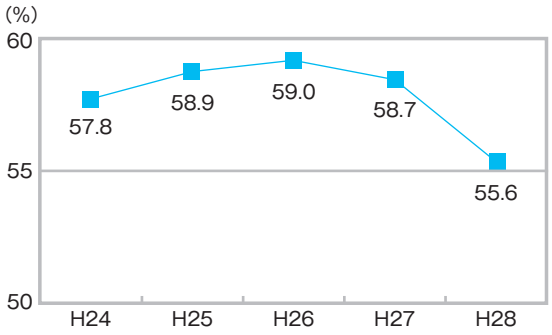

【役割分担】

市民	• かかりつけ医を持ち、病気の早期発見・早期治療に努めます。
事業所	• 医療機関相互の連携による効率的な医療を提供します。
行政	• 国民健康保険診療所の安定した運営に努めます。 • 民設民営となった市民病院の医療サービスの維持を推進します。 • 地域医療体制の構築を推進します。

【関連する個別計画】

- さの健康 21 プラン
- 栃木県地域医療構想（両毛地域医療構想）

市民病院

2 安心して子育てのできるまちづくり

（1）こどもの健やかな成長と子育て支援

【施策の目的】

- 子どもが心身ともに健やかに成長できるようにします。
- 安心して、妊娠、出産、子育てができるようにします。

【これまでの取組】

- 乳幼児の疾病や障がいの早期発見、早期対応、育児支援を行うため、乳幼児健康診査の受診率の向上を図りました。
- 児童虐待の通報を受けた全ての事案に調査、介入、援助方針の決定を行い、児童虐待の早期発見・早期対応のため、周知啓発に努めました。
- ひとり親家庭の自立を支援するための情報を提供し、相談事業や支援事業を実施しました。
- 子育て世帯の経済的負担感を軽減するため、子どもや妊産婦等に対する医療費助成、第３子以降の出生に対する「子宝祝金」を実施し、経済的負担感の軽減を図るとともに、ファミリーサポートセンター※1の利用促進により精神的負担感の軽減に努めました。
- 子育て支援まちなかプラザでは、乳幼児の親子が気軽に利用・交流できる場の提供と講習会・相談会を行い、また、一時預かり保育を行うことで子育てしやすい環境づくりに努めました。
- こどもの国や児童館では、子育て教室や季節ごとのイベントを行い、子どもの健全な遊び場づくりに努めました。

【現状と課題】

- 乳幼児の疾病や障がいの早期発見、早期対応、育児支援を行うため、乳幼児健康診査の受診率を 100%にすることが必要です。
- 妊娠から子育て期における様々な相談事案に対応するため、ワンストップ相談体制を整備することが必要です。
- 妊娠、出産を希望する方へ不妊治療や不育症治療に対する助成制度の周知や制度内容の検討を行うことが必要です。
- 晩婚化の進行による出生数の減少が続いています。
- 児童虐待の通報を受けた全ての事案に援助方針の決定を行いましたが、終結した割合は下がっているため、今後も継続した取組を行うことが必要です。
- ひとり親家庭の自立支援のため、相談、情報提供、就労支援等を行うことが必要です。
- 子育て世帯に対する経済的・精神的な負担感の軽減のため、こども医療費助成等の継続した取組やファミリーサポートセンター等の利用促進を図ることが必要です。
- 児童への健全な遊び場等を提供するため、こどもの国等児童厚生施設、子育て支援施設の充実した運営を行うことが必要です。

※１：育児に関して、援助を行いたい人と受けたい人が会員になって相互に支え合う制度

【施策の体系】

施策	基本事業
こどもの健やかな成長と子育て支援	**①少子化対策の推進** **②母子保健医療対策の推進** **③援護を必要とする子育て家庭への支援** **④子育ての負担感の軽減** **⑤こどもの遊び場づくりの推進**

【施策の基本方針】

①少子化対策の推進

- 出産を希望する方に不妊・不育症治療に対する助成制度の周知や、支援の充実に努めます。
- 妊娠・出産・子育て等のワンストップ相談体制を構築するため、子育て世代包括支援センター※2の設置を検討します。
- 結婚支援等を通じた、総合的な少子化対策に努めます。

②母子保健医療対策の推進

- 乳幼児健診未受診者への受診勧奨と実態把握に努めます。
- 乳幼児の発育・発達期の複雑な相談内容に対応するため、相談体制の確立を図ります。

③援護を必要とする子育て家庭への支援

- 児童虐待の早期発見・早期対応のため関係機関と連携を密にし、それぞれの機能を活用し、相談や支援の充実を図ります。
- 子どもの居場所づくりの担い手となる事業所に働きかけを行います。
- ひとり親家庭の自立を支援するため、就労等に関する情報提供や支援の充実を図ります。

④子育ての負担感の軽減

- こども医療費、妊産婦医療費等の助成を継続実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
- ファミリーサポートセンターの利用促進を図り、子育て世帯の精神的な負担感の軽減を図ります。

⑤こどもの遊び場づくりの推進

- 子育て支援まちなかプラザで気軽に利用・交流できる場の提供を図るとともに、各講座や相談等の充実を図ります。
- こどもの国や児童館において子育て教室や季節ごとのイベントを開催し、地域に根ざした親しまれる施設づくりに努めます。

※2：妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、保健師等による相談の対応など、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する窓口

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
子育てを楽しいと感じることの方が多い保護者の割合	%	96.9	97.3
子育てに負担や不安を感じている保護者の割合	%	78.1	75.0

■子育てを楽しいと感じることの方が多い保護者の割合

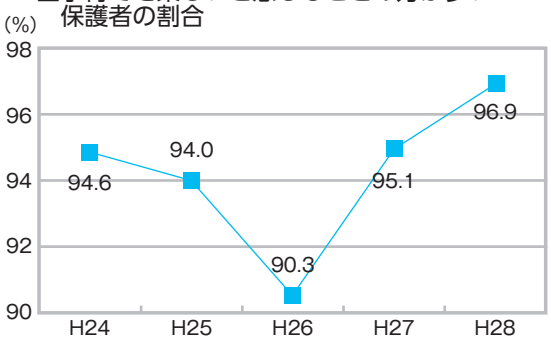

■子育てに負担や不安を感じている保護者の割合

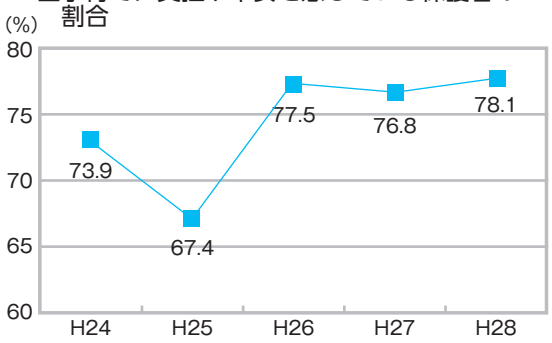

【役割分担】

市民	• 子どもを健やかに育てます。
事業所	• 子どもの事故防止、防犯等に協力します。 • 職場における子育て支援に努めます。
行政	• 母子保健医療体制を充実します。 • 子育ての負担感の軽減を図り、子育てしやすい環境を整えます。 • 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。 • 子どもがのびのびと遊べ、安心して過ごせる場所を確保します。

【関連する個別計画】

- 佐野市子ども・子育て支援事業計画
- 佐野市ひとり親家庭等自立促進計画
- 佐野市地域福祉計画

子育て応援広場

（２）子育てと仕事の両立支援

【施策の目的】

- 安心して子育てと仕事の両立ができるようにします。
- 多様なニーズに対応した子育て支援サービスを提供します。
- 育児休業取得について、市内の企業・事業所の理解を深めます。

【これまでの取組】

- 「佐野市子ども･子育て支援事業計画」に基づき、質の高い幼児期の教育･保育の充実を図り、０歳、１歳児の入所児数やこどもクラブの入所率は大幅な引き上げとなりました。
- 公立保育所の建替えや民間の認定こども園、小規模保育事業所※1の整備を支援しました。
- 病後児保育※2を開始し、利用が拡大しています。
- 「こどもクラブ施設整備方針」に基づき、整備を行いました。
- 民間事業者にこどもクラブへの事業参入を促しました。
- 民間こどもクラブ利用者の保護者に対し、負担軽減事業を開始しました。

【現状と課題】

- 待機児童※3及び保留児童※4の解消のため、保育ニーズに応えた保育量を確保することが必要です。
- 保育施設の適正運営のため、新たな制度創設などによる、保育士の確保を図ることが必要です。
- 保育需要の状況を考慮し、公立保育所の統合や民間活力の導入を進めるとともに、民間保育施設の整備、幼稚園の認定こども園への移行も進めていくことが必要です。
- 多様なニーズに対応した保育サービス（通常、延長、一時、病児、病後児、障がい児）を充実することが必要です。
- 小学校施設を効率的に活用したこどもクラブの整備を図ることが必要です。
- こどもクラブを適正に運営するため、学童保育の質の向上が求められています。
- 安心して育児休業が取得できる社会体制を構築するため、企業・事業所への育児休業取得に対する理解啓発を図ることが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
子育てと仕事の両立支援	**①多様で弾力的な保育環境の充実** **②保育施設の整備** **③放課後児童対策の充実** **④就学前教育に対する支援**

※１：市の認可を受け、０～２歳児を対象に少人数（定員６～１９人）での保育を実施する施設
※２：病気やけがの回復期にあり、集団での保育（保育所等での通常の保育）が困難な児童の保育
※３：保留児童の数から、保護者が求職活動を行っていない、育児休業中、特定の施設のみを希望して空きを待つ等を除いた児童
※４：認可保育所等への入所を希望し、申し込んでいるが、希望する園に空きがないなどの理由により、入所していない児童

【施策の基本方針】

①多様で弾力的な保育環境の充実

- 仕事をしながら子育てをする保護者を支援するため、乳児保育、障がい児保育、病児・病後児保育等の多様な保育ニーズへの対応に努めます。
- 保育士の確保に努めます。
- 育児休業の取得促進を図ります。

②保育施設の整備

- 公立保育所の統合と併せて、民間保育所への業務移管を進め、保育施設の適正配置を図るとともに、補完となる小規模保育事業所等の整備を支援します。

③放課後児童対策の充実

- 「こどもクラブ施設整備方針」に基づき、こどもクラブの整備を図ります。
- こどもクラブの指導員の確保を図るとともに、支援員の養成に努めます。

④就学前教育に対する支援

- 幼稚園就園奨励費や第３子保育料軽減の適正な執行を行うとともに、さらなる軽減策の検討に取り組みます。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
子育てと仕事を両立できている保護者の割合（就学前）	%	86.8	90.0
子育てと仕事を両立できている保護者の割合（小学生）	%	91.1	92.0
待機児童数	人	24	0

■子育てと仕事を両立できている保護者の割合（就学前）

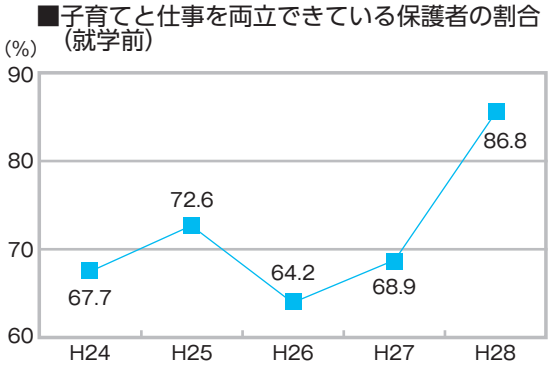

■子育てと仕事を両立できている保護者の割合（小学生）

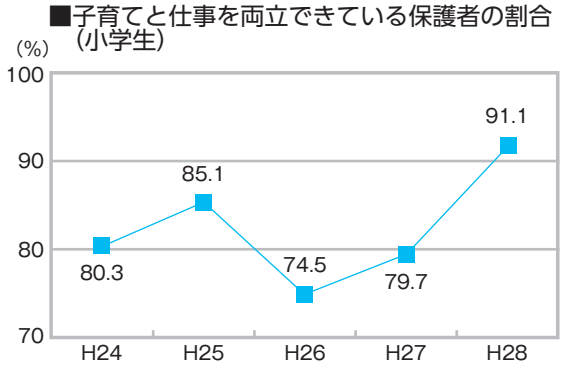

【役割分担】

市民	• 子育てと仕事の両立支援策に協力します。
事業所	• 民間保育施設等は、幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充と質の向上に努めます。 • 育児休業が取得しやすく、職場復帰のしやすい職場環境づくりに努めます。
行政	• 保育所やこどもクラブ等の施設整備に努めます。 • 保育サービスをはじめとする子育て支援サービスを充実させます。 • 育児休業を取得しやすい社会環境づくりに努めます。

【関連する個別計画】

- 佐野市子ども・子育て支援事業計画
- 佐野市保育所整備運営計画
- こどもクラブ施設整備方針
- 佐野市地域福祉計画

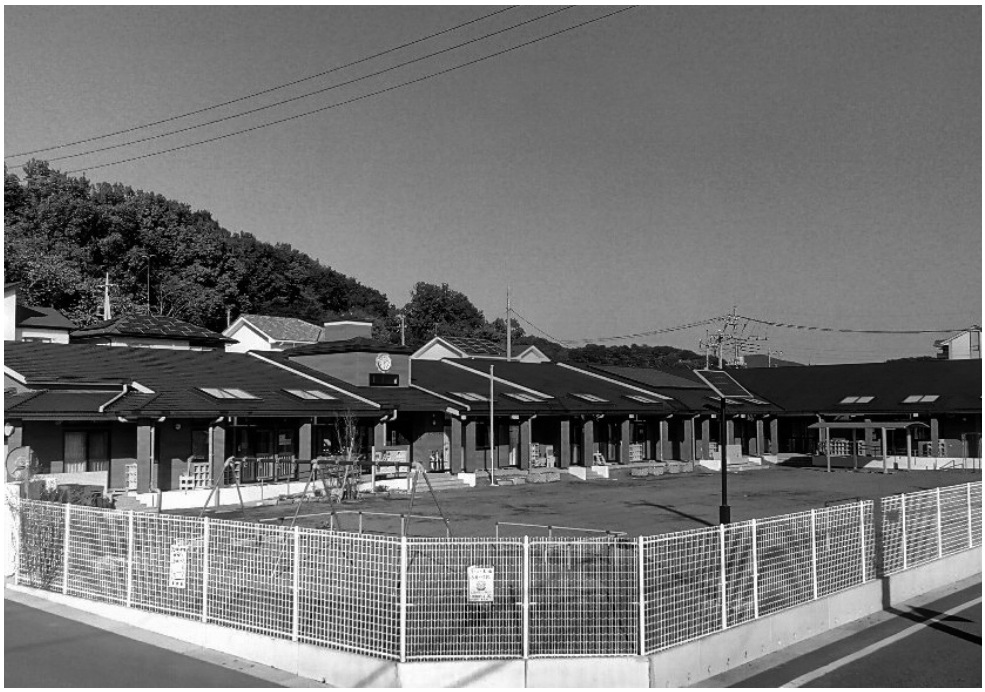

よねやま保育園

3 助け合い生きがいを実感できるまちづくり

（1）豊かで健やかな長寿社会の実現

【施策の目的】

- 高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持ち、健やかに暮らし続けることができるようにします。
- 地域で高齢者を支える人が増え、見守りなどの高齢者を支援する活動を推進します。

【これまでの取組】

- ふれあいサロン※1 や老人福祉センターの運営により、高齢者の社会参加を図るとともに、シルバー人材センターを支援し、就労機会の確保に努めました。
- 高齢者の増加に伴い、高齢者福祉サービス、介護・医療の分野等の費用増加に対応するため、受益者負担や事業の見直しを行いました。
- 介護保険事業計画に基づき保険給付や民間活力を利用した介護施設の整備を行いました。
- 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、窓口事務や保険料徴収事業を行うとともに、疾病予防・医療費抑制の観点から、健康診査、人間ドック、歯科健診を実施しました。
- 老人クラブのシルバー奉仕員による友愛訪問や見守りネットワークによる見守り活動を支援し、高齢者を支えるネットワークづくりに取り組みました。

【現状と課題】

- ふれあいサロンや老人福祉センター等の内容を充実させ、高齢者の社会参画を促進することが必要です。
- 超高齢社会における高齢者福祉事業費の増加に対応するため、各事業を効果的に進める対策が必要です。
- 高齢者が要介護状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の実施体制の整備を図ることが必要です。
- 複雑で多岐にわたる高齢者相談業務の増加に対応するため、地域包括支援センターの充実を図ることが必要です。
- 健康寿命の延伸を図るため、高齢者の疾病予防、健康診査の受診率の向上を図ることが必要です。
- 2025 年問題※2 を見据え、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的とした地域包括ケアシステム※3 の構築について、その方向性の検討を行うことが必要です。

※１：家に閉じこもりがちな高齢者に対し、町会の公民館などを利用し、だれもが気軽に立ち寄れる場を設けて、社会的孤立感や不安感の解消を図ることを目的として開設した場所
※２：団塊の世代が２０２５年頃までに後期高齢者（75 歳以上）に達することにより、介護・医療費などの社会保障費の急増が懸念されている問題
※３：高齢者が尊厳を保ちながら、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制のこと。

【施策の体系】

施策	基本事業
豊かで健やかな長寿社会の実現	**①生きがいづくりと社会参加の促進** **②自立支援サービスの推進** **③介護保険サービスの充実と介護予防の推進** **④後期高齢者医療制度の円滑な運営** **⑤地域ネットワークづくりの推進**

【施策の基本方針】

①生きがいづくりと社会参加の促進

- 生涯学習活動やスポーツ、レクリエーション、ふれあい交流など、多様な活動の機会や場を提供するとともに、就労支援を図り、高齢者の生きがいづくりを進め、一層の社会参加を促します。

②自立支援サービスの推進

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対し、各種の在宅福祉サービスを提供し、自立した在宅生活が送れるように支援します。
- 身寄りのない高齢者が、安心して老後を過ごせるよう、必要な支援を検討します。

③介護保険サービスの充実と介護予防の推進

- 介護保険事業計画に基づき、地域のニーズに応じた在宅サービスや民間の施設整備を支援します。
- 要介護状態になるのを防ぐため、地域での介護予防の取組を支援します。
- 多様化する高齢者の相談、ニーズ等に対応できるよう、地域包括支援センターの充実を図ります。
- 医師会等と連携を図り、在宅医療・介護の一体的提供体制の構築を進めます。
- 認知症高齢者やその家族に優しい地域づくりに取り組みます。

④後期高齢者医療制度の円滑な運営

- 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図ります。
- 高齢者の健康づくりと疾病予防のため、健康診査の受診を促進します。

⑤地域ネットワークづくりの推進

- 地域で高齢者を支えるネットワークづくりを推進するとともに、老人クラブや町会等の高齢者を支える活動を行う団体を支援します。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
生きがいを持って生活している高齢者の割合	%	79.5	84.9
社会参加をしている高齢者の割合	%	54.6	61.5
地域での生活支援サービスの体制づくりに取り組む町会等	箇所	－	25

■生きがいをもって生活している高齢者の割合

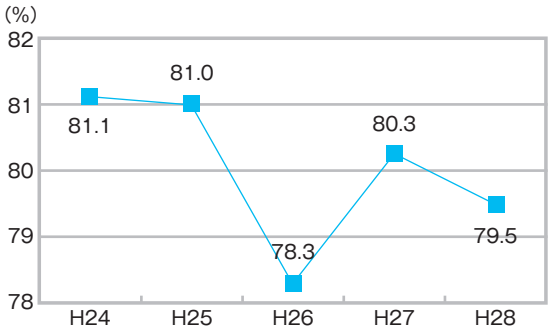

■社会参加をしている高齢者の割合

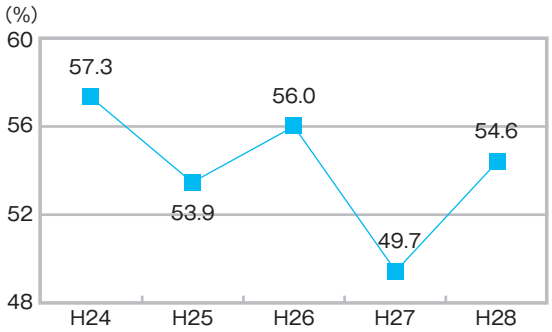

【役割分担】

市民	• 健康・生きがいづくりに取り組みます。 • 介護予防に積極的に取り組みます。
事業所	• 高齢者の社会参加（地域活動）を支援します。 • 地域福祉の担い手として活動します。 • 地域との連携、行政との協働により、高齢者の見守り活動を支援します。
行政	• 高齢者の社会参加を促します。 • 高齢者の生きがい活動を支援します。 • 介護予防事業をはじめとする地域支援事業の充実に努めます。

【関連する個別計画】

- 佐野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 佐野市地域福祉計画

ふれあいフェスティバル

（２）障がい者の社会参加と自立の推進

【施策の目的】

- 障がい児者が地域社会の一員として自立し、自分らしく生活できるようにします。
- 市民が障がい特性を理解し、共に暮らすことができるようにします。

【これまでの取組】

- 障がい者の社会参加と自立支援のための必要なサービスが計画的に提供できるよう、「第４期佐野市障がい者福祉計画」を策定しました。
- 障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、介護給付、訓練等給付、その他の地域生活支援を実施しました。
- 地域課題への対応を図るため、２箇所の相談支援事業所を基幹相談支援事業所※1として位置付け、市内の各事業所との連絡会を開催しました。また、多機能拠点整備型（必要とされる機能の集約）と面的整備（必要とされる機能の分担）を複合した地域生活支援拠点等整備※2の方向性を決定しました。
- 障がい特性の理解啓発を促進するため、講演会・シンポジウム等を開催しました。
- 手話、点訳、要約筆記※3の奉仕員養成の研修会を実施し、ボランティア活動への働きかけを行いました。

【現状と課題】

- 障害者総合支援法、児童福祉法に基づく各種障がい福祉サービスが適正に提供され、障がい児者が安心して日常生活、社会生活を送れるよう、相談支援事業等と連携を図り、継続して支援することが必要です。
- 障がい福祉等サービス利用者それぞれの特性に合ったサービス提供ができるよう、事業所との連携・計画作成支援等を実施し、利用者全員の計画の作成を維持していくことが必要です。
- 障がい児者の社会参加と差別の解消を推進するため、障がい特性の理解啓発を継続して行うとともに、地域、関係機関と連携した取組が必要です。
- 各種奉仕員養成講座修了者のボランティア活動への参加につなげていくことが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
障がい者の社会参加と自立の推進	**①相談支援と理解啓発の促進** **②日常生活と社会参加への支援**

※１：一般的な相談支援事業に加え、専門的職員の配置や相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供などを行うことを目的とする、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関
※２：障がい者の重症化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備え、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組み
※３：聴覚障がい者に対して、話の内容をその場で要約し、ノート・スクリーン・パソコン等を通じて情報を伝える方法

【施策の基本方針】

①相談支援と理解啓発の促進

- 安心して地域生活を送ることができるよう、切れ目のない相談支援体制の確保に努めます。
- 市民全てが障がいに理解を持てるよう、障がい特性の理解啓発の促進を図ります。
- 障がい児者の社会参加につながるよう、サービスや機会を提供し、市民と障がい者の交流を支援します。

②日常生活と社会参加への支援

- 必要とされる障がい福祉サービス等を提供し、自立した生活ができるよう支援します。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
障がい児者とふれあう機会があった市民の割合	%	31.6	38.7
就労している障がい者数（福祉的就労を含む）	人	904	925

■障がい児者とふれあう機会があった市民の割合

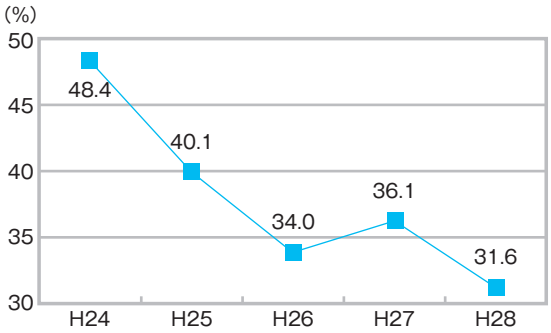

■就労している障がい者数（福祉的就労を含む）

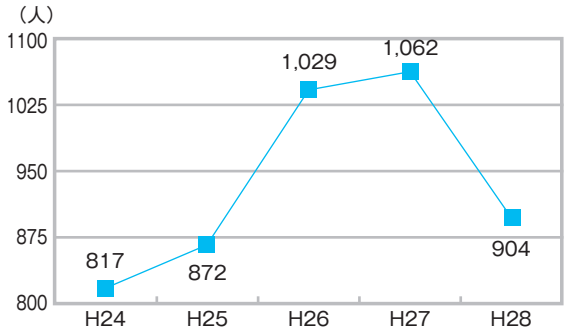

【役割分担】

市民	• 障がいの特性を理解し、助け合います。
事業所	• 障がい者が参加しやすい地域活動の機会を提供します。 • 障がい者の働きやすい環境を整備し、雇用拡大を図ります。
行政	• 障がい児者が安心して自立した生活が送れるよう、各種サービスを提供します。 • 障がいの有無にかかわらず、共に暮らすことのできる地域づくりのための理解啓発を促進します。

【関連する個別計画】

- 佐野市障がい者福祉計画・障がい児福祉計画
- 佐野市地域福祉計画

（３）地域福祉の推進と生活保障の確保

【施策の目的】

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるようにします。
- 必要な医療をいつでも安心して受けることができるようにします。
- 自立した生活を送れるようにします。
- 年金の必要性を理解し、年金受給資格要件を確保します。

【これまでの取組】

- 地域福祉を推進するために民生委員・児童委員、地区民生委員児童委員協議会の活動、社会福祉法人佐野市社会福祉協議会の運営を支援しました。
- 国民健康保険制度の適正な運営のため、国民健康保険税の収納率の向上、給付の適正化や被保険者の健康増進に取り組みました。
- 生活困窮者が生活保護に至らないようにするため、自立相談支援を実施しました。
- 生活保護世帯の自立を支援するため、ハローワークと連携し、就労自立支援を行うとともに、専門の相談員を配置し、就労を支援しました。
- 医療扶助費の削減に向けて、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及啓発に努めました。
- 国民年金制度の周知啓発を図り、年金受給資格を確保するための保険料未納者対策を実施しました。

【現状と課題】

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、佐野市地域福祉計画や避難行動支援に関する取組方針を推進することが必要です。
- 社会福祉法人佐野市社会福祉協議会の運営の支援や民生委員・児童委員の活動の支援、地域福祉の担い手の育成を図ることが必要です。
- 国民健康保険制度については、給付の適正化及び被保険者の健康の保持増進による医療費の削減に継続して取り組むことが必要です。
- 生活困窮者が生活保護に至らないよう、自立相談支援を推進することが必要です。
- 年金受給資格要件の確保につなげるため、日本年金機構とのさらなる連携により、国民年金制度の周知啓発を推進することが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
地域福祉の推進と生活保障の確保	**①地域福祉活動の推進** **②国民健康保険制度の安定した運営の推進** **③就労支援の強化と生活保護の適正運営** **④国民年金制度の周知啓発**

【施策の基本方針】

①地域福祉活動の推進

- 社会福祉法人佐野市社会福祉協議会を支援するとともに、連携し、福祉ボランティアの育成を図ります。
- 民生委員児童委員協議会及び民生委員･児童委員の活動を支援し、地域福祉活動を推進します。

②国民健康保険制度の安定した運営の推進

- レセプト※1 の内容点検等に取り組み、保険給付費の適正化を図ります。
- 特定健康診査等の保健事業に取り組み、医療費の削減を図ります。

③就労支援の強化と生活保護の適正運営

- 就労相談員とケースワーカーがハローワークと綿密な連携を図り、就労支援対象者への就労支援を図ります。

④国民年金制度の周知啓発

- 国民年金制度の必要性を周知啓発します。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
地域で福祉活動をしている人の割合	%	10.6	13.6
国民健康保険事業に満足している被保険者の割合	%	54.5	60.5
生活保護受給世帯から自立した世帯数	世帯	23	28
国民年金保険料納付率	%	63.9	65.3

※1：患者が受けた保険診療について、病院等が医療費の保険負担分の支払いを公的機関（市町村や健康保険組合等）に請求するために発行する医療費の明細書

■地域で福祉活動をしている人の割合

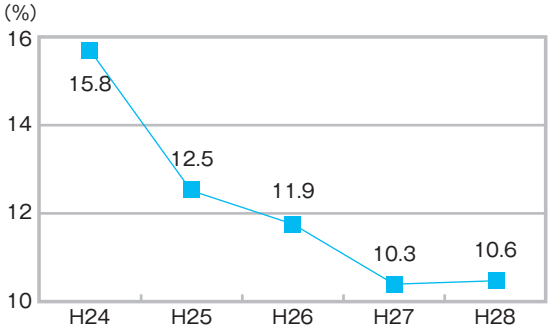

■国民健康保険事業に満足している被保険者の割合

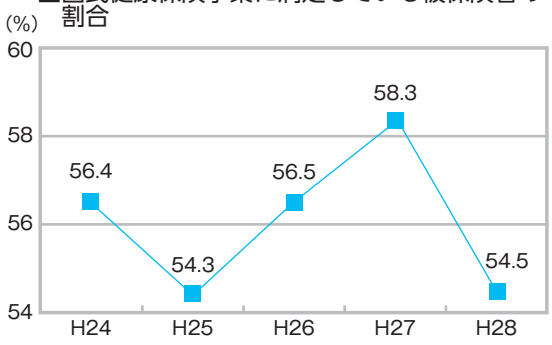

【役割分担】

市民	• 福祉ボランティア活動、地域行事などに参加します。 • 健康を保持増進し、医療の多受診を控えます。
事業所	• 地域で活動する福祉ボランティアの育成、支援を行います。 • 地域で生活困窮者等に対する支援や相談活動を行います。 • 雇用の形態にあった年金の手続をします。
行政	• 地域福祉（共助・公助）を推進します。 • 地域福祉の担い手である民生委員・児童委員や福祉ボランティアの活動を支援します。 • 生活保護制度の適正運営に努め、最低限度の生活水準を保障し、早期の自立を支援します。 • 生活困窮者が生活保護に至らないよう、自立相談支援を推進します。 • 国民年金制度の周知、啓発を行います。

【関連する個別計画】

- 佐野市地域福祉計画
- 佐野市地域福祉活動計画
- 佐野市国民健康保険事業実施計画
- 佐野市国民健康保険特定健康診査等実施計画

社会福祉大会

基本目標４

豊かな心を育み、学び合う
まちづくり

1 豊かな心と確かな学力を育むまちづくり

（1）特色ある教育と心の教育の推進

【施策の目的】

- 児童生徒が「確かな学力」、「健やかな体」、「豊かな心」を確実に身に付けるようにします。
- 教職員が研修を重ね、時代の変化に対応できる指導力を身に付けるようにします。

【これまでの取組】

- 児童生徒の学力・体力向上のため、各学校が行っている「一校一改革・一挑戦※1」の充実を図りました。
- 小学校における英語の教科化を見据え、教職員を対象とした研修を実施しました。
- 「第２次佐野市小中一貫教育推進計画」に基づき、各推進ブロックにおいて合同で教職員研修や児童生徒活動など、交流や連携した取組を実施しました。
- 校長会議や特別支援教育コーディネーター連絡会議等において、個別の教育支援計画※2の作成を働きかけ、特別支援教育を推進しました。

【現状と課題】

- 学力向上・体力向上・心の教育を推進するため、小中一貫教育を充実させることが必要です。
- 小学校における英語の教科化等に向けた教育のさらなる推進が必要です。
- 特別な支援が必要な児童生徒の特性に応じた個別の教育支援計画を作成し、児童生徒への支援体制を整えることが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
特色ある教育と心の教育の推進	**①生きる力の育成** **②教職員の資質の向上** **③小中一貫教育の推進** **④特別支援教育の推進**

【施策の基本方針】

①生きる力の育成

- 児童生徒の学力向上・体力向上・豊かな心の育成に向けての支援を行います。
- 英検取得の奨励や ALT（外国語指導助手）の活用を図り、英語教育の充実を図ります。

※１：各学校の主体性を生かした実践のこと。学校の教職員のベクトルを一つの方向に向けるため平成 25 年度から取り組み始めた。「一改革」は各学校が従来から行っている取組の改善、「一挑戦」は創造性を働かせて新しいことへのチャレンジを求めている。
※２：障がいのある子どもに対して、生涯にわたる一貫した支援を行うため、子どもの各年齢段階における関係機関による支援の全体像を示すとともに、学校が行う合理的配慮を示したもの。

②教職員の資質の向上

- 学校訪問等において適切な指導助言を行います。
- 小学校における英語の教科化等に対応できるよう、研修の充実を図ります。

③小中一貫教育の推進

- 教育課程の編成や教育内容の充実など、各推進ブロック※3の特色ある取組を推進します。

④特別支援教育の推進

- 特別な支援が必要な児童生徒の個別の教育支援計画を作成し、児童生徒の特性に応じた個別指導を実施します。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成28年度 2016年度）	目標値（平成33年度 2021年度）
全国学力調査平均正答率の全国平均との比較	点	－3.2	±0
新体力テストの平均得点の全国平均との比較	点	－1.3	1.5
「自分と違う意見も尊重している。」と答えた児童生徒の割合	%	86.7	91.0
研修を通して指導力が向上したと考える教職員の割合	%	－	91.0

■全国学力調査平均正答率の全国平均との比較

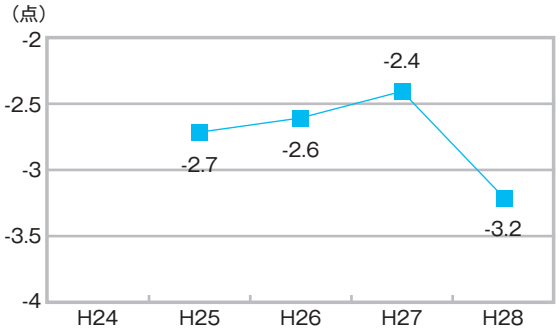

※H24は抽出された学校のみのため表示しない

■新体力テストの平均得点の全国平均との比較

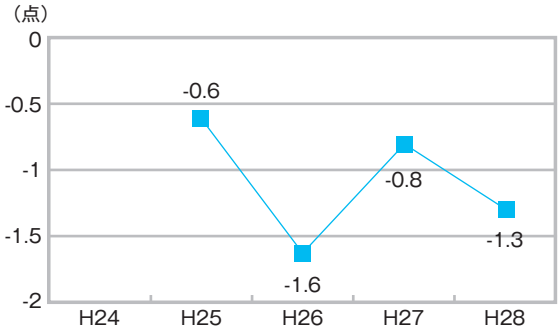

※H24は抽出された学校のみのため表示しない

※3：全市的に小中一貫教育を推進していくために、中学校区を基本に市内全小中学校を9つのブロックに分けている。

【役割分担】

児童・生徒	• 自ら生活習慣及び学習習慣を身に付けます。
学校　行政	• 「一校一改革・一挑戦」を推進し、児童生徒の学力・体力向上を図ります。 • 教職員の研修の充実を図ります。 • 各推進ブロックの小中一貫教育を推進します。 • 特別な支援が必要な児童生徒の個別の教育支援計画を作成し、特性に応じた指導を実施します。

【関連する個別計画】

- 佐野市小中一貫教育推進計画
- 佐野市学校教育指導計画
- 佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画

（２）安全で安心して学べる教育環境の整備

【施策の目的】

- 安全で安心して教育を受けられる環境を保ちます。
- 市立小・中学校の適正規模・適正配置を推進します。
- 児童生徒の登下校時の安全を確保します。
- 教育の機会均等のため、経済的理由で高等学校、大学等に修学が困難な進学を希望する生徒が安心して学べる奨学金制度を運用します。

【これまでの取組】

- 学校の設備、遊具等の点検を定期的に行い、事故防止に努めました。
- 通学路合同点検を実施し、関係機関等へ危険箇所の対策を依頼しました。
- 「佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画※1」に基づき、地域住民や学校との連携を図りながら、船津川小学校を植野小学校へ統合しました。また、あそ野学園義務教育学校※2の平成 32（2020）年度開校に向けて事業を進めました。
- 奨学金貸付制度については、利用率やアンケート結果等による検討を行いました。
- 小・中学校の耐震補強事業は、対象である 62 棟の校舎・体育館の耐震化が完了しました。

【現状と課題】

- 学校施設、設備、遊具等の定期的な点検や計画的な改修を図ることが必要です。
- 学校給食での徹底した安全衛生管理を行うことが必要です。
- 通学路の安全確保については、関係機関等との連携をより一層強化し、対策を実施することが必要です。
- 登下校の見守り活動等のボランティアの確保に努め、児童生徒の安全性の向上を図ることが必要です。
- 市立小・中学校の適正規模・適正配置を推進することが必要です。
- 奨学金制度は、社会情勢や応募者の動向、利用者の意向に応じて、制度内容の見直しを検討することが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
安全で安心して学べる教育環境の整備	**①安全で快適な学校施設の整備** **②市立学校の適正規模・適正配置の推進** **③地域ぐるみで行う児童生徒の安全対策の充実** **④教育の機会均等に資する奨学金制度の拡充**

※１：次代を担う子どもたちの望ましい教育環境を実現するための計画で、平成２６から３４年度の前期計画は複式学級の解消を目的に田沼西地区、葛生地区に小中一貫校の設置を計画している。平成３５年度以降の後期計画では赤見地区に小中一貫校の設置、適正規模に満たない小・中学校の適正規模化、大規模校及び市街部の小・中学校での適正規模・適正配置を考慮した通学区域の見直しを計画している。
※２：小学校課程から中学校課程までの９年間にわたり、義務教育を一貫して行う学校のことで、学校教育法の改正により平成２８年に新設された学校教育制度

【施策の基本方針】

①安全で快適な学校施設の整備

- 学校施設の長寿命化計画を策定します。
- 学校給食における食中毒、食物アレルギー事故及び異物混入事故が起こらないよう、徹底した安全衛生管理を行います。

②市立学校の適正規模・適正配置の推進

- 田沼西中学校区と葛生・常盤中学校区の小中一貫校の開校に向けた取組を行います。
- 「佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画」の後期計画の見直しを行います。

③地域ぐるみで行う児童生徒の安全対策の充実

- 通学路の安全確保について、関係機関等と連携し、対策を実施します。
- 登下校等の見守り活動等のボランティアの確保に努め、児童生徒の安全性の向上を図ります。

④教育の機会均等に資する奨学金制度の拡充

- 社会状況、応募者の動向や利用者のアンケート結果等により、制度の拡充など、内容の検討を行います。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
施設の瑕疵による事故件数	件	0	0
適正規模・適正配置基本計画の進捗率	%	15.0	45.0
登下校時の事故の発生件数	件	11	0
奨学金制度の利用率	%	100.0	100.0

■適正規模・適正配置基本計画の進捗率

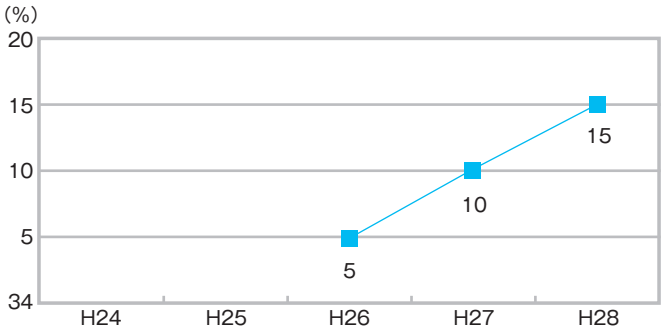

※適正規模・適正配置計画は、H26に策定されたため

【役割分担】

市民	• 児童生徒の登下校の見守り活動を地域ぐるみで推進します。
事業所	• 学校給食食材納入業者は、徹底した安全衛生管理を行います。 • 児童生徒の登下校の見守り活動等の安全支援を行います。
行政	• 学校施設等の定期的な点検を行い、事故防止に努めます。 • 通学路の点検、安全対策への推進を図ります。 • 学校給食における食中毒、食物アレルギー事故及び異物混入事故が起こらないよう、徹底した安全衛生管理を行います。 • 市立小・中学校の適正規模・適正配置を推進します。

【関連する個別計画】

- 佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画

2 地域とともに学び育てるまちづくり

（1）生活を豊かにする生涯学習の推進

【施策の目的】

- 主体的な学習とその学習成果を地域社会へ還元します。
- 青少年の健全な育成を図ります。
- 学習の場を提供します。

【これまでの取組】

- 広報さのや生涯学習メニューパンフレットで生涯学習情報を提供しました。
- 葛生行政センター内に新しい葛生図書館を開設しました。また、公民館施設の改修等を行いました。
- 市民大学企画運営スタッフにより、学習内容の充実を図りました。
- 楽習※1 講師会自らが企画した研修会を実施し、講師の資質を高めることができました。
- 全国学びとまちづくりフォーラム、楽習講師フェア、静のアート作品展を開催し、学習成果を還元する機会の提供を行いました。また、公民館文化祭等を 12 地区公民館で実施しました。
- 青少年の体験的な学習活動の実施と、生涯学習に取り組む青年団体の活動を支援しました。

【現状と課題】

- 主体的な生涯学習活動へ若い世代の参加を促す取組が必要です。
- 主体的な学習の成果を十分に還元できる環境を整えることが必要です。
- 公民館や図書館等の生涯学習施設の計画的な改修・修繕が必要です。
- 青少年を対象とした体験的な学習を継続して実施することが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
生活を豊かにする生涯学習の推進	**①学習情報及び場の提供** **②学習成果を活かす取組** **③青少年の健全育成**

※1：「楽しく学習する」という意味の造語。「楽」は「ラク」という意味ではなく、「本当の楽しさ」という意味を持っている。生涯学習は個人の自発的意思による自由な活動であり、これを楽しく行うことを佐野市では「楽習（がくしゅう）」と表現している。

【施策の基本方針】

①学習情報及び場の提供

- 佐野市生涯楽習フォーラムや楽習出前講座、市民教養講座等の生涯学習に関する情報を市民に発信します。
- 生涯学習施設については、耐震化をはじめ計画的に改修を行います。

②学習成果を活かす取組

- 佐野市生涯楽習フォーラム等の実施により、学習成果を還元する機会の充実に努めます。

③青少年の健全育成

- 社会性や豊かな感性を養うため、青少年を対象とした体験的な学習活動を提供します。
- 生涯学習に取り組む青年団体に対し、活動の場の提供や相談等の支援を行います。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
日頃から生涯学習活動に取り組んでいる市民の割合	%	19.4	30.0
学習成果を還元する取組を行う市民の割合	%	8.1	12.5
学習の環境が整っていると感じる市民の割合	%	38.5	55.0

■日頃から生涯学習活動に取り組んでいる市民の割合

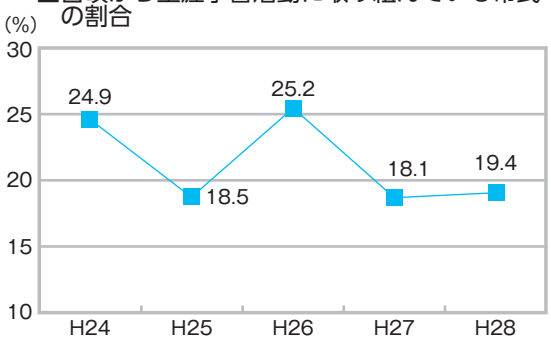

■学習成果を還元する取り組みを行う市民の割合

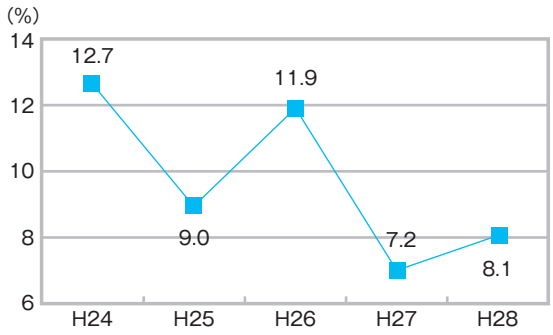

【役割分担】

市民　事業所	• 自ら楽しく学び、自己の向上に努めます。 • 地域社会の活動に参加し、学習成果を還元します。
行政	• 生涯学習活動への参加啓発を行います。 • 社会的な課題への対応や専門知識の習得など、社会の要請に応える学習の機会を提供します。 • 生涯学習のメニューの充実を図ります。

【関連する個別計画】

- 佐野市生涯学習基本構想・基本計画
- 佐野市子ども読書活動推進計画

学びとまちづくりフォーラム

葛生図書館

（2）学校・家庭・地域連携による教育力の向上

【施策の目的】

- 学校・家庭・地域が連携しながら、いじめの予防・早期発見・適切な対応を図ります。
- 安心して家庭教育を行うことができる環境をつくります。
- 地域とのかかわりの中で、子どもたちが育つ環境をつくります。

【これまでの取組】

- いじめ問題に関しては「佐野市いじめ防止基本方針」に基づく取組の推進を図りました。
- 認知したいじめの解消率について、平成 28（2016）年度は 100％解消することができました。
- 家庭教育推進講座や出前講座を計画的に開催することにより、参加者が増え、保護者の家庭教育への意識の高揚を確認することができました。
- 栃本小学校区に、新たに放課後子ども教室を設置しました。

【現状と課題】

- いじめ問題を解決するためには、学校・家庭・地域の連携を図ることが必要です。
- 家庭教育に関する情報・学習機会を提供するなどの支援を行うことが必要です。
- 地域の教育力を地域の活性化や子どもたちの成長へ活かしていくことが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
学校・家庭・地域連携による教育力の向上	**①いじめ問題に対する学校・家庭・地域の連携** **②家庭教育支援の推進** **③地域の教育力を活かす取組**

【施策の基本方針】

①いじめ問題に対する学校・家庭・地域の連携

- 学校・家庭・地域が連携し、いじめの予防・早期発見・適切な対応を行うことにより、重大事態の発生を防ぎます。

②家庭教育支援の推進

- 保育園や幼稚園、学校等において家庭教育出前講座を開催し、保護者同士の交流の場や子育てに関する情報・学習機会を提供します。

③地域の教育力を活かす取組

- 放課後子ども教室を活用し、保護者や地域住民等の交流を促進することにより、地域の教育力を向上させます。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
認知したいじめの解消率	%	100.0	100.0
子育てに負担や不安を感じている小学生の保護者の割合	%	78.6	73.0
学校支援ボランティア登録者数	人	1,010	960

※ボランティア数の減少は、学校の統廃合による予測のため

■認知したいじめの解消率

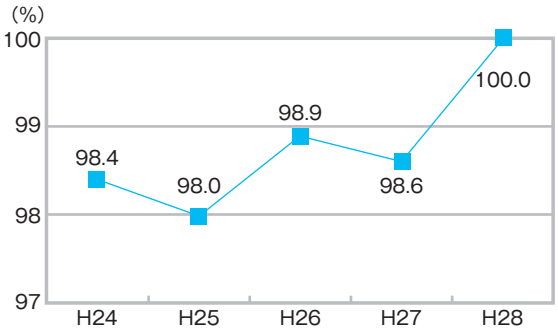

いじめゼロさのまるサミット

【役割分担】

市民	• 学校等と連携を図りながら、いじめの予防、早期発見、適切な対応に取り組みます。 • 保護者は、家庭を子どもにとって安らぎのある楽しい場所にします。 • 地域は、地域の子どもを温かく見守り、子どもを育てやすい環境づくりに関わります。
学校　行政	• 家庭や地域と連携を図りながら、いじめの予防、早期発見、適切な対応に取り組みます。 • 家庭教育を支援するために学習の機会や情報を提供します。 • 放課後子ども教室の充実を図り、地域の教育力を活かしながら、児童とともに活動できる場にします。

【関連する個別計画】

- 佐野市いじめ防止基本方針

基本目標５

快適により安全で安心して暮らせる
まちづくり

1 安全で安心して暮らせるまちづくり

（1）消防・防災体制の充実

【施策の目的】

- 災害（地震、水害、土砂災害、火災等）から市民の生命、財産を守ります。
- 災害発生時の被害を最小限に抑えます。

【これまでの取組】

- 地域防災力の向上、防災意識の高揚を図るため、モデル地区を指定し、防災資機材の整備を促進するとともに、町会への消火設備設置支援、自主防災会※1 や町会等への防災講話等を実施しました。
- 市役所、葛生行政センター等に防災倉庫を設置し、防災対策用備蓄品の計画的な配備を実施しました。
- 大阪府泉佐野市や静岡県三島市との災害時相互支援協定のほか、23 団体と災害協定を締結しました。
- 「佐野市空家等対策計画」を策定するとともに、生活環境に悪影響を及ぼしている空き家所有者への助言等により、改善がみられるようになりました。
- 救急救命士の資格取得を促進し、救急隊員の技術向上が図られました。
- 消防団車両の更新配備や消防団施設等の維持管理を計画どおり行い、災害対応体制を整備しました。
- 消防団員の確保のため、消防団サポート事業※2 を開始しました。
- 市民の防災意識高揚のため、啓発活動等の様々な施策に取り組みました。

【現状と課題】

- 市民の防災意識を向上させるため、自主防災会の組織化及び防災資機材の整備を促進し、町会への消火設備設置支援、自主防災会や町会等への防災講話等を通して、地域防災力の強化を図ることが必要です。
- 市民に対する災害情報や避難情報の周知方法の工夫や啓発を図ることが必要です。
- 空き家に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生活環境に悪影響を及ぼしている空き家の解消に向けた取組を行うことが必要です。
- 消防団員の確保のため、消防団サポート事業等を活用することが必要です。
- 地震発生時の安全な避難場所を確保するため、耐震化を促進することが必要です。
- 市外からの来訪者に対し、災害発生時に避難誘導等を円滑に行うことが必要です。

※1：自治会を中心に自主的に結成した防災組織。災害発生時には、被害を最小限にするため、避難誘導や炊き出し等を行う。
※2：消防団員確保のため、市内の飲食店、小売店などの各事業所等に消防団活動の支援と協力を求め、消防団員を対象とした優遇措置を設ける。

【施策の体系】

施策	基本事業
消防・防災体制の充実	**①防災・危機管理体制の整備** **②防災意識の高揚と防災力の向上** **③治山・治水対策の推進と災害危険箇所の整備** **④消防力の強化と救急業務体制の整備**

【施策の基本方針】

①防災・危機管理体制の整備

- 災害時に迅速・的確に情報を収集し、発信するとともに、効果的な広報について検討します。
- 公共施設の耐震化を進めるとともに、避難場所への備蓄品等の配備を計画的に進め、状況に応じ、避難施設の再配置について検討を行います。
- 関係機関等と連携・情報交換を継続的に行うとともに、近隣自治体や民間企業との連携を強化し、災害協定の締結を推進します。

②防災意識の高揚と防災力の向上

- 防災教室※3 や避難訓練等への積極的な参加を奨励、推奨し、防災意識の高揚を図ります。
- 自主防災会の新たな組織化に向けて働きかけを行い、自主防災会資機材整備町会を増やします。
- 安全確保のため、各事業所等に対し防災体制の整備や施設の耐震化、防災訓練等の実施を奨励、推奨し呼びかけます。

③治山・治水対策の推進と災害危険箇所の整備

- 国や栃木県と連携し、計画的な土砂災害危険箇所の解消や普通河川の整備を行います。
- 関係機関等と連携し、危険空き家の解消と発生を抑制する取組を行います。

④消防力の強化と救急業務体制の整備

- 災害発生時に迅速な消防活動ができる体制の整備を行います。
- 消防団員の確保と消防団に対する支援を行います。
- 消防水利（消火栓・防火水槽）の充実を図ります。
- 関係機関と連携し、災害時の負傷者救出や急病者に対する救急搬送体制の充実を図ります。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
普段から災害に対する備えをしている市民の割合	%	40.6	51.0
防災力が向上した割合	%	73.8	93.9

※ 3：防災講話や消火器を使った初期消火、AED の使用方法など、自分や家族などの命を守る知識を得るための場

■普段から災害に対する備えをしている市民の割合

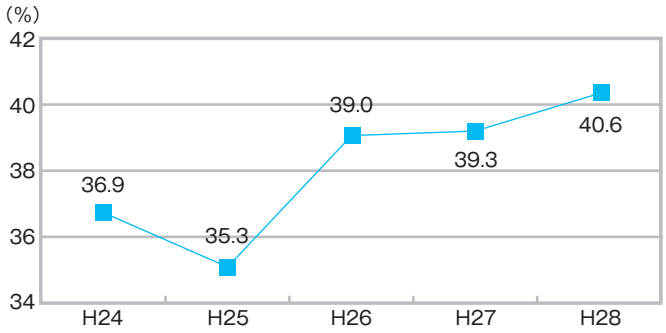

【役割分担】

市民	• 「自分の身は自分で守る」という意識を持ちます。 • 防災に対しての関心・意識を持ちます。 • 災害に備え防災用品を備蓄し、避難場所を確認します。 • 地域などで行う防災訓練等に積極的に参加します。 • 空き家所有者は空き家の適切な管理に努めます。
事業所	• 各防災機関が行う防災活動に連携・協力します。 • 防災体制の整備や施設の耐震化、防災訓練の実施に努めるとともに、災害発生時には顧客や従業員の安全確保を図ります。
行政	• 自主防災会の組織化を促進するとともに、自助及び共助の意識啓発を行います。 • 災害発生のおそれがある場合や災害が発生した場合に、災害情報や避難情報を市民に速やかに伝達します。 • 治山・治水対策や公共施設の耐震化を進めるなど、防災・減災に努めます。 • 消防団員の確保や消防水利の整備など、消防力の向上を図ります。 • 空き家に対する相談体制を整備し、関係機関と連携し、空き家対策に取り組みます。

【関連する個別計画】

- 佐野市地域防災計画
- 佐野市水防計画
- 佐野市空家等対策計画
- 佐野市建築物耐震改修促進計画

消防庁舎

（2）交通安全・防犯・消費者対策の推進

【施策の目的】

- 市民が交通事故、犯罪、消費トラブルの当事者とならないようにします。

【これまでの取組】

- 佐野警察署や交通安全関係団体と連携し、交通安全意識高揚のための啓発活動を行い、交通事故発生件数、死傷者数ともに減少しました。
- 高齢者を対象に交通安全教室、シルバードライビングスクール、自転車免許講座等を開催し、交通安全の啓発を行いました。
- カーブミラーや街路灯など、交通安全施設の整備を行いました。
- 都市計画道路３・５・212 号奈良渕堀米線を整備し、通学路の安全性の向上を図りました。
- 自主防犯組織※1 の育成や活動を積極的に支援しました。
- 佐野警察署や防犯協会等と連携し、防犯灯や防犯カメラを設置したほか、特殊詐欺対策を実施しました。
- 広報さのや市ホームページを通じ、消費生活情報を提供するとともに、「楽しいくらしの講座」やシニアクラブ等への出前講座を開催し、消費生活トラブル防止の啓発に努めました。

【現状と課題】

- 交通事故の当事者となる割合が高い高齢者や子どもに対して、事故を予防することが必要です。
- 地域での見守りを担う自主防犯組織を育成することが必要です。
- 関係機関や団体と協力して、防犯灯を効果的に設置することが必要です。
- 犯罪の手口が悪質・巧妙化していることから、高齢者を守るための取組が必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
交通安全・防犯・消費者対策の推進	**①交通安全意識の高揚** **②道路・交通安全施設の整備** **③防犯意識の高揚と防犯体制の整備・充実** **④正しい消費生活の情報提供と啓発活動の充実**

※１：地域住民等による任意の防犯組織（青色回転灯パトロール隊、各小中学校安全支援ボランティア、各交番連絡協議会防犯パトロール隊など）

【施策の基本方針】

①交通安全意識の高揚

- 保育所、小学校、シニアクラブ、町会等で、交通安全教室を開催し、交通安全意識を高めます。
- 高齢者を対象とする交通安全事業を開催し、高齢者の関係する事故の発生を防ぎます。

②道路・交通安全施設の整備

- 安全な道路環境の整備のため、緊急性の高い箇所からカーブミラーや街路灯を設置します。
- 通学路をはじめとする道路の安全確保のため、危険箇所の点検を実施するとともに、歩道整備等の事業を推進します。

③防犯意識の高揚と防犯体制の整備・充実

- 防犯協会を通じ、防犯灯の設置や電気料の補助を行います。
- 佐野警察署や防犯協会と連携し、防犯教育を実施するとともに、広報さのや街頭での啓発を通じて、防犯意識の高揚を図ります。
- 自主防犯組織の活動を積極的に支援し、育成を図ります。

④正しい消費生活の情報提供と啓発活動の充実

- 消費生活に関する情報提供や、消費生活センター相談員による出前講座などの啓発活動を通じ、消費生活トラブルの防止を図ります。
- 消費者団体を育成・支援し、連携を図りながら、市民の消費生活を支えます。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
交通事故発生件数（暦年）	件	405	380
日常生活の中で、防犯の面で安心した生活をしている市民の割合	%	57.8	66.0
消費生活相談件数	件	595	570

交通安全街頭啓発

消費生活団体寸劇

■交通事故発生件数（暦年）

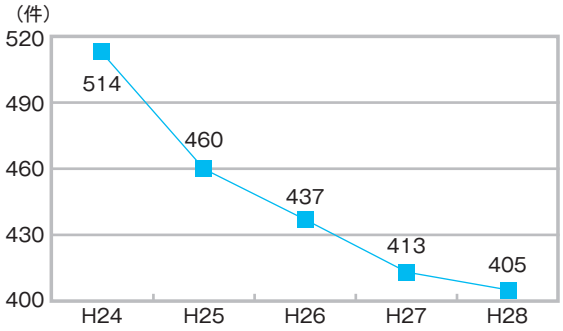

■日常生活の中で、防犯の面で安心した生活をしている市民の割合

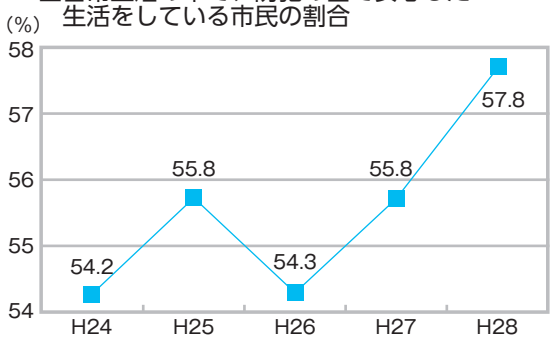

■消費生活相談件数

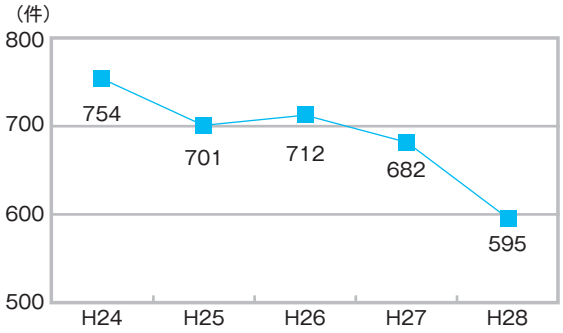

【役割分担】

市民	• 交通安全への高い意識を持ち、交通ルールを遵守します。 • 防犯意識を持って、日常生活を送ります。 • 正しい消費知識を身に付け、消費者としてトラブルに巻き込まれないようにします。
事業所	• 従業員に対する交通安全教育や研修を実施します。 • 犯罪抑制のための連帯意識を高めます。 • 適切な商品表示など、製造・販売者としての責任を果たします。
行政	• 佐野警察署や関係団体と連携して、交通安全、防犯、消費生活の啓発を行います。 • 交通安全、防犯、消費生活に関する情報の収集と提供を行います。 • 防犯灯設置に係る支援を行います。

2 住みやすい快適なまちづくり

（1）快適で質の高い住環境の整備

【施策の目的】

- 市民一人ひとりがライフスタイルに合った住居や住み方を選択し、安全で快適に暮らせるようにします。
- 地域の実情に応じた、公共インフラ（生活道路・雨水排水路・都市公園）を整備し、安全で快適に生活できるようにします。

【これまでの取組】

- 「佐野市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、耐震改修を行い、併せて市営住宅の適正な運営管理に努めました。
- 「佐野市空家等対策計画」を策定するとともに、空き家バンク※1制度を創設し、運用を開始しました。また、空き家バンク利用者に対する補助制度を創設しました。
- 講演会等での啓発や督促通知・電話催告等により、建築確認の検査率の向上を図りました。
- 既存道路の整備に合わせて狭あい道路の解消に努めました。
- 緊急性や危険度等を勘案し、生活道路の整備を進めました。
- 浸水対策として、緊急度の高い幹線排水路から計画的に雨水排水路の整備を進めました。
- 都市公園の補修や長寿命化を図り、適正な維持管理に努めるとともに、汲み取り式トイレの水洗化も実施しました。

【現状と課題】

- 核家族化世帯の増加により、多様な居住ニーズに対応した住まいづくりを検討することが必要です。
- 市営住宅の長寿命化を図るとともに、民間賃貸住宅等を活用した居住支援を検討することが必要です。
- 利活用可能な空き家の有効活用を図ることが必要です。
- 佐野市建築物耐震改修促進計画に基づき、建築物のさらなる耐震化率の向上に努めることが必要です。
- 狭あい道路の解消に向けた取組が必要です。
- 公共インフラの適正な維持管理を行うとともに、計画的な長寿命化、耐震化の取組が必要です。

※1：個人が所有する、現に居住していない市内の住宅を売買若しくは賃貸したいという空き家所有者に登録してもらい、登録された情報を佐野市ホームページに公開し、住み替えや移住、定住を目的として空き家等を探している方に紹介する仕組み

【施策の体系】

施策	基本事業
快適で質の高い住環境の整備	**①多様な住まいづくりの推進** **②生活道路の整備** **③雨水排水路の整備** **④都市公園の整備**

【施策の基本方針】

①多様な住まいづくりの推進

- 住宅の耐震に関する情報をはじめ、住まいづくりに必要な情報を発信し、補助金等の支援を行います。
- 民間活力を利用した住宅セーフティネット※2の機能の強化を図り、必要な住宅を確保します。
- 市営住宅の計画的な長寿命化を図ります。
- 空き家バンク制度の活用を推進し、空き家の有効活用を図ります。

②生活道路の整備

- 緊急性や整備効果を勘案し、道路等の改良、維持補修を実施します。
- 橋梁等の定期点検を行い、長寿命化を図るとともに、重要度に応じて耐震化を推進します。

③雨水排水路の整備

- 道路側溝の整備と連携した雨水排水路の整備を計画的に実施します。

④都市公園の整備

- 公園の維持管理を適正に行い、汲み取り式トイレの早期解消に努めます。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
ライフスタイルに合った良質な住宅に満足している市民の割合	%	34.0	36.5
住まいの周りの住環境に満足している市民の割合	%	27.0	29.5

※2：住宅困窮者等に対する住宅確保の社会保障制度。①住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯等）向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、③住宅確保要配慮者に対する居住支援から成り立っている。

【役割分担】

市民	• 自己所有建築物の適切な管理に努めます。 • 住居周辺の生活環境の維持に努めます。 • 公園の美化に努めます。
事業所	• 地域特性に配慮し、市民のニーズに対応した住宅の提供に努めます。
行政	• 安全で安心な住まいづくりや質の高い住宅づくりを推進します。 • 公共インフラの適正管理を行うとともに、計画的な耐震化や長寿命化を進めます。 • 市営住宅の長寿命化を計画的に推進します。 • 空き家の利活用を積極的に促進します。

【関連する個別計画】

- 佐野市住宅マスタープラン
- 佐野市空家等対策計画
- 佐野市都市計画マスタープラン
- 佐野市公営住宅等長寿命化計画
- 佐野市橋梁長寿命化修繕計画
- 佐野市公共下水道全体計画
- 佐野市都市公園施設長寿命化計画
- 佐野市建築物耐震改修促進計画
- （仮称）佐野市立地適正化計画

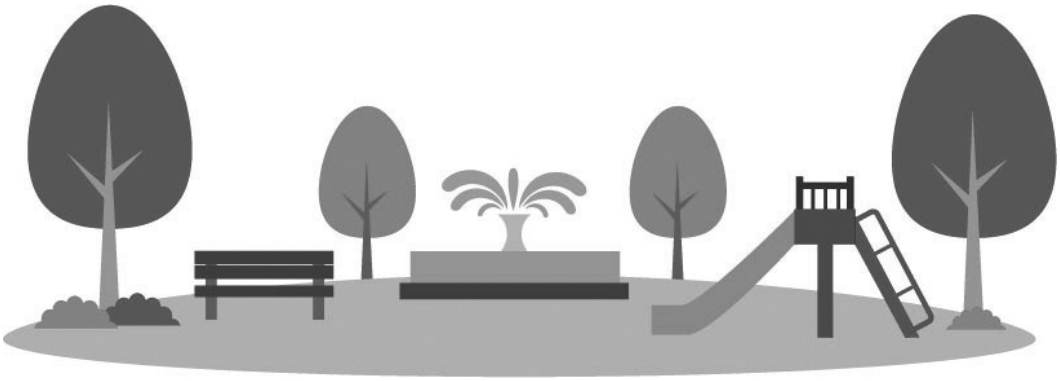

（２）安全で安定した水の供給と生活排水の適正処理

【施策の目的】

- いつでも安全で安心な水道水を安定的に提供します。
- 生活排水を適正に処理し、快適な生活環境を確保します。

【これまでの取組】

- いつでも安全で安心な水道水を安定的に提供するとともに、生活排水を適正に処理しました。
- 安全な水道水の供給のため、クリプトスポリジウム※1 汚染対策として、大橋浄水場に紫外線照射装置を設置しました。
- 水道基準に適合した安全な水の供給を図りました。
- 老朽化した水道施設（配水管、電気・機械設備）の延命化や更新を図りました。
- 水道水の安定供給を確保するため、堀米配水場配水池更新工事に着手しました。
- 栃木県より流域下水道※2 施設が移管され、その維持・管理に努めました。
- 公共下水道管路の計画的な改築・修繕工事に取り組むため、「佐野市下水道管路施設長寿命化計画」を策定し、大橋・赤坂地区に着手しました。
- 生活排水処理施設（公共下水道、合併処理浄化槽※3、農業集落排水処理施設※4）の普及促進に努め、水洗化率の向上を図りました。
- 効率的な運営を図るため、並木・飯田地区の農業集落排水処理施設を廃止し、公共下水道へ統合しました。
- 公共下水道事業の地方公営企業法適用※5 に向け、固定資産調査及び評価に着手しました。

【現状と課題】

- クリプトスポリジウム汚染防止対策を計画的に行い、水道水の安全性を確保することが必要です。
- 老朽化した水道施設（配水管、電気・機械設備）を修繕し、計画的に更新することが必要です。
- 安定した上下水道事業の経営を行うため、効率的な事業運営により経費の削減を図るとともに、適正な使用料を検討することが必要です。
- 公共下水道区域において、下水道に接続していない世帯や事業所への水洗化の普及活動を強化することが必要です。
- 公共下水道区域外において、合併処理浄化槽の計画的な普及促進に取り組むことが必要です。
- 老朽化した農業集落排水処理施設の公共下水道への統合に向けた取組が必要です。
- 老朽化した公共下水道施設（管路、処理場、ポンプ場）の計画的な改築・修繕工事を行うことが必要です。
- 佐野地区衛生センターの維持管理について検討することが必要です。

※１：ヒトやその他の哺乳動物の腸管に寄生する原虫の一種で、塩素に対し抵抗力を持つため、浄水場における通常の塩素消毒では不活化できない。水源等がクリプトスポリジウムにより汚染されると、水道水や飲料水の中に混入して、下痢などの集団感染を引き起こすことがある。
※２：２以上の市町村の区域にまたがり、都道府県が管理する下水道
※３：し尿と生活雑排水を処理する浄化槽
※４：農村集落より排出される家庭のし尿や生活雑排水を処理する施設
※５：地方公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に、さらに的確に取組むため、公営企業会計を導入することにより、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現すること。

【施策の体系】

施策	基本事業
安全で安定した水の供給と生活排水の適正処理	**①安全で安心な水道水の安定供給** **②上下水道事業の安定した経営** **③生活排水処理施設の整備、普及促進及び水洗化向上** **④生活排水処理施設の適正管理**

【施策の基本方針】

①安全で安心な水道水の安定供給

- 水道水の原水に混入するおそれのあるクリプトスポリジウムを無害化します。
- 水道の配水管を健全な状態に保ちます。

②上下水道事業の安定した経営

- 収入確保と支出削減に努め、健全経営を図ります。
- 漏水を防止し、効率的な給水を行います。

③生活排水処理施設の整備、普及促進及び水洗化向上

- 公共下水道未普及地区の整備を推進します。
- 公共下水道区域外の地区への合併処理浄化槽設置を支援し、普及促進を図ります。
- 公共下水道への未接続世帯や事業所への水洗化普及活動を強化します。

④生活排水処理施設の適正管理

- ストックマネジメント※6 計画に基づき、計画的な改築・修繕工事を実施します。
- 生活排水処理施設を適正に維持管理し、放流水質の基準値を保持します。
- 合併処理浄化槽の適正管理について指導啓発を行います。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 （平成 28 年度 2016 年度）	目標値 （平成 33 年度 2021年度）
水質基準値適合率 （基準値内検体数／水質検査検体数）	%	100.0	100.0
生活排水処理人口普及率 （生活排水処理人口／人口）	%	76.6	86.0

※ 6：下水道施設全体の点検・調査の方針及び点検・調査結果に基づく施設の改築等に関する対策内容や対策時期等を定めたもの。

■生活排水処理人口普及率（生活排水処理人口／人口）

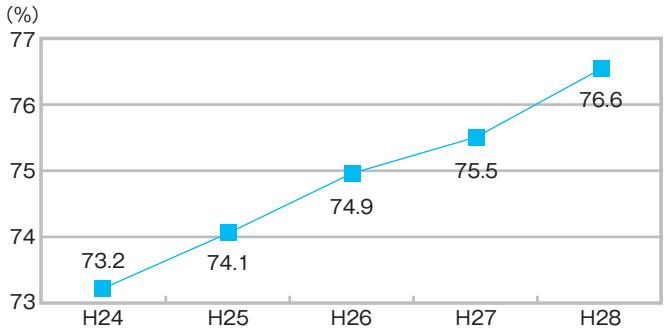

【役割分担】

市民　事業所	• 水道を適正に管理し、節水や漏水防止に努めます。 • 公共下水道の整備区域では、速やかに下水道に接続します。 • 公共下水道及び農業集落排水処理区域外では、単独処理浄化槽※7 や汲み取り式から合併処理浄化槽への転換を図るとともに、適正な維持管理を行います。 • 公共下水道施設の整備や維持管理に必要な負担金や使用料は、期限内に納入します。
行政	• 安全で安心な水道水の安定供給を継続します。 • 安全で安定した上下水道施設の維持管理を堅持し、健全な事業経営を図ります。 • 公共下水道の整備を推進します。 • 公共下水道施設を予防保全的な維持管理に転換し、長寿命化を図ります。 • 合併処理浄化槽の設置補助金制度による計画的な転換を支援し、普及促進を図ります。

下水道まつり

※７：し尿のみを処理する浄化槽

【関連する個別計画】

- 佐野市水道事業経営変更認可
- 佐野市水道ビジョン
- 佐野市環境基本計画
- 佐野市都市計画マスタープラン
- 佐野市生活排水処理構想
- 佐野市生活排水処理基本計画
- 佐野市公共下水道全体計画
- 佐野市公共下水道事業計画
- 佐野市下水道管路施設長寿命化計画
- （仮称）佐野市水道事業経営戦略
- （仮称）佐野市下水道事業経営戦略
- （仮称）佐野市下水道ストックマネジメント計画

3 都市機能の充実したまちづくり

（1） 都市機能を高める幹線道路の整備と計画的な地域づくりの推進

【施策の目的】

- 幹線道路の整備を計画的に進め、車両等の移動が円滑にできるよう良好な道路網を形成します。
- 各地域の特色を活かした計画的な地域づくりを進めます。

【これまでの取組】

- 東部幹線（都市計画道路３・５・301 号築地吉水線）をはじめ、県道の整備を要望し、幹線道路の整備を図りました。
- 地域の特色を活かした土地利用を推進するため、佐野市都市計画マスタープランの見直しに着手しました。
- 景観まちづくりを道路整備に合わせて促進するなど、良好な景観の保全と形成に努めました。

【現状と課題】

- 優先度の高い路線を選定し、計画的に幹線道路を整備することが必要です。
- 人口減少、超高齢社会に対応した、各地域の特色を活かしたコンパクトなまちづくりが必要です。
- 都市的土地利用が可能な遊休地※1、未利用地※2 については、有効な土地活用を推進することが必要です。
- 適切な土地利用を進めるため、都市計画区域等の見直しが必要です。
- 災害等に対して、致命的な被害を負わない強さと迅速に復旧・復興できるしなやかさを備えた地域づくりが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
都市機能を高める幹線道路の整備と計画的な地域づくりの推進	**①計画的な幹線道路ネットワークの整備** **②計画的な土地利用の推進** **③地籍調査※3 の推進**

※１：住宅や農地や駐車場など、どのような用途にも使われておらず有効活用されていない土地
※２：用途に応じた適正な利用が、長期的に図られていない土地
※３：一筆ごとの土地について、所在、地番、地目、境界の調査及び土地登記簿に記載された所有者の確認、併せて境界の測量並びに面積の算定を行い、その結果を地図及び簿冊にまとめる国土調査事業

【施策の基本方針】

①計画的な幹線道路ネットワークの整備

- 関係機関と連携し、都市基盤となる県道桐生岩舟線（都市計画道路３・４・１号前橋水戸線）の整備を進めます。
- 市道１級１号線（都市計画道路３・４・201 号高砂植下線）の未整備区間を計画的に整備します。

②計画的な土地利用の推進

- 新たな土地利用を推進するため、国道 50 号沿線等において開発整備構想を策定します。
- （仮称）佐野市国土強靭化地域計画及び国土利用計画佐野市計画に基づき、適切な土地利用を推進します。
- 佐野市都市計画マスタープラン及び（仮称）佐野市立地適正化計画に基づく、コンパクトなまちづくりを推進します。
- 景観に配慮した土地利用を推進します。

③地籍調査の推進

- 実施計画に基づき、着実に調査を行います。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
道路網が整備されて移動時間が短縮された、通行しやすくなったと思う市民の割合	%	67.2	84.6
地域の特色を活かした土地利用が図られていると感じている市民の割合	%	－	61.5

【役割分担】

市民　事業所	• 道路美化活動等へ参加します。 • まちの景観に配慮します。 • 地籍調査の実施に協力します。
行政	• 幹線道路のネットワークの整備を進めます。 • 地域住民や事業者へ、良好な景観の普及活動に努めます。 • 景観に配慮した建築物や看板の設置に向けた規制・誘導を行います。 • 地権者の理解を得ながら地籍調査を進めます。

【関連する個別計画】

- 国土利用計画佐野市計画
- 水と緑と万葉のまち景観計画
- 佐野市都市計画マスタープラン
- 佐野市総合交通マスタープラン
- 佐野市地域公共交通網形成計画
- （仮称）佐野市コンパクトシティ構想
- （仮称）佐野市立地適正化計画

（2）公共交通網の整備

【施策の目的】

- 誰もが円滑に移動できる公共交通ネットワークを形成します。

【これまでの取組】

- 公共交通の利便性を向上させるため、市営バスの全路線を見直し、運行ダイヤの改正を行いました。
- 市営バスの新たな路線として、犬伏線を導入しました。
- 公共交通空白地域解消に向けて、市民との勉強会を開催しました。

【現状と課題】

- 市営バスの安定した運行を図るため、運行形態を見直すことが必要です。
- 重複する公共交通路線を見直すとともに、公共交通空白地域の解消を図ることが必要です。
- まちづくりや観光振興等と連携した公共交通ネットワークの再構築を図ることが必要です。
- 徒歩・自転車・自家用車とバス・鉄道との交通結節点における利便性の向上を図ることが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
公共交通網の整備	**①公共交通ネットワークの充実** **②市営バスの安定運営** **③新都市バスターミナルの機能強化**

【施策の基本方針】

①公共交通ネットワークの充実

- 路線の見直しやダイヤ改正を通じて、公共交通相互の連携強化を図るとともに、公共交通空白地域への新たな交通モードの導入を検討します。
- 市有施設や観光・スポーツ・産業・文化事業への公共交通によるアクセスを検討し、利用者の増加を図ります。

②市営バスの安定運営

- 市営バスの運行形態を見直し、利用者数の増加や収支率の向上を図ります。
- 市営バスを安定的に運営することで、交通弱者※1が移動できる手段を確保します。

③新都市バスターミナルの機能強化

- 高速バスと路線バスをはじめとする公共交通の乗継ぎの円滑化を図り、佐野新都市バスターミナルの機能を強化します。

※1：自動車中心の社会において、自動車やバイクなど、自ら保有する移動手段を持たない人。一般的に学生や高齢者などを指す。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
公共交通サービスの人口カバー率（公共交通サービス圏域人口／総人口）	%	77.0	81.5
公共交通機関が便利であると思う人の割合	%	51.2	56.5

■公共交通サービスの人口カバー率（公共交通サービス圏域人口／総人口）

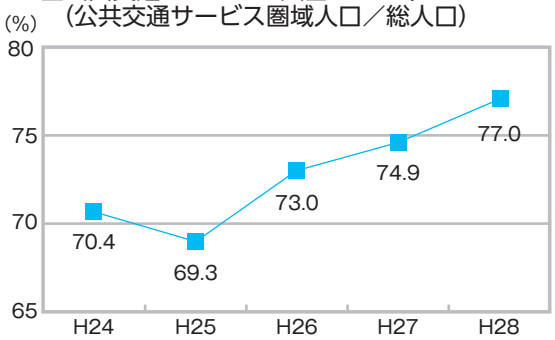

■公共交通機関が便利であると思う人の割合

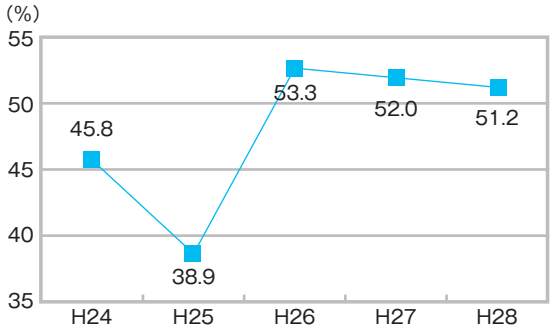

【役割分担】

市民	• 公共交通を積極的に利用します。
事業所	• 公共交通事業者相互の連携強化により、乗継ぎ等の円滑化を図ります。 • 運行ルートやダイヤ調整等の運行サービスの向上に努めます。 • 地域に適した公共交通を供給します。
行政	• 公共交通を維持するとともに、利便性の向上を図ります。 • 公共交通の利用促進を図ります。 • 公共交通を支える道路網の整備を行います。

【関連する個別計画】

- 佐野市都市計画マスタープラン
- 佐野市総合交通マスタープラン
- 佐野市地域公共交通総合連携計画
- 佐野市地域公共交通網形成計画
- （仮称）佐野市立地適正化計画
- （仮称）佐野市地域公共交通再編実施計画

市営バス さーのって号

新都市バスターミナル

基本目標６

美しい自然、環境と調和する
まちづくり

1 環境にやさしいまちづくり

（1） ごみの発生抑制と資源の有効活用

【施策の目的】

- ごみを減らし、適正に排出することで資源を有効活用します。
- 一般廃棄物（ごみ）処理施設を適正に維持管理します。

【これまでの取組】

- 分別や水切りが不十分なごみステーション利用者に対し、ごみステーションでの排出指導を実施しました。
- 町会に対して分別説明会を開催し、啓発を図りました。
- ごみの排出状況等をみながら、ごみ処理の有料化について検討しました。
- 不法投棄防止のため、夜間パトロールによる監視活動を行うとともに、不法投棄防止看板等の設置による意識啓発を行いました。
- 搬入搬出ごみの適正な処理・処分とごみ処理施設の適正な運営を推進し、安全・安心な施設運営を図りました。
- 廃食用油の排出、回収方法を整備し、具体的なリサイクルに取り組みました。

【現状と課題】

- ごみ減量化や３Ｒ※1運動定着に向けた事業を推進することが必要です。
- 家庭ごみの処理費用の有料化の検討を行うことが必要です。
- 不法投棄防止対策事業の強化が必要です。
- 各清掃センターの経年劣化による適切な維持管理（施設の補修・修繕）を実施するとともに、今後の施設のあり方を検討することが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
ごみの発生抑制と資源の有効活用	**①３Ｒ運動とごみ減量化の推進** **②搬入ごみの適正処理の推進** **③不法投棄防止対策の強化**

※１：資源の無駄遣いをなくし、ごみを減らす「リデュース（Reduce）」、使えるものを再使用する「リユース（Reuse）」、そして資源を再生利用する「リサイクル（Recycle）」のこと。限りある資源をできるだけ有効に使い、環境と経済を両立する「循環型社会」のキーワード

【施策の基本方針】

①３Ｒ運動とごみ減量化の推進

- ごみの減量化と分別排出を促進するため、ごみステーションの利用者への排出指導や町会での分別説明会を実施します。
- ごみ多量排出事業者に対し、減量化計画書の作成を依頼します。

②搬入ごみの適正処理の推進

- 佐野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、搬入搬出ごみの適正な処理・処分とごみ処理施設の適正な運営を推進します。

③不法投棄防止対策の強化

- 不法投棄防止のため、地域団体と連携し、パトロールや監視活動を継続して行うとともに、不法投棄禁止看板の設置や監視カメラを有効的に配置し、不法投棄防止を図ります。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
ごみ総排出量（一般廃棄物）	t	39,485	35,000
再生利用率（再生利用量／ごみ総排出量）	%	14.0	22.0
ごみ処理施設の運転において、振動・騒音・排出ガス等が施設の管理値を超えた件数	件	0	0

■ごみ総排出量（一般廃棄物）

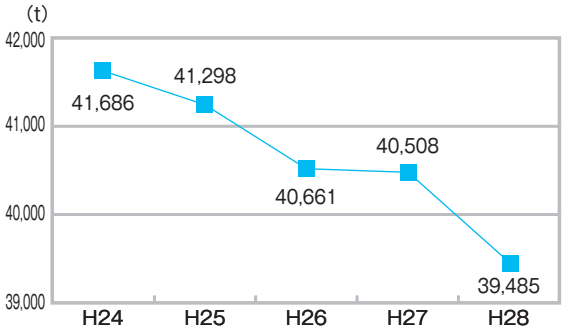

■再生利用率（再生利用量／ごみ総排出量）

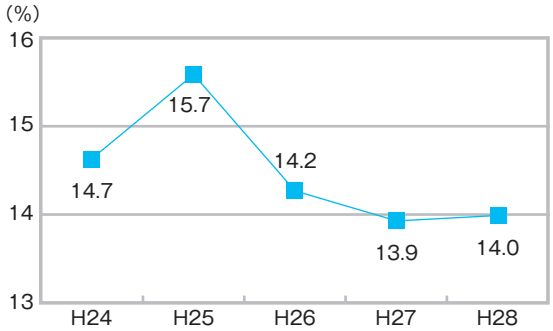

【役割分担】

市民	• ごみの減量化に努めます。 • ごみの分別を行い、資源として再利用できるようにします。 • リユース品や再生資源を使用した商品を利用します。
事業所	• 資源を有効に利用し、循環型社会を意識します。 • ごみの発生の少ない商品とサービスを提供します。
行政	• 循環型社会を構築するため、３Ｒ運動の啓発活動を推進します。 • ３Ｒが推進されるための各種制度を構築し、運営します。 • 集められたごみのリサイクルに努めます。

【関連する個別計画】

- 佐野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
- 佐野市分別収集計画
- 佐野市環境基本計画

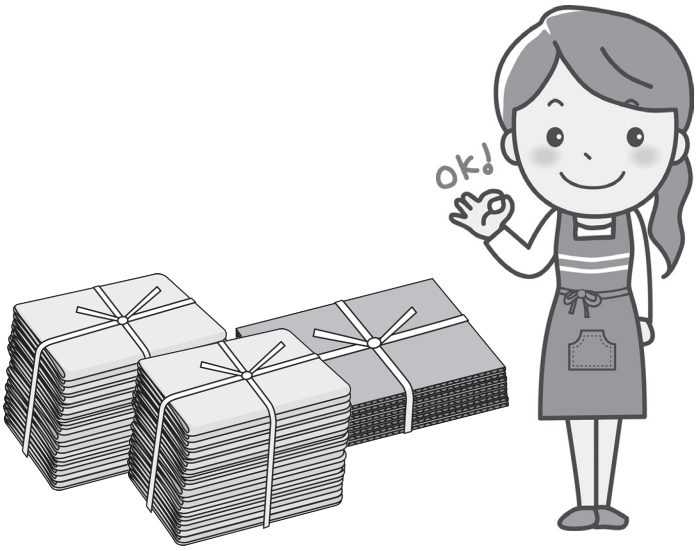

（2）良好な生活環境の保全と創出

【施策の目的】

- 環境汚染を未然に防止し、良好な生活環境を維持します。
- 環境に配慮した生活、事業活動を行います。

【これまでの取組】

- 「佐野市きれいなまちづくり推進条例」の周知を図り、ごみのポイ捨てや空き地の適正管理、飼い犬等のふん害防止等に努めました。
- 近隣公害※1の原因者に対し指導等を行い、良好な生活環境の保全を図りました。
- 水、大気、土壌、騒音、振動、臭気について栃木県と連携し、定期的な測定、事業所等への立入調査等を行い、生活環境の保全に努めました。
- 長年にわたり環境美化活動に取り組み功労のあった団体等を新たに表彰することとし、環境美化活動の一層の推進を図りました。
- 放射能対策として、空間放射線量や飲用表流水の放射性物質の測定等を継続して実施しました。

【現状と課題】

- 公害の苦情件数等は増加傾向にあることから、「佐野市きれいなまちづくり推進条例」の周知をさらに図るとともに、近隣公害の原因者に対する指導等を徹底することが必要です。
- 生活環境について状況を監視するとともに、栃木県と連携し、事業所等への立入調査などを強化することが必要です。
- 長年にわたり環境美化活動に取り組んでいる団体等を表彰するなどにより、自主的な環境美化活動の活発化を図ることが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
良好な生活環境の保全と創出	**①生活環境の調査・監視の推進** **②公害発生の予防と対策の充実** **③環境美化活動の推進**

※1：作業場、飲食店、商店、一般家庭に起因する騒音、振動、悪臭等

【施策の基本方針】

①生活環境の調査・監視の推進

- 地下水や河川水、大気、土壌等の状況について監視します。

②公害発生の予防と対策の充実

- 栃木県と連携し、事業所等への立入調査を行います。
- 空き地の適正管理、犬猫の適正飼養、野外焼却の禁止、その他近隣公害の防止について、啓発を行います。
- 事業活動に伴う公害及び近隣公害の苦情について、原因者に指導等を行います。

③環境美化活動の推進

- 環境美化活動に取り組む団体等を表彰します。
- 広報さのや市ホームページにより、環境美化活動について啓発を行います。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
生活環境（河川、側溝、空気、騒音、振動、臭気）が良いと感じている市民の割合	%	80.4	83.4
公害苦情件数	件	249	232
環境に配慮した生活をしている市民の割合	%	40.5	42.5

■生活環境（河川、側溝、空気、騒音、振動、臭気）が良いと感じている市民の割合

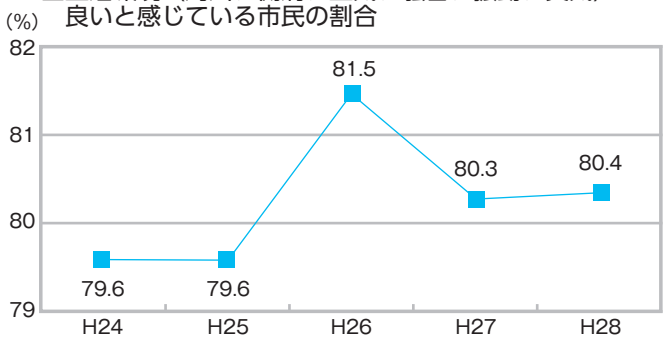

【役割分担】

市民	• 野外焼却、ポイ捨て等、周辺の生活環境に悪影響を与えないようにします。 • 空き地の管理を適正に行います。 • 犬猫等を適正に飼養します。 • 環境美化活動や環境保全活動を行います。
事業所	• 環境に負荷を与えない、事業活動を行います。 • 環境美化活動や環境保全活動を行います。
行政	• 生活環境の保全に関する啓発を行います。 • 地下水や河川水の状況を監視します。 • 事業所への立入調査や指導を実施します。 • 水道未普及地域を含め飲用水の安全を確保します。

【関連する個別計画】

- 佐野市環境基本計画
- 佐野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

唐沢山むかで退治

秋山川一斉清掃

2 地球環境に配慮したまちづくり

（1）再生可能エネルギーの活用と省エネルギー対策の推進

【施策の目的】

- 再生可能エネルギーを積極的に導入します。
- 省エネルギー対策を行います。
- 再生可能エネルギーを活用した事業を展開します。

【これまでの取組】

- 住宅用太陽光発電システムの設置補助を行いました。
- 市有施設（25 施設）に太陽光発電システムを設置しました。
- 市民出資による太陽光発電事業について、その手法や実施場所等を検討しました。
- 小水力※1 やバイオマス※2 による発電の可能性について調査しました。
- 電気自動車の購入補助を行いました。
- 環境にやさしいまち（スマートシティ）への転換を図るため、太陽光発電システムの設置補助事業を J- クレジット※3 と連動させました。

【現状と課題】

- 再生可能エネルギーの普及に向けて、住宅用太陽光発電システムの設置や、事業用建物の屋根を有効利用した太陽光発電システムの設置を推進することが必要です。
- 市民参加型の再生可能エネルギー事業の事業化に向け、調査・研究を行うことが必要です。
- 市有施設への太陽光発電システムの設置を推進することが必要です。
- 間伐材を活用したバイオマス発電の実施方法等を調査・研究することが必要です。
- 家庭部門等からの CO_2 排出削減のため、省エネルギー商品の普及促進に向けた取組が必要です。
- 再生可能エネルギーの活用策として、エネルギーの地産地消、自治体参加型の新電力供給事業などのエネルギーを核としたまちづくりを推進することが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
再生可能エネルギーの活用と省エネルギー対策の推進	**①再生可能エネルギーの普及促進** **②省エネルギー対策の推進** **③再生可能エネルギーの活用**

※1：小河川、農業用水、砂防ダム、上下水道などの小さな水の流れ
※2：家畜排せつ物や生ごみ、木くずなどの生物由来の再生可能な有機性資源
※3：省エネルギー機器の導入や森林経営などによる二酸化炭素などの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度

【施策の基本方針】

①再生可能エネルギーの普及促進

- 住宅用太陽光発電システムの設置を促進します。
- 市有施設への再生可能エネルギー設備の設置を推進します。
- 事業用建物への太陽光発電システムの設置を推進します。
- 間伐材を活用したバイオマス発電の実現可能性を調査します。
- 地域資源を活用した市民参加型の発電（市民発電所）※4 の事業化を検討します。
- 太陽光発電システム設置と自然環境、生活環境との調和を図ります。

②省エネルギー対策の推進

- 電気自動車の購入を促進します。
- 省エネルギー商品の普及促進のため、エコポイント制度※5 を検討します。
- 市が率先して省エネルギー対策を推進し、その結果を公表することで、事業所の省エネルギーの取組を牽引します。

③再生可能エネルギーの活用

- エネルギーの地産地消、自治体参加型の新電力供給事業などのエネルギーを核とした事業の展開を図ります。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
市内の認知発電量（再生可能エネルギー＋廃棄物発電）	百万 kwh	25.1	37.0
節電やアイドリングストップなど省エネルギーを実践している市民の割合	%	46.6	52.0
市内の認知発電による世帯カバー率	%	15.2	22.4

※ 4：市民からの寄付や出資などを得て行う発電事業
※ 5：省エネルギー性能の高い商品の購入などに対してポイントを付与し、一定のポイントをためると商品券等と交換できる制度

■節電やアイドリングストップなど省エネルギーを実践している市民の割合

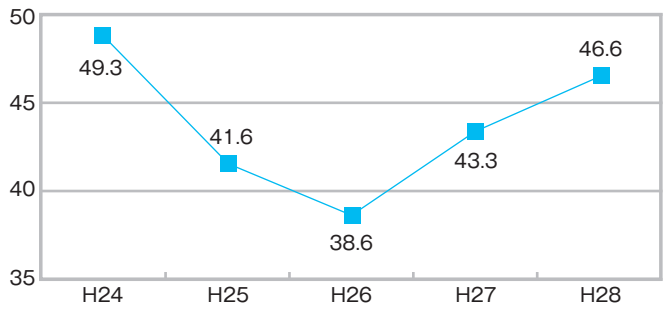

【役割分担】

市民　事業所	• 省エネルギーにつながる行動をとります。 • 省エネルギー型の電気製品・電気設備等の導入に努めます。 • 太陽光発電システムの設置に努めます。 • グリーン電力（再生可能エネルギーにより発電された電力）の購入に努めます。
行政	• 太陽光発電システムの設置と省エネルギー製品の導入を推進します。 • 市有施設への太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備の設置を推進します。 • 市有施設での節電を行います。 • 市民、事業者に対し、再生可能エネルギー活用や省エネルギー推進について啓発を行います。

【関連する個別計画】

- 佐野市環境基本計画
- 佐野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- 佐野市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

環境フェスタ

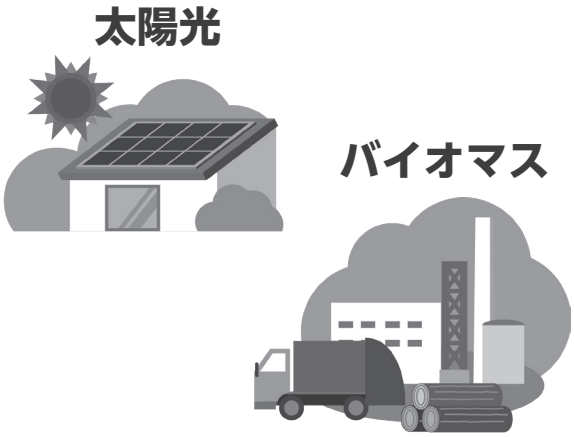

（2）地球環境の保全

【施策の目的】

- 温室効果ガスの排出を削減します。
- 地球環境、自然環境を保全し、次世代に引き継ぎます。
- 市民の自然環境を大切にする心を育てます。
- 自然環境に配慮した事業活動を行います。

【これまでの取組】

- 「COOL CHOICE※1」の推進を図るため、「COOL CHOICE」推進宣言を行うとともに、クールアースデイ、ライトダウンキャンペーン、各種セミナー、ポスターデザインコンテスト等を行い、地球温暖化防止の啓発に取り組みました。
- 里山林※2の整備を推進し、自然環境保全機能、景観保全機能の回復等に取り組みました。
- 大学、森林組合、市民団体等と連携し、自然学習活動と自然保護活動を実施しました。
- 田中正造記念賞の授与を継続して実施するとともに、「田中正造の日」の制定と「田中正造の日　環境フェスタ」の実施を新たに行い、市民の自然保護活動等の活発化を促す取組を行いました。

【現状と課題】

- 「COOL CHOICE」を推進するなど、地球温暖化問題について啓発を強化し、市民一人ひとりの具体的行動をより促すことが必要です。
- 里山林の保全、整備、再生を推進し、生物多様性※3の保全、美しい里山の継承、環境学習や自然体験の場の確保等を図ることが必要です。
- 環境学習の内容を充実させるとともに実施回数を増やし、参加者の増加を図ることが必要です。
- 市民環境リポーター制度を見直し、市民の自然環境への関心を高めることが必要です。
- 「田中正造の日 環境フェスタ」と田中正造記念賞の授与等の実施を継続することにより、市民の自然保護活動の活発化を図ることが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
地球環境の保全	**①地球温暖化の防止** **②自然環境の保全と再生** **③環境学習の推進と自然保護活動の充実**

※1：省エネルギー・低炭素型の製品・サービス・行動など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動
※2：居住地近くに広がり、薪炭用材の伐採、落葉の採取等を通して地域住民に継続的に利用されることにより維持、管理されてきた森林
※3：地球上にたくさんの生物がいて、それらがつながり合っていること。

【施策の基本方針】

①地球温暖化の防止

- 地球温暖化問題の理解促進を図り、「COOL CHOICE」の浸透を推進します。
- 温室効果ガス※4の排出削減のための具体的行動を推進します。

②自然環境の保全と再生

- 里山林の保全、整備、再生を推進することにより、生物多様性を保全します。
- 森林の適切な整備を推進し、森林の持つ二酸化炭素吸収機能を活発化させます。

③環境学習の推進と自然保護活動の充実

- 自然保護活動団体を支援し、団体の活動の推進と拡充を図ります。
- 自然保護活動団体等と連携して環境学習を拡充し、参加者の増加を図ります。
- 田中正造記念賞の授与等により、自然保護活動等の活発化を図ります。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
環境に配慮した生活をしている市民の割合	%	40.5	42.5
適切に整備された森林面積（主伐､間伐の計）	ha	428.4	675.0
自然観察会又は自然保護活動に参加した市民の割合	%	7.9	16.3

■環境に配慮した生活をしている市民の割合

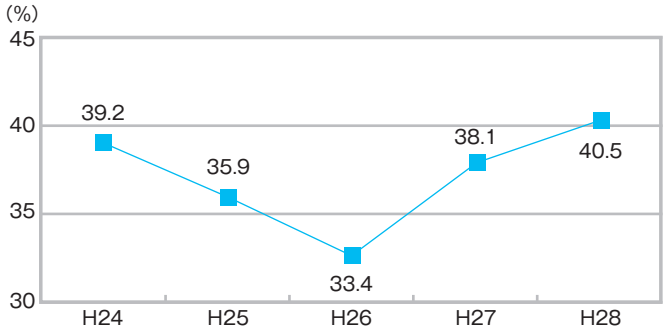

※4：大気圏内で太陽からの熱を閉じ込めて保温する働きのある二酸化炭素、メタンなどの気体

【役割分担】

市民	• 地球温暖化防止のための具体的行動をします。 • 身近な自然の保護活動、ふれあい活動、環境学習に参加します。 • 良好な自然環境を次の世代に引き継ぎます。
事業所	• 地球温暖化防止に向け、環境に配慮した事業活動や製品の開発に取り組みます。 • 良好な自然環境を次世代に引き継ぎます。
行政	• 地球温暖化防止に向け、環境に配慮した活動を行います。 • 自然環境保全、地球温暖化防止に関する啓発を行います。 • 里山林整備の支援を行います。 • 自然保護活動の支援と環境学習を推進します。

【関連する個別計画】

- 佐野市環境基本計画
- 佐野市森林整備計画
- 佐野市水と緑と万葉のまち景観計画
- 佐野市都市計画マスタープラン
- 佐野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- 佐野市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

さのクールアースデー

基本目標７

市民参加による自立した
まちづくり

1 人権を尊重した市民参加によるまちづくり

（1）市民と協働した地域づくりの推進

【施策の目的】

- 市民、市民活動団体※1（地縁型団体※2、目的型団体※3）、事業者、行政が目的意識を共有し、適切な役割分担のもと、連携していきます。
- 市民活動団体（地縁型団体、目的型団体）を支援し、地域の活性化を図ります。

【これまでの取組】

- 情報紙や広報さの、市ホームページ等により市民活動の情報提供や活動事例の紹介を行うとともに、市民に対する講演会等を開催しました。
- 協働事業を推進するため、庁内に市民協働推進員※4を配置し、研修会等を通して職員の意識向上を図りました。
- 地域の課題に取り組む市民活動団体に対し、補助金を交付しました。
- 市民活動センターと連携し、相談業務の充実を図りました。
- 地域と行政との協働を推進するため、地域担当職員※5を配置し、地域の課題や地域づくりに取り組みました。
- 市民活動を支援するため、地域の課題解決に取り組む町会をモデル町会として指定し、交付金を交付しました。

【現状と課題】

- 情報紙や市ホームページ、商業施設でのパネル展示、講演会の開催等により、市民活動に関する啓発を行うことが必要です。
- 近隣町会相互の連携を推進するため、町会長連合会や地域担当職員を活用することが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
市民と協働した地域づくりの推進	**①市民参画・協働の理解促進** **②市民活動団体への支援と連携強化** **③地域活動の充実**

※1：営利を目的とせず、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的として自主的に活動を行う団体（宗教、政治、選挙に関する活動を除く）
※2：町会や自治会など地域のつながりにより住民の相互扶助や自治的な活動を行う団体
※3：NPOやボランティア団体など特定の公益目的のために活動する団体
※4：各課等に職員を1名ずつ配置。主な職務は、課等における協働に関する事業の調査や検討を行うこと。
※5：市内20地区に職員を2名ずつ配置。主な職務は、地域の課題等を把握しその関係課と連絡調整を行うこと。

【施策の基本方針】

①市民参画・協働の理解促進

- 市民活動情報紙や広報さの、市ホームページ、市民活動センター※6 ホームページ等により、市民活動の情報提供や活動事例の紹介を行います。
- 市民や職員に対する講演会や研修会等を開催します。
- 災害時における事業所との協働を推進します。

②市民活動団体への支援と連携強化

- 住み良いまちづくり事業を行う市民活動団体を指定して、支援します。
- 市民活動センターの事業の充実と環境の整備を図ります。
- 市民活動団体相互の連携を図ります。
- 協働できる事業を積極的に委託します。

③地域活動の充実

- 町会長連合会との連携により、地域の課題を把握し、解決方法を検討します。
- 地域担当職員を活用し、地域の連携を推進するとともに、制度の充実を図ります。
- 地域の課題解決に取り組むモデル町会を指定して、支援します。
- 協働できる事業を積極的に委託します。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
市民と協働して進めている事業数	事業	126	156
市民活動に参加している、若しくは参加したことがある市民の割合	%	56.8	69.0
町会加入世帯割合	%	86.9	88.4

※ 6：市民活動の推進を図るため、研修や交流事業、情報の収集・提供、相談等の事業や活動の場となる施設

■町会加入世帯割合

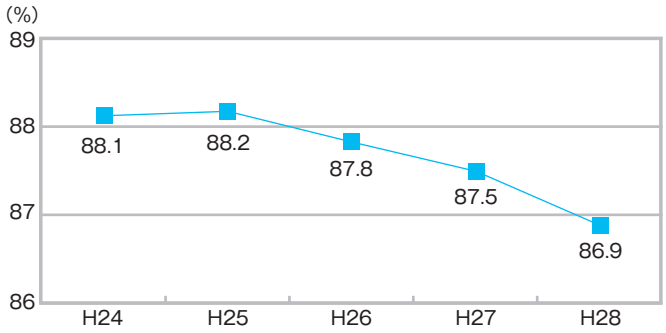

【役割分担】

市民	• 市民活動への理解を深め、積極的に参加します。
事業所	• 地域社会の一員として、市民活動に関する理解を深め、市民活動を推進します。
行政	• 自治基本条例や市民活動推進条例等を基本として、協働のまちづくりを推進します。 • 市民活動に関する情報の収集や提供を行うとともに、市民活動を支援します。 • 市民活動を推進するための環境を整備します。 • 市民、市民活動団体及び事業者の意見を、積極的に各事業に反映させるよう努めます。 • 町会長連合会と連携し、地域の課題について検討します。 • 地域担当職員制度を活用し、地域活動の活性化を図ります。

【関連する個別計画】

- 佐野市市民活動推進計画

市民活動パネル展

（2）個々の人権を尊重する地域社会の形成と男女共同参画社会の実現

【施策の目的】

- 市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重し合い、共に生きることのできる社会の実現を目指します。
- 男女が互いに尊重し、社会の対等な構成員として、共に社会の様々な分野における活動に参画できるようにします。
- 男女の差別のない、働きやすい職場環境をつくります。

【これまでの取組】

- 人権意識を高めるため、講演会や研修会、街頭啓発を実施するとともに、広報さのや市ホームページを通して、人権に関する情報を発信しました。
- 男女共同参画への理解を深めるため、講演会や研修会を開催するとともに、情報紙を発行し啓発活動に努めました。
- 男女共同参画推進事業者表彰「パレット賞」を実施し、男女共同参画に積極的に取り組む事業者を表彰しました。
- 女性のエンパワーメント※1の向上を図るため、人材育成や再就職支援等を実施するとともに、審議会等への女性の登用拡大を働きかけました。
- 男女共同参画都市を宣言し、記念式典を開催しました。

【現状と課題】

- 市民の人権意識の高揚を促すため、継続的な人権教育や運動団体と連携した啓発活動を行うことが必要です。
- 女性のエンパワーメントの向上のため、様々な分野で活躍できる女性の育成と指導的な地位への女性の登用を図ることが必要です。
- DV※2被害が年々増加していることから、防止対策及び被害者救済体制を充実することが必要です。
- 男女共同参画都市宣言を踏まえた啓発を推進することが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
個々の人権を尊重する地域社会の形成と男女共同参画社会の実現	**①人権意識の高揚と人権問題の解決** **②男女共同参画の意識づくりの推進** **③様々な分野で活躍できる女性の育成**

※1：女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。
※2：一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力」のことを示すとされ、「暴力」とは、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指す。

【施策の基本方針】

①人権意識の高揚と人権問題の解決

- 人権学習会、人権講演会等を実施し、人権意識の高揚を図ります。
- 身近で安心して相談ができる体制を整え、充実を図ります。
- 運動団体が行う啓発活動等を支援します。

②男女共同参画の意識づくりの推進

- 講演会や研修会の開催、情報紙の発行等による啓発活動を実施します。
- 日本女性会議※3の開催に向け、計画的に取り組みます。
- 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実を図ります。
- DV 被害者救済の啓発、情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。
- 働きやすい職場環境づくりに取り組む事業所を表彰します。

③様々な分野で活躍できる女性の育成

- とちぎウーマン応援塾に女性を派遣し、様々な分野で活躍できる女性の育成を図ります。
- 女性団体が企画する講座等を支援します。
- 市の審議会等への女性委員の登用の拡充を図ります。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
日頃から人権を意識しながら生活している市民の割合	%	74.5	84.0
男女の地位が平等になっていると考えている市民の割合（社会全体）	%	13.9	27.0
男女の地位が平等になっていると考えている市民の割合（職場）	%	23.7	27.0

■日頃から人権を意識しながら生活している市民の割合

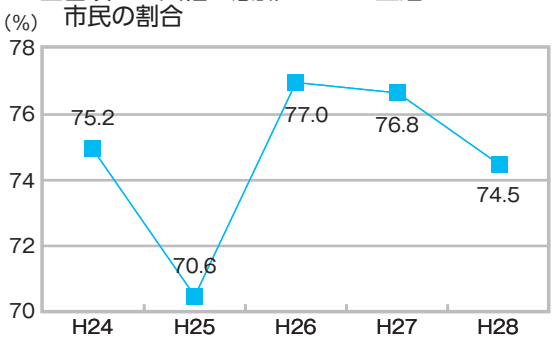

■男女の地位が平等になっていると考えている市民の割合（社会全体）

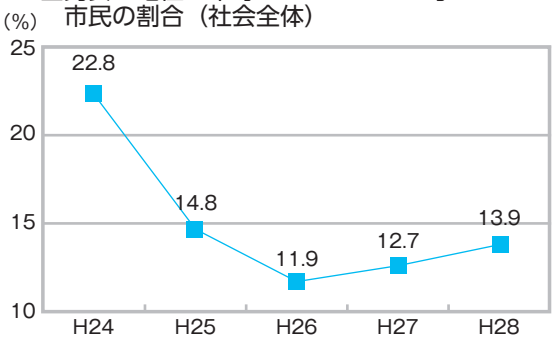

※３：男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決策を探るとともに、参加者相互の交流促進や情報ネットワーク化を図ることを目的とした全国規模の会議。国際婦人年（１９７５年）と「国連婦人の１０年」を契機に、１９８４年に第１回が開催され、２０１９年に第３６回として佐野市で開催される。

【役割分担】

市民	• 人権に配慮して行動します。 • 職場、学校、地域及び家庭での男女共同参画の推進に努めます。
事業所	• 事業所内での人権学習、人権啓発を実施します。 • 雇用や待遇における差別的取り扱いを行いません。 • 女性が能力を発揮できる職場環境をつくります。
行政	• 人権及び男女共同参画に関する教育や啓発を推進し、相談体制の充実を図ります。 • 職場、学校、地域及び家庭での人権尊重と男女共同参画の環境づくりを推進します。 • 市民等と協働、連携し、率先して男女共同参画に取り組みます。

【関連する個別計画】

- 佐野市人権教育・啓発推進行動計画
- 佐野市男女共同参画プラン
- （仮称）女性活躍推進法に基づく推進計画

ハートフルフェスタ

2 多彩な交流と情報共有によるまちづくり

（1）国際交流・地域連携の推進

【施策の目的】

- 市民と市内在住の外国人がお互いの慣習・文化の違いを理解し、多様な価値観を認め合い交流します。
- 行政の各分野における都市間の広域連携を図り、事業の充実を図ります。
- 大学等の高等教育機関との連携を推進することにより、事業の充実を図ります。

【これまでの取組】

- 佐野市国際交流協会、佐野市日中友好協会に対する支援を行うとともに、中学生の海外派遣交流等を行い、国際交流を推進しました。
- 姉妹都市締結 20 周年を記念し、姉妹都市である米国ペンシルベニア州ランカスター市へ訪米団を送り、今後の交流について意見交換を行いました。
- 在住外国人の日本語習得のニーズに対応するため、ボランティアによる日本語講座を開催しました。
- 佐野市国際交流協会会員の増加に向けた取組を行いました。
- 近隣自治体、国内親善都市、佐野日本大学短期大学等と連携し、各種交流事業や連携事業を実施しました。
- 今後の広域的な自治体間連携について基本方針の策定を行い、平成 27（2015）年 11 月に大阪府泉佐野市と特産品相互取扱協定の締結を行いました。
- 大学等との地域連携事業の推進を図るため、新たな連携事業の増加に取り組みました。
- 株式会社 JTB、大塚製薬株式会社、佐野農業協同組合とそれぞれ包括連携協定※1 を締結し、各施策における課題解決策等の検討を行いました。

【現状と課題】

- 市内在住の外国人が、安心して暮らせるよう、行政サービスを充実させるとともに、市民の異文化理解に向けた啓発を進めることが必要です。
- 佐野市国際交流協会会員を増やすことが必要です。
- 友好・親善都市との交流事業のあり方について検討することが必要です。
- 国内交流都市との人的交流、経済的交流、そして、災害時の支援も含め、幅広く柔軟な連携を進めることが必要です。
- 都市間の広域連携、大学との連携について、連携後の共同事業の実施に向けた検討を行うことが必要です。

※1：地域が抱える社会課題に対して、自治体と民間企業等が双方の強みを生かして協力しながら課題解決に対応するための大枠を定める枠組み

【施策の体系】

施策	基本事業
国際交流・地域連携の推進	**①相互理解の環境づくりの推進** **②交流拠点都市づくりの推進** **③大学との地域連携事業の推進**

【施策の基本方針】

①相互理解の環境づくりの推進

- 市民と市内在住の外国人が安心して生活できる環境整備を進めます。
- 佐野市国際交流協会の活動を支援します。

②交流拠点都市づくりの推進

- 広域的な自治体間連携を推進し、共通課題の解決、効率的な行政運営の推進に向けて、事業の展開を図ります。
- 民間企業との包括連携により、地域の課題解決及び活性化につながる事業の展開を図ります。

③大学との地域連携事業の推進

- 大学との共同事業を推進し、地域の課題解決と行政の高度化を目指します。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値 （平成 28 年度 2016 年度）	目標値 （平成 33 年度 2021年度）
市内在住の外国人と交流している市民の割合	%	8.0	12.0
広域連携団体数	団体	19	21
大学・短大と連携して実施している事業数	事業	51	63

【役割分担】

市民	• 各種交流事業に積極的に参加します。
事業所	• 国際交流を推進するため、交流事業を実施又は支援します。 • 高等教育機関は、内部にある知的財産を市や地域に提供します。
行政	• 国際交流に関する情報の提供や国際感覚を高める機会の提供に努めます。 • 国際交流団体の育成と連携を図ります。 • 市内在住の外国人が、利用しやすい窓口を整備します。 • 大学等との積極的な連携事業を推進します。 • 広域的な自治体間連携による事業を展開します。

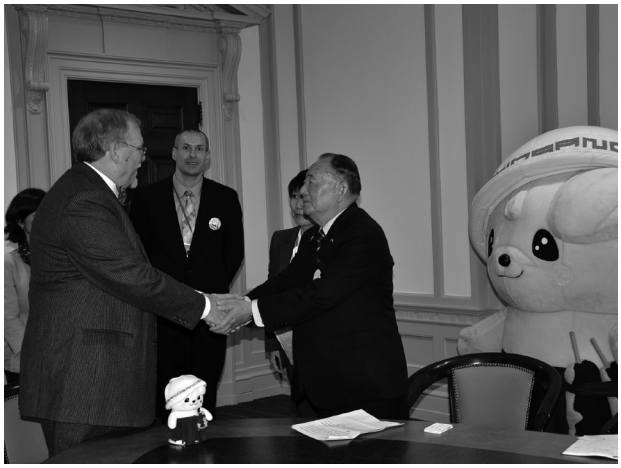

姉妹都市ランカスター市との交流

国際交流フェスティバル

（２）市政情報の共有と広聴活動の充実

【施策の目的】

- 行政情報を市民と共有します。
- 市民の意見を行政に反映し、市民の行政への参画を促進します。
- 市民が ICT ※1 を利用しやすい環境にします。

【これまでの取組】

- 市民との情報共有化がより図られるよう、市ホームページの充実や SNS ※2 の活用、広報さのの見やすい紙面づくりに努めました。
- 市ホームページの画面上に、ツイッターを表示できるようにし、速報性を高めるとともに、情報周知力の向上を図りました。
- 市政懇談会の開催等、実施内容要旨を市ホームページ上で公開することにより、周知と情報の共有化を図りました。
- 市政アンケート調査、市政懇談会、市長とおしゃべりランチ等の多様な広聴機会を通じて、市民ニーズの把握に努めました。
- 地上デジタル放送の難視地域対策を完了しました。
- 庁舎内に誰でも利用できる Wi-Fi 環境を整備しました。

【現状と課題】

- 幅広く各世代に読まれ、求められる広報紙として、広報さのの編集や紙面構成の適宜見直しを行うことが必要です。
- スマートフォンに対応した市ホームページの刷新が必要です。
- 市民が行政に参画し、市民の意見が反映される広聴手段を充実することが必要です。
- インターネット未利用者の解消を図ることが必要です。

【施策の体系】

施策	基本事業
市政情報の共有と広聴活動の充実	**①広報活動の充実** **②広聴活動の充実** **③ ICT 活用能力の向上とオープンデータ ※3 の活用**

※１：Information and Communication Technology（インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー）の略称で、情報及び通信に関する技術の総称。ＩＴとほぼ同義語だが、情報通信技術のコミュニケーション性を強調しており、ネットワーク通信による情報・知識の共有を念頭に置いた表現となっている。
※２：social networking service（ソーシャル ネットワーキング サービス）の略称で、Web 上で社会的ネットワークを構築し、人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供するオンラインサービス
※３：インターネットなどを通じて誰でも自由に入手でき、機械判読に適したデータ形式によって、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータの総称

【施策の基本方針】

①広報活動の充実

- 広報さのの充実を図るとともに、市ホームページについては CMS※4 を導入し、利用しやすいサイトを目指します。
- ツイッター、フェイスブック等 SNS を活用した積極的な情報発信を行います。
- ICT を活用した広報活動の充実を図ります。
- 災害時の効果的な広報活動について検討します。

②広聴活動の充実

- 市民の意向を把握し、施策に反映させるため、市政懇談会を実施します。
- パブリック・コメント制度※5 の活用、市政アンケート調査、佐野市へ一言などの広聴活動を通して、市民の行政参画を促します。

③ ICT 活用能力の向上とオープンデータの活用

- 市政情報の入手や市政への意見など、双方向の情報伝達手段として、市民の ICT 活用能力の向上を図ります。
- 市民協働による地域課題の解決や民間サービスの創出を促進するため、オープンデータの活用を推進します。

【主な成果指標】

成果指標	単位	実績基準値（平成 28 年度 2016 年度）	目標値（平成 33 年度 2021年度）
市民が知りたい行政の情報が十分に提供されていると感じている市民の割合	%	70.2	86.0
市民の意見を行政に伝える機会が確保されていると思う市民の割合	%	－	50.0
インターネットを利用している市民の割合	%	68.3	73.0

※ 4：contents management system（コンテンツ マネジメント システム）の略称で、ホームページを作成するソフトウェアのひとつ。Web コンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを一元的に保存・管理し、サイトを構築したり編集したりするソフトウェアのこと。

※ 5：市の基本的な政策等を策定する過程において、その政策等の趣旨や目的、内容等を公表して市民から意見を募集し、提出された意見等を考慮して政策の意思決定を行うとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続きのこと。

■市民が知りたい行政の情報が十分に提供されていると感じている市民の割合

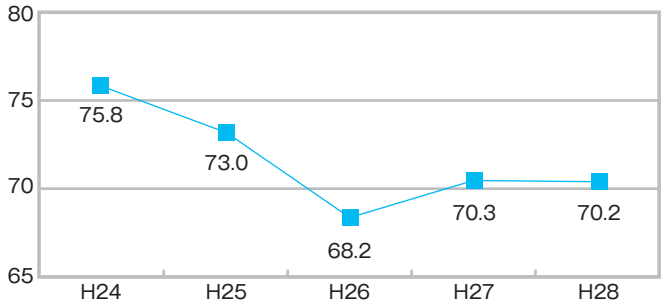

【役割分担】

市民	• 市政に関する情報を収集し、関心を持ちます。 • パブリック・コメント制度、佐野市へ一言などを利用し、市政に参画します。
事業所	• 広報さのなどの配布に協力します。 • 利用しやすい情報通信サービスを提供します。 • 事業所内の情報化を促進させます。 • オープンデータによる様々な新ビジネスの創出や企業活動の効率化を図ります。
行政	• 行政情報を迅速にわかりやすく提供し、情報の共有化に努めます。 • パブリック・コメント制度、市政アンケート調査などの広聴活動を通して、市政に多くの市民が参画できるように努めます。 • 講習会を通じて、市民へ ICT 活用の機会を提供します。 • 公共データを二次利用可能な形で提供します。 • マイナンバーカードを普及させるため、利用価値を高める対策を検討します。

【関連する個別計画】

- 佐野市情報化計画（佐野市 ICT 推進プラン）

広報さの

フェイスブック

ツイッター

資料編

計画策定の経過

年月日	内容等
平成28(2016)年 5月30日	平成28(2016)年度 第１回策定委員会の開催 •策定体制、方針の決定
6月22日～10月7日	地区別懇談会の開催（11会場） •総合計画策定の説明と意見、要望の把握
7月～9月	「未来佐野市」こども絵画・標語コンクール作品募集 絵画 78人（25小学校）　標語35人（10中学校） 表彰式（平成29年2月3日） 絵画・標語作品展（平成29年2月3日～6日）
8月	まちづくりアンケートの実施 市民2,000人無作為抽出　有効回収率（46.2％）
8月10日	策定に伴う市長インタビューの実施
12月21日	第２回策定委員会の開催 •策定状況の報告、政策体系（案）の検討
12月26日～3月7日	関係団体（11団体）懇談会
平成29(2017)年 1月27日	第３回策定委員会の開催 •基本構想（案）、政策体系（案）の検討
1月31日	市民まちづくり会議の開催（委員12名） 第１回　1月31日 第２回　2月27日 第３回　3月21日
2月13日	第４回策定委員会の開催 •基本構想（案）、政策体系（案）の検討
3月21日	第５回策定委員会の開催 •基本構想（案）の検討
3月29日	第６回策定委員会の開催 •基本構想（案）の検討
4月26日	平成29(2017)年度 第１回策定委員会の開催 •計画策定スケジュールの確認
4月27日	市議会議員との懇談会 •基本構想（案）の説明、意見聴取
5月15日	第２回策定委員会の開催 •基本構想（案）の検討

年月日	内容等
5月29日～7月20日	策定懇談会の開催（委員19名） 第１回　5月29日　基本構想（案）の検討 第２回　6月26日　〃 第３回　7月20日　〃
6月19日～7月19日	地区別懇談会の開催（４会場） •基本構想（案）の説明と意見、要望の把握
8月7日	策定懇談会意見書提出
8月25日	第３回策定委員会の開催 •基本構想（案）の検討
9月1日	市議会議員との懇談会 •基本構想（案）の説明、意見聴取
9月15日～10月16日	基本構想（案）についてパブリックコメントの実施
11月1日	第４回策定委員会の開催 •基本構想（案）の決定
11月9日	市議会議員との懇談会 •基本構想（案）の説明
11月20日	第５回策定委員会の開催 •前期基本計画（案）の検討
11月24日	政策体系（案）を議員全員協議会に報告
12月15日	市議会議決 •第２次総合計画基本構想
12月20日	第６回策定委員会の開催 •前期基本計画（案）の検討
12月26日	前期基本計画（案）を議員全員協議会に報告
12月28日～１月26日	前期基本計画（案）についてパブリックコメントの実施
平成30(2018)年 2月9日	第７回策定委員会の開催 •前期基本計画（案）の検討
2月16日	第８回策定委員会の開催 •パブリックコメントの意見検討 •前期基本計画（案）の決定

策定懇談会委員名簿

役職	氏名	備考
会長	三橋　伸夫	宇都宮大学 名誉教授
副会長	林　　香君	文星芸術大学 名誉教授
委員	藤田　　睦	佐野日本大学短期大学 准教授
委員	矢島　堅司	佐野商工会議所 会頭
委員	廣瀬　正道	佐野市あそ商工会 会長
委員	大芦　　宏	佐野農業協同組合 代表理事組合長
委員	金子　朋弘	一般社団法人佐野青年会議所 理事長
委員	上岡　良雄	佐野市町会長連合会 会長
委員	川久保　紀久子	男女共同参画ネットワークさの 会長
委員	小倉　重人	一般社団法人佐野市医師会 常任理事
委員	青木　　勇	佐野市文化協会 会長
委員	笹川　敏男	佐野市小中学校PTA連絡協議会 会長
委員	阿部　　茂	佐野市体育協会 理事長
委員	藤波　一博	一般社団法人佐野市観光協会 会長
委員	落合　昭雄	社会福祉法人佐野市社会福祉協議会 副会長
委員	秋田　　清	連合栃木わたらせ地域協議会 議長
委員	辻　　真夫	栃木県総合政策部地域振興課 課長
委員	大平　芳弘	栃木県警察佐野警察署 署長
委員	西川　能文	栃木県県土整備部安足土木事務所 参事兼所長

策定懇談会開催状況

開催日	開催場所	検討事項等
平成29(2017)年 第１回　5月29日	市役所　大会議室AB	•委員委嘱 •正副会長選出 •策定懇談会について •基本構想(案)の検討
第２回　6月26日	市役所　市民活動スペース	•基本構想(案)の検討
第３回　7月20日	市役所　市民活動スペース	•基本構想(案)に対する意見書(案)のとりまとめ
意見書提出　8月7日	市役所　市長公室	•基本構想(案)に対する意見書の提出

市民まちづくり会議委員名簿

役職	氏名	備考
委員長	長江　庸泰	佐野日本大学短期大学 学科長
副委員長	荒井　達喜	公募委員(学生)
委員	宮森　勝市	公募委員(NGO役員)
委員	牧子　里奈	公募委員(学生)
委員	大澤　米蔵	公募委員
委員	大塚　晴菜	佐野日本大学短期大学 学生
委員	齋藤　　瞳	佐野日本大学短期大学 学生
委員	高橋　杏奈	佐野日本大学短期大学 学生
委員	岩崎　英幸	市職員
委員	中田　祥吾	市職員
委員	櫻井　恵子	市職員
委員	茂木　　悠	市職員

市民まちづくり会議開催状況

開催日	開催場所	検討事項等
平成29(2017)年 第1回　1月31日	市役所　203会議室	•委員委嘱 •正副委員長選出 •計画の策定について •市民まちづくり会議の進め方について
第2回　2月27日	市役所　市民活動スペース	•今後のまちづくりに関する意見交換 •計画策定に関する意見書(案)について
第3回　3月21日	市役所　702会議室	•計画策定に関する意見書(案)のとりまとめ •計画策定に関する意見書の提出

地区別懇談会開催状況

回	開催日	地区	場所
1	平成28(2016)年 6月22日	佐野地区	中央公民館
2	6月24日	植野地区	植野地区公民館
3	7月4日	界地区	界地区公民館
4	7月14日	犬伏地区	犬伏地区公民館
5	7月20日	堀米地区	城北地区公民館
6	7月27日	旗川地区	旗川地区公民館
7	8月3日	吾妻地区	吾妻地区公民館
8	8月10日	赤見地区	赤見地区公民館
9	9月28日	新合・飛駒地区	新合総合センター
10	10月5日	葛生・常盤・氷室地区	葛生あくとプラザ
11	10月7日	田沼・田沼南部・栃本・ 田沼北部・戸奈良・ 三好・野上地区	田沼中央公民館
12	平成29(2017)年 6月19日	佐野地区	中央公民館
13	6月27日	田沼地区	田沼中央公民館
14	7月4日	佐野地区	城北地区公民館
15	7月19日	葛生地区	葛生あくとプラザ

第２次佐野市総合計画
基本構想・前期基本計画
平成 30 年（2018 年）3 月

発行　佐野市
編集　佐野市総合政策部政策調整課
〒 327-8501 栃木県佐野市高砂町 1 番地
TEL：0283-20-3000
FAX：0283-21-5120
E-mail：seisaku@city.sano.lg.jp
ＵＲＬ：http://www.city.sano.lg.jp

佐野市の花

かたくり

佐野市の木

松

佐野市の鳥

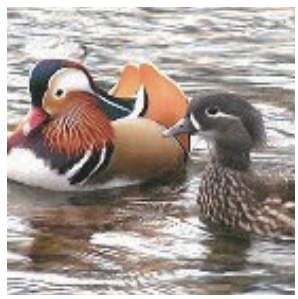

おしどり